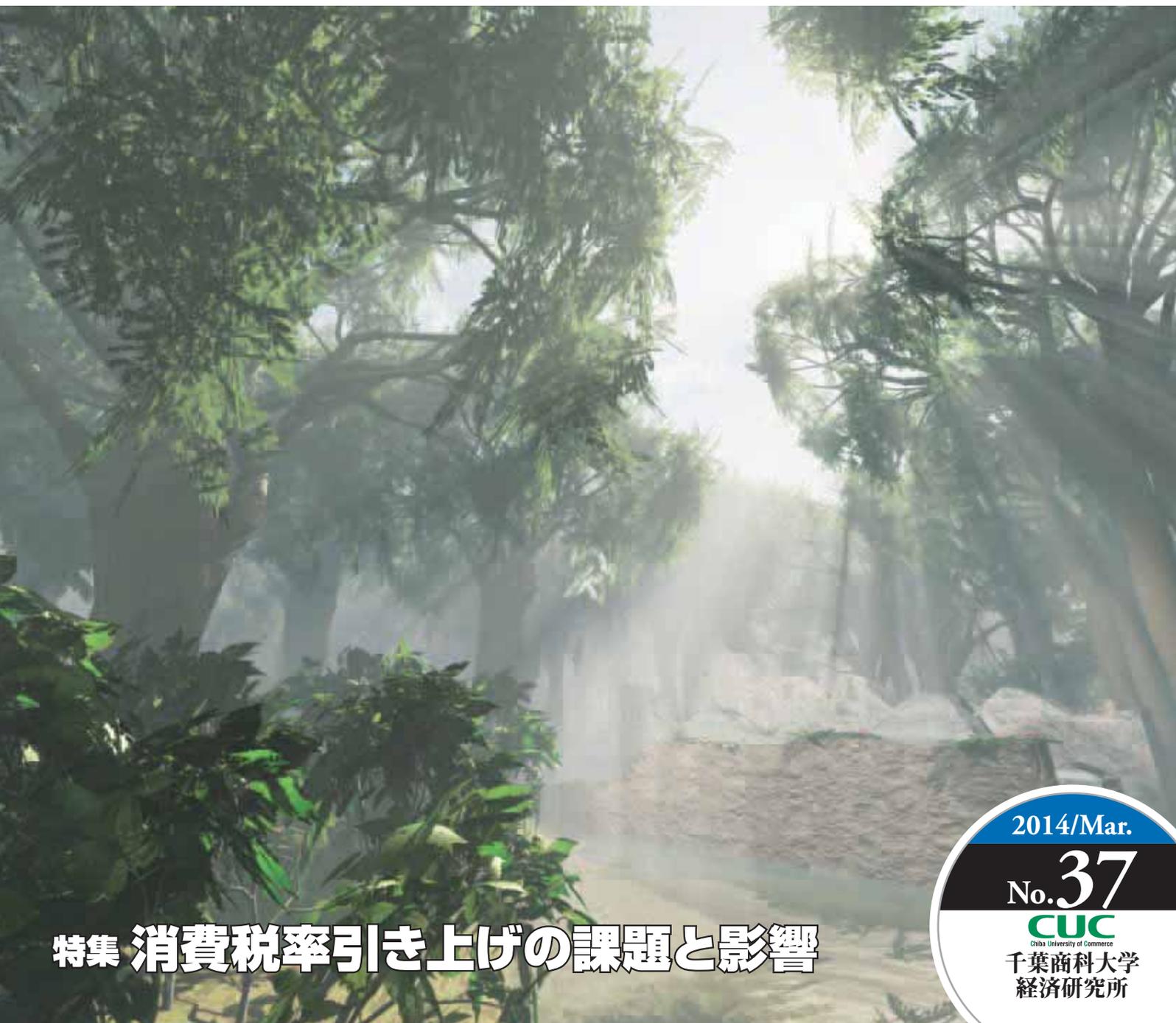


# CUC

Chiba University of Commerce

# View & Vision



特集 消費税率引き上げの課題と影響

2014/Mar.

No. 37

CUC

Chiba University of Commerce  
千葉商科大学  
経済研究所

目次

**巻頭言：国ならびに地方自治体の財政運営における発生主義会計の知恵** ..... 1  
前会計検査院長 明治大会計専門職研究科教授 山浦 久司

**特集：消費税引き上げの課題と影響**

**特集の狙い** ..... 3

千葉商科大学商経学部教授 経済研究所長 上山 俊幸

**消費税の福祉目的税化への警鐘** ..... 4

富士大学経済学部経営法学科講師(政策研究博士) 江波戸 順史

**消費税制の課題と解決策の検討** ..... 10

～消費税増税にともなう税務行政及び納税協力への影響の検討を中心として～

千葉商科大学大学院経済学研究科客員教授・税理士 田井 良夫

**駆け込み需要と異時点間の消費選択** ..... 18

千葉商科大学政策情報学部准教授(小栗プロジェクトメンバー) 小林 航

**消費税の軽減税率導入と給付付き税額控除** ..... 24

桃山学院大学経済学部准教授 田代 昌孝

**日本の風土と消費税** ..... 29

—導入から税率引き上げプロセスの再検討—

千葉商科大学商経学部教授 栗林 隆

エッセイ

6年目の「サービス創造学部 (Faculty of Service Innovation)」 ..... 34

千葉商科大学サービス創造学部長・教授 吉田 優治

最新ビジネス・レポート

中国経済の現状と展望 ..... 40

千葉商科大学政策情報学部教授 石山 嘉英

TOPICS

信用金庫の挑戦 ..... 44

～「原発のない安心できる社会」の実現をめざして～

城南信用金庫理事長 吉原 毅

家庭用3Dプリンター雑感 ..... 49

千葉商科大学商経学部教授 山本 恭裕

教育の現場を知る

伝統校の復活を目指して ..... 52

～初任校長として～

千葉県立上総高等学校長 松本 吉充

「謝道」～感謝しながら生きる～ ..... 55

静岡県立遠江総合高等学校教諭 澤田 新太郎

英語と私 ..... 58

千葉県立浦安南高等学校教諭 細 喜朗

事業レポート

経済研究所公開講座「ユニバーシティ・レクチャー」

会計監査も洞察不可能な

建物大規模修繕工事の不正会計 ..... 61

税理士 博士(政策研究) 土屋 清人

編集後記 ..... 63

千葉商科大学商経学部教授 経済研究所長 上山 俊幸

昨年、冬休みを利用して妻と二人でアンコール・ワットを旅した。

私は二度目、妻は初めての訪問である。トゥクトゥク(バイク牽引二輪車)に乗っての4日

間の気ままな遺跡巡りだったが、ツアーバスやガイド付きハイヤーよりも民衆の生活の場に触れる機会が多く、それだけに、道路インフラ、公共交通機関、治水、上下水道、病院や医療制度、教育機関など、日本と較べれば異次元ともいえる劣悪な生活環境に妻は驚いたようである。

とくに、どこへ行っても子供達が物売り、物乞いをして付きまとう光景に、妻は私たちの孫と重ね合わせて心を揺らされたらしく、「この国の未来はどうなるの」と私に尋ねた。妻の問いかけには、「前に来たときよりも良くなっているよ」と曖昧に答えるに留めた。しかし、私は、壮大なアンコールの遺跡群と、それを建造した民族の末裔の現状を目の前に交差させながら、「遠くない将来、日本でも同じような状態に陥ることだってあり得るのではないか」と、妻とは別の思いに駆られた。

日本は長年にわたっての潤沢な公共工事予算のおかげで国土の隅々まで人の手が加えられ、さらにハード面のインフラだけでなく、たとえば情報ネットワークなどのソフト面のインフラ整備も世界の先端を走っている。おかげで、日本人は便利で快適な環境のなかで生活できるのだが、一方で、ひた走りの財政運営に潜むリスクを、常々、私は感じている。

ここで、私の専門分野である会計学の観点から国や地方自治体の財政運営と予算編成を俯瞰したとき、発生主義会計の視点からの長短期の解析が行政府内でもっとあってしかるべきだし、予算編成上の具体的な対応も必要であると考えている。また、国や自治体は国会議員や地方議員、国民や地方住民に向けて、発生主義会計の視点も踏まえて、自らの財政状態や予算編成についての説明をするべきだと考える。

たとえば、景気対策として道路建設工事を施工したとしよう。一時的な景気対策としても工事竣工時の建設代金の支払いだけでなく、将来にわたって維持修繕の支出が必要となる。維持修繕費は新設の段階では少なく、老朽化するに連れて増えていく。とすれば、維持修繕に備えての引当金を基金として供用開始の時点から、順次、予算化して設ける必要がある。そうしなければ、将来の大修繕をする世代に一挙に負担をかけることになる。

その公共工事の対象が償却性資産であれば、さらに減価償却費に相当する額を耐用年数にわたって積み立てなければ、建替更新費が将来世代にのし掛かる。新築時や更新時の世代が運悪く、供用開始後の世代はサービスを受取るだけというのは不公平でもある。

このような懸念も、「わが国の経済力を盛り上げ、蓄積した金融資産

## 国ならびに地方自治体の 財政運営における 発生主義会計の知恵

前会計検査院長  
明治大学会計専門職研究科教授

山浦 久司  
YAMAURA Hisashi



を背景にすれば、税金や建設国債の発行で年度予算程度は賄える」という、「上げ潮派」論調の前に一蹴されそうだが、果たしてそうだろうか。わが国財政の累積赤字が破綻の危険水域を越えているかどうかの議論は置くにせよ、将来世代の負担になることは明らかである。

また、自然災害が多いわが国の特殊事情も財政のリスク要因となり得る。東日本大震災からの本格復興はこれからだが、今のところ何とか乗り越えられそうである。しかし、今後、首都直下型地震の心配もある。その時に、復興のための財源が枯渇し、全国に展開している公共インフラの改修もままならないという事態にでもなれば、アンコール・ワットの再現も非現実とはいえない。

以上の論旨から、既存、あるいは新規のインフラの維持、改修、更新に備えた財政的な手当が大切だといった小さな結論に落ち着かせようとするのではない。

わが国や自治体の財政運営と予算編成には発生主義会計の知恵を生かすべきであると、改めて提言したい。たとえば、年金、医療、介護、生活保護などの社会保障の制度を改良したり、新しく設計したりするにしても、将来の支出要因のうち、現時点で明確に把握できるものは負債として認識すべきであろう。これも発生主義会計の知恵である。

さらに、行政府が公共サービスを提供する際、目に見えるコストは人件費などの経常経費であるが、施設を使えば減価償却費もコストになる。また、昔から所有している国有財産を公共サービスに使う場合、台帳価額自体は現在の物価水準と較べれば微々たるものだとしても、その資産を他の用途に使えば得られるはずの収益が予測できれば、それは機会原価となって、コストになる。そして、これらの正確なコストを政府が常に把握しておかねば、受益者負担額などの算定はできない。

わが国の政府や自治体の会計は、長く現金収支基準で行われてきた。政府や自治体の会計は予算管理の手段だという考えが根底にあるからである。だが、限りある財政資源を、現世代と将来世代にどのように分配し、どのように負担させるかの発想は現金主義会計からは生まれない。また、正確な行政コストを把握するためにも発生主義会計の知恵が必要である。

今、国や地方自治体の会計のあり方が論議され、改革の途上にある。改革のメニューには、予算と発生主義会計の融合があげられているが、その成果を期待したい。

特集

# 消費税率引き上げの課題と影響



# 特集の狙い



いわゆる社会保障・税一体改革関連8法案は、2012年8月に成立し、消費税は2014年4月1日から8%に引き上げられる。いまでもなく日本国憲法第30条に国民の納税義務が記述され、国民はそれを果たす必要がある。すでに国家収入の柱の一つになった消費税は、老若男女に関わりなく関係してくるものであるだけに多くの人が関心を寄せる問題であったが、今回の消費増税が福祉目的税ということから国民からコンセンサスが得られたとされる。消費税は1989年4月に税率3%として導入され、1997年4月にそれが5%に引き上げられ、今回の引き上げを迎えたのであるが、消費税導入当初からこれまでさまざまな制度上の欠陥が指摘され、それらが徐々に改善されてはいるものの、根本的な問題は解消されずに現在に至っている。

そこで本号では、消費税増税実施のこの機会に、専門のかたからご寄稿をいただき、消費税に関して税制面での議論をするとともに、政治や経済といった領域も視野に入れた考察も含めて、より議論を深めようと企図した。

1本目は、今回の消費税増税について、国民のコンセンサスを得やすいという理由で消費税を福祉目税化することに対して疑問を投げかけている。用途が特定され特定の公共財の供給にだけその利用が認められる目的税は、受益と負担の関係が明確になるものに限定されるべきであるとし、その関係がない場合には目的税とするべきではないとする。消費税もその受益と負担の関係が明確にされ、受益者負担が求められるべきであり、消費税は社会保障のような特定の財政需要ではなく、多種多様なものに充当されるべきであると主張する。そして、福祉目的税化が、財政の硬直化につながることや、消費税を自動的に増税するシステムが構築されてしまうことなど、注意すべき点をあげている。

2本目は、非課税取引と不課税取引の違いとその区分を解説し、投資形態によって消費税の取り扱いが不公平を生んでいると指摘し、非課税取引と不課税取引の区分の再検討が必要であるとしている。記帳義務・帳簿保存義務に関して記帳代用書類の事務負担の観点を取り入れた議論を行い、法人税・所得税との関係で消費税法を改正の必要性を主張している。さらに、コンプライアンスコストを抑えるために、電子インボイス方式の導入と普及に関して議論している。そして最後に国際取引および電子商取引への対応にも言及し、課税事業者登録番号制度による

データ電子化と、国際的な税務当局間の協力のための多国間税務行政執行共助条約も視野に入れ、幅広い範囲で消費税制の課題を検討している。

3本目は、消費税率の引き上げがマクロ経済に及ぼす影響として駆け込み需要とその反動減があるが、ミクロ経済学の教科書に登場するような異時点間の消費選択モデルでは異時点間の代替効果を説明することはできても、駆け込み需要とその反動減を説明することは難しいことから、ここに焦点を当ててそのメカニズムについて議論している。そして、実際に標準的な異時点間の消費選択モデルを修正したシンプルなモデルを作成し、実際にそれを動かしてみ、駆け込み需要とその反動減を再現させることに成功している。

4本目は、2013年の政権交代によって、消費税の逆進性に対する緩和策は、給付付き税額控除から軽減税率導入に変化したとし、現在のわが国における消費税の捕捉は帳簿方式からインボイス方式へと変更していく必要があるが、逆進性緩和効果はあまり期待できない可能性があるとして主張する。また、消費税に関しては、個人のライフサイクルを考えるべきであると主張する。軽減税率の導入と給付付き税額控除の比較は世代間のみならず、世代内でも行う必要性があるとし、世代間の所得と消費税負担の変化、および世代内の消費税の逆進性に関して、実際にデータを使って分析している。

5本目は、昭和50年の赤字国債発行以来、わが国の財務省(旧大蔵省)の長年の悲願であった消費税導入の時代的な背景と政治との関係、そして導入から今日に至るまでの消費税法改正の変遷を踏まえて、現在、消費税の抱えている問題点を浮き彫りにしている。そのなかで、「ノンアフェクション原則」を引いて、福祉目的税化といった特定の税収と特定の支出を紐づける方法は好ましくなく、財政硬直化の危険があることなど、消費税について注意すべき事項を述べる一方、少子高齢化社会を視野に入れて消費税そのものの持つ利点を解説している。今後の税率引き上げ時に留意すべき点として、逆進性問題と益税問題の解決、そして個別消費税の廃止と一本化をあげている。

千葉商科大学商経学部教授 経済研究所長

**上山 俊幸**  
UEYAMA Toshiyuki

# 消費税の福祉目的税化への警鐘



富士大学経済学部経営法学科講師  
(政策研究博士)

**江波戸 順史**  
EBATO Junji

## プロフィール

法政大学経営学部卒業  
千葉商科大学大学院商学研究科修士課程修了  
明治大学大学院政治経済学研究科前期課程修了  
明治大学大学院政治経済学研究科後期課程単位取得  
千葉商科大学大学院政策研究科後期課程修了

## 1 はじめに

平成26年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられ、平成27年10月には10%になる予定である(以下「消費税の増税」)。国民が注目するのは、消費税の増税により生じる負担増に関してであろう。平成元年に消費税が導入された当時の税率は3%であったが、その後平成9年には5%にまで引き上げられた。二度にわたるこの消費税の増税は、国民に大きな負担を与え、ひいては経済の低迷につながったことが記憶に残されている。

また、消費税の増税との関係から国民が注目するのは、逆進性の問題であろう。税金を課す場合には「公平」が求められる。公平に課税するには、税金を負担する能力が同じ納税者は同じ負担を負い、それが異なる場合には異なる負担を負うべきであると考えられる。すなわち、高所得者は重い負担を負い、低所得者は軽い負担を負うことになる。しかしながら、消費税は消費に課される税金なので、特にその負担は低所得者を直撃する。その結果、低所得者に

重い負担となり、本来あるべき公平とは反対の形になる。

このように、消費税の増税と言うと、国民の負担に関して一点に注目が集まるが、今回はそれだけでなく、消費税の福祉目的税化にも注目しなければならない。消費税を増税する背景に、社会保障費の増大がある。今後その速度はさらに増すと予想され、そんな中で社会保障費に充当する財源として消費税が増税されることになったのである。しかしながら、社会保障費が増大するからと言って、社会保障に用途が特定された目的税に消費税を変容する必要があるのだろうか。

本稿では、このような問題意識のもと、消費税の福祉目的税化を批判的に考察する。まず、税金がどのような役割を果たすべきか、そして目的税はなぜ必要かに関して検討する。つぎに、今回の増税に伴う消費税の福祉目的税化に関して考察する。そして、消費税の増税と同時にその福祉目的税化が進められた理由を探り、消費税を福祉目的税化する問題を明らかにする。

## 2 税金の役割と目的税の意義

### 1. 税金が果たす第一の役割

そもそも税金はなぜ必要なのであろうか。その答えは、民間では供給できない外交、国防、社会保障などの公共財を国民に供給するために必要なのである。大抵、私たち国民の生活に必要なものは市場を通じて供給される。例えば、食料品は近所のスーパーなどで手に入れることができる。もちろん、この場合その食料品は代金を支払って買うことになる。また、食料品は誰かと共有するのではなくその買った

人が消費する。

しかし、公共財には民間では当たり前のことがあてはまらない。上記のような公共財については、代金を支払った人だけがそのものを消費するようなことはできない。例えば、自衛隊が税金を支払わない人を守らないということはない。また、公共財が一つ供給されると複数の人が同時にそれを利用することができる。すなわち、国防はひとりの人のためにあるのではなく、日本の国民全員のためにある。

公共財はこのような性質をもつために民間では供給されないか、供給されたとしても不十分になることがわかっている。国民が必要とするのに供給されないのは問題である。そこで、民間に代わり、政府が税金を使い公共財を供給することになる。なお、田中(2000)が指摘するように、後述する目的税化は例外的であって、特別な理由がない限り、税金は使途が特定されずどのような公共財の供給にも充当されるべきである<sup>1</sup>。

## 2. 目的税化によるマイナス効果

使途が特定されているか、特定されていないかに基づく、税金は普通税と目的税に区分できる。普通税は、使途が特定されておらず、いかなる公共財の供給にも充当ができる。他方、目的税は、使途が特定され、特定の公共財の供給にだけその利用が認められる。

一般的には、吉田(2000)でも指摘するように、国庫統一の原則のもと税金を含むすべての歳入を国民にとって優先度の高い公共財に割り当てるのが望ましいと考えられる<sup>2</sup>。そのため、この場合、使途が特定されていない普通税が中心とならなければならない。しかし、目的税に関しては、この優先度に関係なく、特定の公共財を供給するために利用されるので、国庫統一の原則から逸脱すると同時に、国民の意見を軽視した公共財の供給が行われる可能性がある。

例えば、目的税としてのガソリン税(いわゆる、道路特定財源)は、道路の建設・維持管理にだけ利用

が可能であった<sup>3</sup>。確かに、高度経済成長期のように緊急的にインフラを整備する必要がある場合には、傾斜的に必要性の高い公共財の供給に目的税を充当することは意義があった。しかし、現在のようにインフラが十分に整備されている状況では、ガソリン税が目的税である必要はなく、むしろ目的税であるために、国民が求めるその他の公共財にその税収を配分することができないことになる。

## 3. 目的税が存在する根拠

とは言え、現在目的税は複数存在する<sup>4</sup>。これは普通税とは別枠で目的税を設置した方が望ましいと考えられるからであり、その根拠が「受益者負担」である。受益者負担のもとでは、何らかの便益を受けた者がそれ相応の負担を負うことが求められる。上述のガソリン税が目的税であるのもまた、受益者負担に基づき、道路を利用することから受ける便益に応じて、その利用者に負担を負わせることが可能になるためである。

なお、目的税でなくても、私たちの生活の中には受益者負担が求められる場面が多々ある。市役所で住民票を発行してもらえば手数料がかかる。この場合、その住民票を求めた者は行政事務から便益を受けたのだから、それに応じて手数料という負担を負わなければならない。市営のスポーツ施設を利用すれば使用料がかかる。これもまた受益者負担のもと、施設を利用するという便益に応じて使用料を負担することになる。

このように、受益者負担では、受益と負担の関係が明確にされ、受益に応じた負担が求められる。目的税について言えば、このような受益者負担が認められるものに限り、普通税とは別に設置されるべきであり、反対に、受益と負担の関係がないならば、特に目的税とする必要はない。消費税の福祉目的税化においても、消費税を目的税とするからには、受益者負担が求められるべきである。すなわち、社会保障から便益を受けた者が消費税を負担するのがあるべき形であるが、この点については後述する。

1 田中[3] p.160では、目的税化の理由として次の点をあげている。①その使途が社会的重要性、優位性をもつ、②納税者が事業から利益を受ける、③当該税目が当該地方団体の財政需要を賄ううえで極めて重要である、④特定の事業に要する費用をその受益者が賄う必要がある。

2 吉田[9] p.85。

3 2009年、道路特定財源は一般財源化(使途が特定されていない財源)された。

4 特に地方税に目的税が多く、道府県税である自動車取得税、軽油取引税、入猟税、水利地益税、及び市町村税である入湯税、事業所税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税がそれである。

### 3 消費税の福祉目的税化の枠組み

#### 1. 消費税の福祉目的税化とは何か

消費税は、国民による消費に課税され、国民に身近な重要な税金である。所得税や法人税と並び、消費税は公共財を供給するための基幹税として役割を果たす普通税でもある。福祉目的税化は、このような消費税の用途を社会保障に特定しようとする試みであり、以下では、消費税率との関係からその福祉目的税化の形を検討してみたい。

増税前の消費税率は5%であり、その内訳をみると、消費税(国税)の4%と地方消費税(地方税)の1%に区分できる。多くの国民が5%全部が国税の消費税であると考えているであろうが、実はそのうち1%分は地方税である地方消費税が課されている。平成26年の増税では税率が8%にまで引き上げられるが、この場合も国税の消費税は6.3%であり、地方税である地方消費税は1.7%となる<sup>5</sup>。

図1には消費税率の区分とそれに応じた用途の関係が示されている。この図から読み取れるように、増税後、国税と地方税を合わせた消費税8%が福祉目的税化されるわけではない。その対象となるのは国税の6.3%分であり、さらにその29.5%は地方交付税交付金として地方に配分されるので、福祉目的税化されるのは「6.3% - (6.3% × 29.5%)」分である。

#### 2. 所得税ではなく消費税が対象

ところで、なぜ福祉目的税化の対象が消費税なのであろうか。公平な課税が期待できる所得税ではな

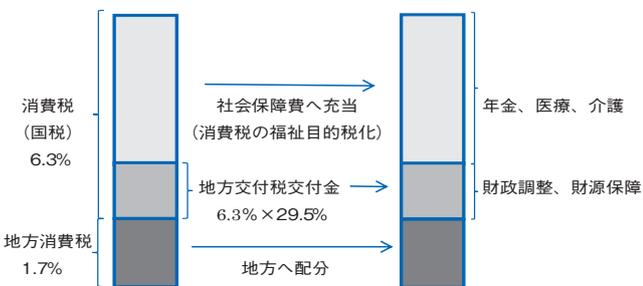


図1 消費税率の区分とその用途

く、消費税を福祉目的税化する理由を、藤田(1986)と吉田(1999)が、それぞれ異なる観点から明確にしている。

#### (1) 累増する所得税負担からのアプローチ

まず、藤田(1986)では、累増する所得税負担の観点から、消費税の課税、ひいては福祉目的税化を推奨している<sup>6</sup>。

- ① 給与課税一辺倒の財源調達方式は、中堅給与所得者層の税制に対する不満を強める。
- ② 個人直接税および類似負担への依存度がこれ以上に高まると、水平的公平という観点からみて、給与所得者層の立場が相対的に不利になる。
- ③ 個人直接税負担率の増大が続けば、いずれは勤労意欲に悪影響を及ぼす。
- ④ 限界税率が高くなればなるほど、脱税及び租税回避への誘因が強まる。

すなわち、これらの指摘によれば、所得税ばかりを重課するのではなく、消費税のような間接税を課税することで、給与所得者の重い負担を軽減し、広い範囲で社会保障に対する負担を求めるためにも、消費税を対象に福祉目的税化が進められると言えよう。

#### (2) 公平と効率からのアプローチ

他方、吉田(1999)は、公平と効率の観点から、福祉目的税化の対象を所得税ではなく、消費税にすべき理由を明らかにしている<sup>7</sup>。まず前提条件として、所得税は累進税なので、所得再分配効果は大きいですが経済効率を低下させる一方、消費税は比例税であるために、所得税よりも所得再分配効果は小さく、また経済効率への影響も小さいことが勘案される。この前提のもと、もし仮に、所得税を福祉目的税化すると、所得税も社会保障費も、すなわち、歳入歳出の両面で所得再分配効果を大きくし、経済効率を引き下げることになる<sup>8</sup>。

それに対して、吉田(1999)によれば、消費税を福祉目的税化することで、所得再分配効果が大きいですが経済効率にマイナスの影響を与える社会保障費と、所得再分配効果は小さいが経済への影響が小さい消費

5 国税庁ホームページを参照。なお、平成27年10月からは、消費税(国税)7.8%、地方消費税(地方税)2.2%の合計10%となる。

6 藤田[7] p.21.

7 吉田[8] p.9.

8 藤田[6] p.165では、「消費税不適格論」を紹介し、「社会保障財源としての租税は、累進所得税のように分配の平等化に寄与するものが望ましい」と指摘されている。

税を組み合わせることができる<sup>9</sup>。その結果、吉田(1999)は「消費税を社会保障の特別財源とすることで『公平と効率』のトレードオフの下での最適なバランスを求める仕組みを設計することは可能になろう」と主張している<sup>10</sup>。

このように、公平と効率の観点による限り、所得再分配のもと公平をもたらすが、経済的な効率を妨げる所得税よりも、公平のための効果は小さいが、経済的な効率への悪影響が小さい消費税を福祉目的税化の方が、結果的に望ましい社会保障と税の組み合わせが可能になると期待できよう。

### 3. 社会保険料ではなく消費税が対象

さらには、増大する社会保障費の財源を捻出するならば、社会保険料を引き上げれば良いのではないかとの疑問が残る。確かに、理論的な見地から、社会保障費を社会保険料で賄えば、先述した受益者負担は成立するとの考えは今でも根強くある。しかし、それにも拘わらず、敢えて社会保険料ではなく消費税を増税するには理由があり、藤田(1999)はそれを次のように指摘している<sup>11</sup>。

- ①社会保険料方式では現役世代中心の費用負担になりやすいが、消費税であれば、高齢者にも応分の費用を分担させることが可能になる。
- ②高齢者の負担能力は、その年金収入や勤労所得だけでなく、利子等の資産所得や保有する資産ストックに左右されるが、消費税の税源である消費はこれを十分に反映するので、その負担能力に応じて拠出額に差を設けるならば、社会保険料よりも消費税の方が望ましい。
- ③比較的低い所得層から、確実にまた簡便に社会保障費の財源を徴収するためには、社会保険料よりも消費税の方が優れている。
- ④被用者と法人企業に社会保障のツケが回されすぎているという社会的不満を緩和するとともに、日本企業の国際的競争力を強めるためにも、消費税への依存度を高めるのは有効な政策である。

以上の理由から、社会保険料の引き上げではなく消費税の増税こそが社会保障費の増大に対応する望ましい政策であると考えられる。藤田(1999)の主張をまとめると、現行のシステムはもはや受益者負担のもとではなく、増大する社会保障費に危機感をもつならば、高齢者にも応分の負担を求めるべきであり、それを可能にするのが消費税なのである。なお、消費税による場合には逆進性の問題に直面するが、その点について、藤田(1999)は「財源が最低生活保障を確立するために使われるのであれば、それほどこだわる必要はない」と考えている<sup>12</sup>。

## 4 消費税の福祉目的税化の容認と結果

### 1. 国民が賛同する福祉目的税化

上述のような消費税の福祉目的税化は今回初めて議論されたことではない。これは社会保障費の増大が今始まったのではなく、以前から積極的に検討が進められ、その財源が探されてきたことを意味する。また同時に、消費税の増税に関して議論されてきたのだが、重要なのはその増税に国民が賛同するか否かである。

1989年(平成元年)に消費税が導入される前に、藤田(1986)では「新税は悪税なり」という慣用句を用いて、「新税導入は、それを必要とするよほど切実な理由がない限り、国民の承認を得られない」と指摘されている<sup>13</sup>。そのため、新税導入には国民の賛同を得るための切実な理由が必要になるわけだが、藤田(1986)によれば、消費税の導入前にあった物品税への批判はそれには該当せず、社会保障費に充当する財源の必要性こそが切実な理由となる<sup>14</sup>。

この時以外にも消費税の福祉目的税化が検討されてきたがその結論は同じである。すなわち、消費税の増税に対して国民は反対するであろうが、その増税分を増大する社会保障費に充当することにすれば、国民の賛同を得やすいという考えである。田中(1999)でも消費税の福祉目的税化に対する賛成論と

9 吉田 [8] p.9.

10 吉田 [8] p.9

11 藤田 [7] p.21.

12 藤田 [7] p.21. 逆進性は、累進性とは反対の概念であり、高所得者に軽い負担、低所得者に重い負担を負わせることである。

13 藤田 [5] p.46.

14 藤田 [5] p.46-47.

してその点が指摘されている<sup>15</sup>。また、野口(2010)においても、消費税の福祉目的税化を批判した上で、それに対する財務当局の反論として「消費税の用途が明らかになるので、増税に理解が得やすくなる」などと推測している<sup>16</sup>。

## 2. 社会保障の便益と消費税の負担

しかしながら、国民の賛同を得やすいからと言って、消費税の福祉目的税化を容認しても良いのであろうか。上述のように、消費税の福祉目的税化は、消費税を社会保障費に充当する目的税に変容させることである。この場合、消費税を目的税とするからには、受益者負担のもと、消費税と社会保障の間に受益と負担の関係が成り立たなければならない。その反対に、社会保障から便益を受けるのだから、それに応じて消費税を負担するという関係がなければ、消費税を福祉目的税化する意義はない。

田中(1999)は、この関係を「機械的、形式的に結びつけて、見かけ上の財政均衡を作り出そうとしているように見える」と批判的に評する<sup>17</sup>。確かに、消費税の福祉目的税化では、消費税の用途を社会保障に特定するために、受益(社会保障)と負担(消費税)の関係が成り立つように考えられるが、しかし、冷静に考えれば、社会保障と消費税との間に何の関係があるのだろうか。むしろ受益者負担を求めるならば、消費税の増税ではなく、社会保険料を引き上げることで、受益(社会保障)と負担(社会保険料)の関係が成り立つはずである。

さらに、吉田(2000)が指摘するように、所得税が所得に担税力を求め課税されるのに対して、消費税は消費に担税力があるという理由で課税される点を踏まえると、所得税の用途を社会保障に特定しないのと同じように、消費税を福祉目的税化する理由はない<sup>18</sup>。先述のように、受益者負担のもと社会保障に必要な財源を求めるならば社会保険料がその財源として適当であり、受益と負担の関係を考慮することなく、増大する社会保障費に充当するために消費税

を増税するならば、それを目的税とする必要はなく普通税のままで問題はない。むしろ消費税を目的税とすることで、財政の硬直化などの問題を引き起こす可能性がある。

## 3. 消費税の増税か、社会保障費の削減か

先述のように、税金が果たすべき第一の役割は公共財を供給するための財源調達である。しかしながら、その役割に加えて、吉田(2000)は、所得再分配や経済の安定化と並び、税金は歳出を制御すると主張する<sup>19</sup>。すなわち、消費税の福祉目的税化に関してみれば、消費税を増税するか社会保障費を削減するかの判断を求め、国民に「『受益と負担の比較衡量』を行わせる唯一の手段」として、消費税(税金)が役割を果たすことになる<sup>20</sup>。

さらに、吉田(2000)では、公共選択学派が提唱する中位投票者の理論を援用して、「中位所得者の税負担割合が相対的に大きな場合、小さな政府が望まれ、反対に小さな場合には大きな政府が選択される」と主張している<sup>21</sup>。そのため、この主張による限り、中間階層にある所得者が負う増税の負担と社会保障からの便益を比較して、負担が便益を超えれば社会保障費が削減され、消費税が上述の役割を果たすと期待される。

しかしながら、この役割を否定するように、社会保障費が増大すれば消費税が増税されるとの懸念もある。野口(2000)では、社会保障費が増大した場合に、消費税と一部をその他の歳入により賄う場合を想定し、その他の歳入を一定(すなわち、現在よりも増やさない)とすると、「社会保障関係費が増加すると、勘定の収支をバランスさせるために、消費税が自動的に増税される」と批判している<sup>22</sup>。つまり、この考えによれば、福祉目的税化は消費税を自動的に増税するシステムを構築することを意味する。

以上のように、消費税と社会保障費の関係がもたらす結果は不明と言わざるをえない。確かに、吉田(2000)が指摘する点は理論的には正しいのかもしれ

15 田中[3] p.159. 賛成理由の一つとして、用途が明確なため納税者の同意と納得を得やすい点が指摘されている。

16 野口[4] p.133.

17 田中[3] p.162.

18 吉田[9] p.86.

19 吉田[9] p.86.

20 吉田[9] p.80. さらに、芝田[2] p.12では、消費税の増税が社会保障費の抑制につながると認めながら、「その結果、サービスの量的・質的水準が低下する」と指摘している。

21 吉田[9] p.87.

22 野口[4] p.133.

ない。しかしながら、実際には、受益と負担の比較衡量によらず、社会保障のためならばと、高齢者支援の気持ちをもって、国民が消費税の増税に賛同する可能性は否定できない。だからと言って、野口(2000)が指摘するシステムを認めることにも抵抗があろう。もしそのシステムを容認するならば、民主主義のあり方、国会の存在意義が問われよう。

## 5 おわりに

本稿では、消費税の福祉目的税化へ警鐘を鳴らすべく、国民が見落としがちな問題に取り組んだ。以上の考察をまとめると次のようになる。

消費税の福祉目的税化とは、普通税である消費税を社会保障にその用途を特定した目的税に変容することに他ならない。ここで、目的税では特定の収入と特定の支出が関連することになり、その根拠は受益者負担に求められ、福祉目的税化した消費税もまた、他の目的税と同じように受益者負担のもと課税されるべきである。

この考えを厳守するならば、消費税の福祉目的税化では、社会保障からの便益を享受するのだから負担として消費税が課されるという理屈が成り立つはずである。しかしながら、実際には、社会保障と消費税との間には便益と負担の関係は存在しない。すなわち、受益者負担を消費税の福祉目的税化に求めるのは困難であり、その結果として消費税を目的税とする根拠もなくなる。

では、なぜ消費税を社会保障に用途を特定した目的税にするのであろうか。それは国民の賛同を得や

すいからである。大抵の場合、国民は増税には批判的であるが、それが社会保障のためとなれば増税も認める傾向にある。そのため、今回の消費税の増税においても、ただ増税するのではなく、増大する社会保障の財源確保のためであると、あたかも双方の間に関係があるかのように装うことで、消費税の増税に対する国民の賛同を得る工夫をしたのかもしれない。

しかしながら、これは看過されるべきではない。消費税を福祉目的税化するという事は、その税収を社会保障にのみ充当することであり、それは財政の硬直化につながる。国民の多種多様な財政需要に対応すべくあるべき消費税収が社会保障だけに拘束されても良いのであろうか。確かに、今回、増大する社会保障に充てる財源確保のために消費税が福祉目的税化される。しかし、現状を鑑みると、福祉目的税化しなくとも、他の税収と同様に増税後の消費税収は優先的に社会保障に充当されるのは明白であろう。

また、消費税を福祉目的税化することで、消費税を増税するか社会保障を削減するかを国民は選択することが可能になり、増税による負担が社会保障からの便益を超える場合には、増税は否定されるという指摘もある。しかしながら、その反対に、福祉目的税化は消費税を自動的に増税するシステムを構築するとの批判もある。結局のところ、これらの結果には賛否あるが、理論的に考えれば消費税の福祉目的税化は望ましくはない。消費税は社会保障のような特定の財政需要ではなく、多種多様なものに充当されるべきである。

### 参考文献

- [1] 加藤寛「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択」大蔵財務協会、2000年。
- [2] 芝田英昭「消費税の十年を検証する—「消費税の福祉目的税化」は歓迎していいか—」『賃金と社会保障』(126)、1999年。
- [3] 田中治「消費税の福祉目的税化の是非」『税経通信』55(12)、2000年。
- [4] 野口悠記雄「消費税福祉目的税化は議会の自殺行為」『週刊ダイヤモンド』98(15)、2010年。
- [5] 藤田晴「大型消費税導入は福祉目的税で—21世紀をにらんだ税制改革を」『エコノミスト』64(41)、1986年。
- [6] 藤田晴「消費税の福祉目的税化問題」宮島洋「消費課税の理論と課題」税務経理協会、1995年。
- [7] 藤田晴「消費税の福祉目的税化問題」『税経通信』54(5)、1999年。
- [8] 吉田和男「社会保障のあり方と消費税の福祉目的税化」『税務弘報』47(5)、1999年。
- [9] 吉田和男「消費税と福祉目的税」『ファイナンス』36、2000年。

# 消費税制の課題と解決策の検討 ～消費税増税にともなう税務行政及び納税協力への 影響の検討を中心として～



千葉商科大学大学院経済学研究科客員教授・  
税理士

**田井 良夫**

TAI Yoshio

## プロフィール

博士(法学)  
千葉商科大学大学院経済学研究科客員教授  
田井良夫国際税務会計事務所代表税理士

単著『国際的二重課税の排除の研究』(税務経理協会)、共著『国際租税論-概論-』(大蔵財務協会)他論文多数

## 1 本論文の目的と問題の所在

日本の消費税法については、従前から益税の問題や逆進性に対する批判、請求書等保存方式についての問題点などが指摘されているところである。しかし、これらの問題点等は未解決のまま、本年4月1日より消費税増税が施行される。

本論文においては、現行消費税法のいくつかの問題点を再検討し、増税にともなう影響等も考慮のうえ、その問題解決の方向性を検討することを目的とする。これにより、不公平と思われる現行制度を改善し、より透明性のある税務行政の向上及び納税者の納税協力が得られやすい消費税制の環境整備を検討する。

本論文で検討する問題点は、具体的には、①非課税取引と不課税取引の区分の問題、②記帳義務・帳簿保存義務にかかる帳簿代用書類の是非の問題、③インボイス方式の導入可否及び益税対策の問題、④国際取引及び電子商取引への対応の問題である。

なお、消費税の逆進性に対する問題に関しては、

給付付税額控除及び複数税率の導入が必要不可欠であるが、本論文では対象外とし、別途研究することとする。

## 2 非課税取引と不課税取引の区分の再検討の必要性

### 1. 非課税取引

消費税の非課税取引とは、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等であっても、課税対象になじまないことや社会政策的配慮から消費税を課税しない取引をいう(消法6①、消法別表第1)。例えば、土地、有価証券、商品券などの譲渡、預貯金の利子や社会保険医療などがこれに該当する。

### 2. 不課税取引

消費税の課税の対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等と輸入取引と規定されている(消法2⑨)。これに該当しない取引には消費税はかからず一般的には不課税取引という。例えば、国外取引、対価を得て行うことに当たらない寄附や単なる贈与、出資に対する配当などがこれに該当する。

### 3. 課税売上割合の計算上の非課税取引と不課税取引の取扱い

非課税取引と不課税取引では、課税売上割合の計算においてその取扱いが異なる。なお、課税売上割合は、分母を総売上高(課税取引、非課税取引及び免税取引の合計額)とし、分子を課税売上高(課税取引及び免税取引の合計額)とした場合の割合をいう(消法30⑥、消令48)。したがって、非課税取引は、

原則として分母にだけ算入するが、不課税取引は、そもそも消費税の適用の対象にならない取引であるため、分母にも分子にも算入しない。

#### 4. 非課税取引と不課税取引の区分の再検討の必要性

消費税の非課税取引には、ほとんどの事業者に生じる預金利子等もあれば、金融業や不動産業、医療業のように非課税取引を主たる事業としている事業者のみに生じるものもあるため、それぞれの事業者が適切な税額計算ができるよう非課税取引と不課税取引の区分をより詳細に規定にする必要があると考える。

例えば、投資目的の収益分配金に対する消費税の取扱いについて検討すると、次のような取扱いとなっている。

剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配は、株主又は出資者たる地位に基づき、出資に対する配当又は分配として受けるものであるから、資産の譲渡等の対価に該当しないことに留意する(消基通5-2-8)とされ、また、金融取引及び保険料を対価とする役務の提供等については、消費税法基本通達6-3-1により、消費税法別表第一第3号(利子を対価とする貸付金等)の規定においては、おおむね次のものを対価とする資産の貸付け又は役務の提供が非課税となるのであるから留意するとし、消費税法基本通達6-3-1(5)において集団投資信託、法人課税信託又は退職年金信託若しくは特定公益信託等の収益の分配金と定めている。

この消費税法基本通達から投資目的の収益分配金に対する消費税の取扱いを具体的に検討すると、特定目的会社<sup>1</sup>の配当金は不課税、集団投資信託(法法2二九)と法人課税信託(法法2二九の2)の分配金は非課税、匿名組合契約<sup>2</sup>に基づく収益の分配金は不課税となる。

このように、投資目的の収益分配金に対する消費税の取扱いは、その投資形態により差異が生じている状態である。現行においては、投資形態により消費税の取扱いが異なり、不公平が生じているといわざるを得ない状態である。そもそも非課税取引が必

要なのかの再検討の必要もあると考えるが、少なくとも現行制度の非課税取引と不課税取引の区分をより詳細に規定する必要があると考える。

### 3 消費税法の記帳義務・帳簿保存義務にかかる帳簿代用書類の是非の検討

#### 1. 消費税法上の記帳義務・帳簿保存義務

##### (1) 帳簿の記載事項と保存

課税事業者は、帳簿を備え付けて、これに①年月日、②書類の作成者の氏名又は名称、③書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称、④資産又は役務の内容、⑤税抜対価(税額の記載は任意)を整然と、かつ、明瞭に記録しなければならない(消令71①)。なお、課税事業者(簡易課税を選択した事業者を除く。)が仕入税額控除を受けようとする場合には、その課税期間の仕入税額控除に係る帳簿及び請求書等を保存しなければならない(消法30⑦)。帳簿は、これらの記載事項を記録したものであれば、商業帳簿でも所得税又は法人税における帳簿書類でも差し支えない(消基通17-3-1)。

##### (2) 仕入税額控除のために保存する帳簿の記載内容

仕入税額控除の要件としての帳簿代用書類の保存の可否については、法人税法では、法定事項を帳簿に記載することに代えて、それらの記載事項の全部又は一部が記載されている取引関係書類を整理・保存すること(帳簿代用書類)を認めているが、この帳簿代用書類は、消費税法第30条第8項(仕入れに係る消費税額の控除)に掲げる帳簿として扱われるものではない。

したがって、帳簿代用書類が保存されていても、消費税の仕入税額控除のための帳簿については、記載すべき事項の全部又は一部が欠落していることとなるため、「帳簿及び請求書等の保存」があるとは認められないことになる。

なお、仕入税額控除の適用を受けるためには、課税仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加えて、請求書、領収書、納品書など取引の事実を証する書類も併せて保存することとされている。

1 「資産の流動化に関する法律」(平成12年法律第97号)、第2条第3項。

2 匿名組合とは、商法による匿名組合契約に基づいて営業を行う場合の「共同出資による企業形態」の一種であり、商法第535条では「匿名組合契約ハ当事者ノ一方カ相手方ノ営業ノ為メニ出資ヲ為シ其営業ヨリ生スル利益ヲ分配スヘキコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス」と定義されている。

## 2. 所得税法上の記帳義務・記録保存義務

所得税は、納税者が自ら税法に従って所得金額と税額を正しく計算し納税するという申告納税方式を採用している。つまり、納税者が正確な記帳をすることが前提となっている。

そこで、記帳習慣を確立させるために導入されたのが青色申告制度である。青色申告では、税法上いくつかの優遇措置が受けられる代わりに、記帳が義務付けられている。

これに対し、白色申告では、青色申告のような特典がない反面、そのメリットの一つとして、原則として記帳義務がなかった。なお、申告納税方式のいっそうの定着を図るため、一定の場合、白色申告者にも、①記帳義務、②記録保存義務、③収支内訳書添付義務が規定されていた。

### (1) 平成24年度税制改正

#### ①改正の趣旨

そもそも記帳は、税の申告のためだけでなく経営管理にも資するものであり、事業活動を行う限りにおいては、中小・零細な事業者であっても何らかの記帳・記録を行っていると考えられ、また、近年の情報技術の進展により、それほど困難を伴わず記帳ができることになっていること等を踏まえ、今回の改正において、全ての個人事業所得者等に対して記帳義務を課すこととしたものである<sup>3</sup>。

#### ②改正の内容

改正により、その年の前々年分及び前年分の事業所得等の所得金額の合計額が300万円以下の個人事業所得者等についても、新たに記帳義務及び記録保存義務が設けられた。これにより、全ての個人事業所得者等は、その年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を簡易な方法により記録し、かつ、その帳簿（いわゆる帳簿代用書類を含む。）を一定期間保存しなければならないこととされた（所法231の2①、所規102）。

具体的な記帳義務の内容として、個人事業所得者等は、帳簿を備え付けて、その適用を受ける年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように、これらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引でこれらの所得に係る総収入金額及び必要経費に関する事項を財務大臣の定

める簡易な記録の方法に従い、整然と、かつ、明瞭に記録しなければならないこととされた（所規102①②）。

なお、帳簿に含まれる帳簿代用書類とは、その年においてこれらの業務に関して作成したその他の帳簿及びこれらの業務に関して作成し、又は受領した次に掲げる書類をいう（所規102③）。

- a その年の決算に関して作成した棚卸表その他の書類
- b その年において業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書その他これらに類する書類（自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものは、その写しを含む）

これにより、従来、個人事業所得者等が記帳義務によらない帳簿書類としてその年の決算に関して作成していた棚卸表その他の書類については、今後、記帳義務に基づき記録された帳簿及び帳簿代用書類として保存することとなった（所規102②③）。

## 3. 消費税法に帳簿代用書類を認める規定の必要性

平成24年度税制改正により、所得税の青色申告者と白色申告者の記帳義務・記録保存義務が同一となり、所得の合計が300万円以下であれば、帳簿を付いたり領収書を保存したりする必要がないとされていた基準が見直され、法整備された。これにより、法人税と所得税の記帳義務・記録保存義務は、同一の規定となった。

現行の消費税法の記帳義務・帳簿保存義務では、仕入税額控除をするには、帳簿及び請求書等を保存する（消法30⑦）とともに、その帳簿に仕入先の名称、仕入の年月日、資産又は役務の内容等を詳細に記載しなければならないこととされている（消法30⑧一、二）。

一方、法人税法・所得税法の記帳義務・記録保存義務では、帳簿代用書類の規定があり、帳簿の記載を省略することが認められている。

したがって、消費税法の記帳義務・帳簿保存義務は、事業者により事務負担を課する規定となっている。事業者の消費税申告に係る事務負担を軽減するためには、記帳義務・帳簿保存義務に関する仕入税

<sup>3</sup> 大蔵財務協会編『改正税法のすべて（平成24年版）』（大蔵財務協会、2012年）、88頁。

額控除の要件を法人税・所得税と同様に、帳簿代用書類を認める規定に改正が必要であるとする。

## 4 インボイス方式の導入可否及び益税対策の検討

日本の消費税の記帳義務・帳簿保存義務における請求書等保存方式については、従前から批判のあるところである。金子宏教授は、「仕入税額控除の方法としては、インボイス方式ではなく、帳簿方式が採用されている。これは、『消費税』の導入に伴って事業者に余計な負担や費用をかけるのは好ましくない、という考慮によるものである。しかし、そのため、税負担の転嫁の関係が不透明になる(免税事業者からの仕入についても仕入税額控除が認められるため、事業者が益税が生ずるという問題もある)のみでなく、「消費税」の正確な執行がそれだけ困難になり、また、インボイス方式のもとで期待される、法人および個人事業の所得の把握水準の向上の可能性がそれだけ減少することも否定できない。<sup>4)</sup>と述べている。

### 1. 日本における「請求書等保存方式」とEU主要国における「インボイス方式」との比較検討

#### (1) 「請求書等保存方式」と「インボイス方式」の比較

日本の「請求書等保存方式」は、帳簿の保存に加え、取引の相手方(第三者)が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としているが、請求書等に適用税率・税額を記載することは義務付けられていない。

一方、EU主要国の「インボイス方式」は、課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみを控除する方式となっている。インボイスには適用税率・税額の記載が義務付けられている。また、免税事業者はインボイスの発行ができず、免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除ができない。なお、インボイスは、免税事業者と区別するため、課税事業者固有の番号を付与してその記載も義務付けてい

るが、インボイスの様式まで特定されているものではない。

#### (2) 日本における「請求書等保存方式」と

##### EU主要国における「インボイス方式」の比較

日本の「請求書等保存方式」とEU主要国における「インボイス方式」とを比較すると、次のとおりである。

国名	日本 【請求書等保存方式】	フランス・ドイツ 【インボイス方式】	イギリス 【インボイス方式】
仕入税額控除	帳簿及び請求書等の保存が要件 仕入れ等に係る税込価額から一括して割り戻す形(税込価額×4/105)で計算した消費税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除
発行資格者 <sup>4)</sup>	請求書等の発行者に制限なし	事業者 ※免税事業者は税額記載不可	登録事業者 (登録番号が付与される) ※非登録事業者(免税事業者)は発行不可
記載事項	【請求書等の記載事項】 ①年月日 ②書類の作成者の氏名又は名称 ③書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称 ④資産又は役務の内容 ⑤税抜対価 ※税額の記載は任意	①年月日 ②付加価値税登録番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号(連続番号) ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額 等	①年月日 ②付加価値税登録番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号(連続番号) ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額 等
免税事業者からの仕入れ	免税事業者が発行した請求書等の場合にも、税額控除を容認	インボイスに税額の記載がないため、仕入税額控除できない 免税事業者が税額記載した場合にも、税額控除不可 (当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり)	インボイスがないため、仕入税額控除できない 非登録事業者がインボイスを発行した場合にも、税額控除不可 (当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり)

(出所) 財務省公表資料を一部修正

#### 2. 課税事業者番号の導入の必要性

日本の請求書等保存方式に対する外国からの評価の一例を挙げると、米国の会計検査院(GAO)は、その報告書において、「VATを採用しているOECDの29カ国のうち、28カ国が『インボイス税額控除VAT(credit-invoice VAT)』を採用し、日本のみが『ある種の控除方式VAT(a type of subtraction method VAT)』を採用している。日本方式は、売上と仕入の差額に課税するものであり、インボイスは売上や仕入の証拠として用いられているが、納税の証拠としては用いられていない。<sup>5)</sup>とコメントしている。

それでは、現行のインボイス方式と請求書等保存方式との事務負担についてはどのように評価されているかという点、プライスウォーターハウスクーパーズが2010年に世界銀行の委託を受けて行った、付加

4 金子宏『租税法(第18版)』(弘文堂、2013年)、633～634頁。

5 VALUE - ADDED TAXES Lessons Learned from Other Countries on Compliance Risks, Administrative Costs, Compliance Burden and Transition United States Government Accountability Office Report to Congressional Requesters (April 2008) p6.

価値税コンプライアンスの企業に対する負担についてのレポート<sup>6</sup>によれば、以下のとおりである。

調査対象国の付加価値税制度を有している145カ国の付加価値税コンプライアンスに要する時間の平均値は125時間であり、法人税に要する時間の74時間を越えている。125時間の内訳は、準備行為に要する時間が82時間、申告書の作成提出に24時間、納税手続きに19時間となっている。これに対して、日本の消費税では、コンプライアンスに要する時間は35時間と推計されている。レポートでは、制度の枠組みが同じであっても、申告回数、申告書の記載内容、インボイスの提出義務の有無、電子申告の有無などによって、コンプライアンスに要する時間が左右されるという分析を行っている。これらのデータから、現在の日本の消費税が世界的にみてもコンプライアンス事務負担の少ない状況にあること、また、インボイス方式を導入する場合には、制度の設計の詳細によって企業に係る負担が大きく影響されることが読み取れるとまとめられている<sup>7</sup>。

日本の消費税はコンプライアンス事務負担が比較的少ない状況であり、評価できる制度である。しかし、益税の問題に対処するためには、少なくとも課税事業者番号を導入し、免税事業者分の仕入税額控除を認めない制度とする必要があると考える。課税事業者番号の導入時には、課税庁、納税者の双方にとって大きな負担や混乱が起きる可能性があり、既存の整理番号を利用する等の簡素な制度で早期に取り組む必要があると考える。

### 3. カルーセルスキームの対応策

インボイス方式を採用しているEU諸国において、消費課税をめぐる深刻な問題の一つに、「カルーセルスキーム<sup>8</sup>」という仕入税額控除制度を悪用した脱税スキーム（納税者が仕入控除をした事業者が納税せずに消えてしまうスキーム）がある。EU諸国では、輸出取引を偽装して、付加価値税の還付を受けるといったような不正事例が、かなり広がっ

てきており、実際に貨物が動くかどうかは別であるが、契約上そうした国境を越える取引が繰り返されるということで、多額の不正還付や脱税が行われることから、カルーセルスキームといわれ、付加価値税の不正、あるいは不正還付の問題が非常に大きな問題となっている<sup>9</sup>。

欧州委員会は、2008年3月17日に「付加価値税指令」及び「付加価値税分野における行政協力に関する規則」の改正案を採択し、カルーセルスキームの早期発見を可能にするため、域内売上に関する情報の収集と交換を迅速化するための改正を行った<sup>10</sup>。これにより、2009年以降は、EU公式ウェブサイト上で、付加価値税登録データの検証メカニズムを通じて、他の加盟国の取引相手の名称と住所の確認を行うことができるようになり、鑑定証明証 (consultation certificates) が発行されるようになった。

現行の日本では、免税事業者や非法人である事業体を利用したこのようなカルーセルスキームに対応することが可能であるかどうかはなほ疑問が残るところである。課税事業者番号制度を早期に導入し、同時にEU諸国と同様な課税事業者番号のデータ確認システムの構築が必要であろう。これにより、消費税の申告時に一定の取引金額以上にはシステム確認を義務付けたうえで、これを記載した付表等の提出義務を規定すれば不正や偽装を防止することが可能になると思われる。

### 4. EUにおけるインボイス方式の見直しの動き及び電子インボイス普及の必要性

EUでは2007年に企業に対するコンプライアンスコスト削減のためのアクションプラン<sup>11</sup>を策定し、EU法令の順守のために必要となる事務コストを25%削減する目標を掲げ、付加価値税のコンプライアンスコストも削減することを宣言している<sup>12</sup>。

付加価値税の改正項目は、主として加盟国間での制度のよりいっそうの統一を図り、国境を越えて行

<sup>6</sup> The impact of VAT compliances on business, Pricewaterhousecoopers LLP.

<sup>7</sup> 天野史子「欧州連合型インボイス方式の現状と課題」国際税務 2012年4月号、77～83頁。

<sup>8</sup> カルーセル (carousel frau) とは、回転木馬のこと。「メリーゴーランド脱税」「消えた取引業者脱税」ともいわれている。ドイツ裁判所 (ザールラント財政裁判所 2003年5月13日決定) の裁判例などがある。鈴木薫「消費税の諸問題とインボイス方式導入に関する一考察 -EU付加価値税の動向を探りながら-」(租税資料館賞受賞論文集第18回、2009年)、35～36頁。

<sup>9</sup> 国税審議会第5回(平成16年2月19日)議事録(3)。

<sup>10</sup> VAT fraud: the European Commission proposes measures to tackle fraud effectively.

<sup>11</sup> COM(2007)23,21 January 2007.

<sup>12</sup> Action Program for Reducing Administrative Burdens in the EU Sectoral Reduction Plans and 2009 Actions, COM (2009)544.

われる取引での法的不確実性を排除し、電子インボイスの普及による企業のコスト削減を達成することが意図されており、現行の課税制度そのものの簡素化が重要な課題となっている。

仮に日本においてインボイス方式を導入した場合、電子インボイスでなければ全てのインボイスのチェックをすることが現行の税務職員の人数から考えると実務的には困難で、執行可能性が低いものと考えられる。税務当局は、電子的な環境において効果的な執行をいかに確保しうかが重要となる。

日本でのインボイス方式の導入には、将来的に消費税が複数税率を導入する際には必要であると考えられるが、EUの見直しの動きから検討すると、コンプライアンスコストを抑えるためにも、電子インボイスの普及が最重要課題となるであろう。

## 5 国際取引及び電子商取引への対応

### 1. BEPSプロジェクト

国境を越えた電子商取引の広がりや経済のグローバル化に対し、現行の国際課税ルールが追いついておらず、近時、源泉地国でも居住地国でも十分に課税されない「二重非課税」の問題や、本来課税されるべき経済活動が行われている国で所得計上されない問題が顕在化している。OECD租税委員会は、2012年より「税源浸食と利益移転」(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)に関するプロジェクトを立ち上げ、2013年7月19日に「BEPS行動計画」(Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting)を公表した。BEPS行動計画では、BEPSへの対応策を明らかにし、その実行期限を定めるなど、問題への対処法が具体的に検討されている。

なお、BEPS行動計画の1において、電子商取引課税の対処については、電子商取引により他国から遠隔で販売、サービス提供等の経済活動ができることを鑑みて、電子商取引に対する直接税・間接税のあり方を検討する報告書を、2014年9月までに作成するとされている。

### 2. 国際取引及び電子商取引と消費税

#### (1) 消費税制における内外判定基準の見直しの必要性

日本の消費税法では、デジタルコンテンツ(音楽、電子書籍、映画等)の配信サービス取引については、サービス供給地で課税することになっている(消法4③、消令6⑦)。したがって、海外から直接日本の消費者にデジタルコンテンツが配信される場合には、事業者が海外にいるため、たとえデジタルコンテンツの消費地が日本であっても消費税の課税はなく、不課税となっているのが現状である。

具体的な事例としては、Amazonなどの海外のネット販売を通じて買った電子書籍には消費税はかからず、一方、国内で販売(配信)している事業者から電子書籍を買うと消費税がかかる事例がある<sup>13</sup>。これにより、海外のネット販売事業者から電子書籍を買うと消費税分だけ販売価額が安いこととなるため、楽天株式会社は、これに対抗するため、カナダの電子書籍事業会社Kobo社を2011年に買収し、当該子会社を通じた電子書籍の配信サービス事業を2012年6月から開始している。また、リスティング広告事業においては、Googleのリスティング広告費の請求者はアイルランドの外国法人となっており、その請求書には消費税がかからないことが明記されている。一方、国内の事業者であるヤフー株式会社の場合には、リスティング広告費の請求書には消費税がかかることが明記してある。現行の消費税制においては、このように国内の事業者にとっては不利な状況となっており、不公平といわざるを得ない状況となっている。

OECDの「電子商取引の課税上の取扱いに関する報告書(2001年)」では、デジタルコンテンツなどのサービス取引については、サービス提供者の居住地ではなく、消費者の居住地を消費地とする消費地課税原則をより明確に定義し、同原則を最良のかたちで実現しうる徴収の仕組みを検討する必要があるとしている。暫定的には、簡易な登録制が必要とされる場合がありうるとし、同報告書は、いくつかの課題につき更なる検討作業が必要であるとし、この作業は引き続きビジネスとの協力の下で行っていくことを提案している。

日本の消費税制においても、消費に負担を求める消費税の性格に鑑み、実際に消費が行われる場所(仕

13 本庄資・田井良夫・関口博久『国際租税法一概论』(大蔵財務協会、2012年)、658頁。

向地)において課税することを基本としていることから、デジタルコンテンツなどのサービス取引が国境を越えて行われた場合については、日本に所在する事業者や消費者がサービスの提供等を受けた場合には、広く国内取引として位置づけるように内外判定基準の見直しの必要性があると考えられる。

## (2) 国際取引及び電子商取引に対する

### 消費税法の対応策

国際取引及び電子商取引への対応には、課税事業者番号の導入が必要不可欠である。EU諸国では、国際間の電子商取引については、域外事業者から域内事業者が購入する場合(B to B)には、その事業者自身が自己申告する仕入税「リバースチャージ」を課し、域内の消費者が購入する場合(B to C)には域外事業者に課税事業者の登録を義務付け、納税義務を負わせる仕組みを導入している。

平成24年11月14日付けの時事通信によれば、財務省は、電子書籍や音楽などをインターネットを通じて日本国内に配信する外国企業に消費税を課税するため、税務当局に事前登録を求める方針を固め、平成26年4月に消費税率を8%に引き上げる段階で導入すると報道されていた。しかし、現実には施行に至っていない。

国際取引及び電子商取引が盛んな現代においては、日本においてもリバースチャージ方式及び国外事業者登録申告納税方式の併用方式の導入を早急に行う必要があると考える。ただし、リバースチャージ方式は、免税事業者には機能しないのではないかと考えられ、また、国外事業者登録申告納税方式は、執行の確保が課題となると考えられる。

これには、課税事業者登録番号のデータシステム化による電子的な対応と、税務当局間で国際的な協力を強化するためにも多国間税務行政執行共助条約が重要となる。また、事業者及び消費者の違反業者又は不正消費者に対しては、厳しい罰則による処罰及び制裁の規定を同時に規定する必要があると考える。

## 6 結論

本論文においては、現行消費税法のいくつかの問題点を再検討し、増税にともなう影響等も考慮のうえ、その問題解決の方向性を検討した。

非課税取引と不課税取引の区分の問題については、具体例を挙げ、投資目的の収益分配金に対する消費税の取扱いは、特定目的会社の配当金は不課税、集団投資信託と法人課税信託の分配金は非課税、匿名組合契約に基づく収益の分配金は不課税となっており、その投資形態により差異が生じている状態であると述べた。現行においては、投資形態により消費税の取扱いが異なり、不公平が生じているといわざるを得ない状態であると述べ、これにより、そもそも非課税取引が必要なのかの再検討の必要もあると考えるが、少なくとも現行制度の消費税の非課税取引と不課税取引の区分の再検討の必要性があると指摘した。

記帳義務・帳簿保存義務にかかる帳簿代用書類の是非の問題については、消費税法の記帳義務・帳簿保存義務は、事業者により事務負担を課する規定となっており、事業者の消費税申告に係る事務負担を軽減するためには、記帳義務・帳簿保存義務に関する仕入税額控除の要件を法人税・所得税と同様に、帳簿代用書類を認める規定に改正が必要である提言した。

インボイス方式の導入可否及び益税対策の問題については、日本でのインボイス方式の導入には、将来的に消費税が複数税率を導入する際には必要であると考えられるが、EUの見直しの動きから検討すると、コンプライアンスコストを抑えるためにも、電子インボイスの普及が最重要課題となるであろうと指摘した。なお、現行の請求書等保存方式については、益税の問題に対処するためにも、請求書等に課税事業者番号記載義務を課し、免税事業者分の仕入税額控除を認めない制度とすることを提言し、また同時に、課税事業者番号のデータ確認システムの構築をし、消費税の申告時に一定の取引金額以上にはシステム確認を義務付け、これを記載した付表等の提出義務の提案をした。

国際取引及び電子商取引への対応の問題については、デジタルコンテンツなどのサービス取引が国境を越えて行われた場合については、日本に所在する事業者や消費者がサービスの提供等を受けた場合には、広く国内取引として位置づけるように内外判定基準の見直しの必要性があると指摘し、また、日本においてもリバースチャージ方式及び国外事業者登録申告納税方式の併用方式の導入を早急に行う必要

があると提言した。なお、課税事業者登録番号のデータシステム化と多国間税務行政執行共助条約が重要となると述べ、また、事業者及び消費者の違反業者又は不正消費者に対しては、厳しい罰則による処罰及び制裁の規定を同時に規定する必要があると提言した。

本論文では、現行の消費税制の問題点を挙げ、税務行政の検討課題を指摘した。また、納税者の納税協力が得られやすいように事務負担及びコンプライ

アンスコストの軽減策を提案した。消費税増税による更なる不公平感の増大を防ぐためにも、課税事業者番号の早期導入と国際的電子商取引に対する早期対応が喫緊の課題であろう。

なお、消費税は滞納が多いため、納税及び徴収方法についても再検討する必要があると考える。予定納税の基準、納税及び徴収方法とあわせて再検討する必要もあろう。

# 駆け込み需要と異時点間の消費選択



千葉商科大学政策情報学部准教授  
(小栗プロジェクトメンバー)

**小林 航**  
KOBAYASHI Wataru

## プロフィール

1998年一橋大学経済学部卒業、2004年同大学院経済学研究科博士課程修了、博士(経済学)、2007年より財務省財務総合政策研究所主任研究官、2010年より現職。主な論文としては、「環境税制改革の所得再分配効果と二重配当仮説」『財政研究』(2005年)など。

## 1 はじめに

消費税の税率引き上げがマクロ経済に及ぼす影響の1つに、駆け込み需要とその反動減がある。駆け込み需要とは、税率引き上げ後に税込価格が上昇することを見越して、税率引き上げ前に消費者が支出を増やすという現象であり、実際に税率が上がった後にはその反動で支出が減ることになる。1997年4月に消費税率が3%から5%に引き上げられたときにも、こうした現象が明確に観察された。

宇南山(2011)は「異時点間の代替効果」という経済学の用語を使ってこの現象を要約している。税率引き上げ前と引き上げ後という異なる時点の間で消費支出が代替されるのであるから、駆け込み需要と反動減はまさにこの用語が適合する現象といえよう。ところが、標準的なミクロ経済学の教科書に登場する異時点間の消費選択モデルでは、異時点間の代替効果を説明することはできるが、駆け込み需要と反動減を説明することは困難である。なぜだろうか。本稿では、この問題に焦点を当て、駆け込み需要の

メカニズムについて考察する。

本稿の構成は以下のとおりである。第2節では、代替効果と所得効果について説明する。多くの場合、代替効果は所得効果とセットで議論されるため、ここではこれら2つの概念について確認する。第3節では、異時点間の消費選択モデルについて説明し、この文脈における代替効果と所得効果について確認する。第4節では、標準的な異時点間の消費選択モデルにおいて消費税率の引き上げが行われた場合に、どのようなことが起きるかを分析する。第5節では、標準的なモデルにおいて駆け込み需要を再現しにくい理由について考察するとともに、モデルを修正して消費税率引き上げの効果を再検討する。第6節は、まとめである。

## 2 代替効果と所得効果

多くのミクロ経済学の教科書では、消費者理論の基礎として、まずは2財間の消費選択モデルを用いて予算制約や効用最大化といった考え方を解説し、その手法を応用する形で労働供給や貯蓄の理論を学ぶ。ここでは、2財間の消費選択モデルを念頭に、代替効果と所得効果について確認しよう。

ミクロ経済学は消費者や生産者といった個々の経済主体の選択行動に焦点を当て、様々な経済現象を説明することを主な目的の1つとしているが、消費者の選択を考える際には予算制約という概念を理解することが不可欠である。ある財(商品)を買うか買わないか、あるいはどれだけ買うかという選択を行う際に、好きなだけ買うことができればよいが、所持金に限りがある場合には、ある財をたくさん買えば他の財を買うことができない、というトレードオフが発生し、消費者は慎重な選択を求められることにな

る。このように、使えるお金が有限であることを予算制約といい、その制約下で消費者が選択を行う様子を描写するには、少なくとも「ある財」と「他の財」という2つの財が必要となる。

その選択に影響を与える主な要素は、消費者の選好(好み)、所得(所持金)、および各財の価格である。ある消費者が1,000円というお金を持っていて、バナナを10本、ミカンが5個買ったとしよう。この消費者はなぜそのような選択をしたのだろうか。もしもミカンが嫌いでバナナが好きだとすれば、ミカンを買わずに所持金を全てバナナにつぎ込むこともできたのだから、この消費者はバナナだけでなくミカンも食べたいと思っていたのであろう。これが消費者の選好である。

とはいえ、ミカンが好きでも、もしミカンの価格が1個500円もすれば、この消費者はミカンが5個も買うことはできないし、ミカンの価格が高すぎると思えば、やはりミカンを買わないという選択をしたかもしれない。しかしながら、この消費者の財布のなかに10,000円札が入っていて、いくら使ってもよいという状況であれば、ミカンが1個500円であったとしても、10個くらいは買ったかもしれない。このように、消費者の選好に加え、所得と価格も消費者の選択に大きな影響を持つ。

所得や価格が変化したときに、それにとまって消費者の選択が変化することを、それぞれ所得効果、価格効果と呼ぶ。所得効果は通常、所得の変化と同じ方向に消費量を変化させる。つまり、所得が増えれば消費量が増え、所得が減れば消費量が減る。上の例のように、所得が1,000円の時にはバナナを10本、ミカンが5個で我慢した消費者も、所得が2,000円になればバナナとミカンをもっとたくさん買うであろう。

これに対して、価格効果はどのように作用するだろうか。ミカンの価格が上昇したとき、消費者はミカンの消費量を減らすと考えられるが、ここには2つの効果が混在している。1つは代替効果である。ミカンの価格だけが上昇し、バナナの価格が変化していないのであれば、ミカンはバナナに比べて相対的に割高になり、逆にバナナはミカンに比べて相対的に割安になる。そこで、消費者はミカンの消費量を減らしてバナナの消費量を増やすであろう。このように、財の相対価格が変化することによって2財間

で消費の代替が起きることを代替効果という。

他方、価格効果のなかには、実は所得効果も含まれている。例えば、所得が1,000円でミカンが1個100円だとすると、この消費者はミカンが最大で10個まで買うことができる。ここでもし所得が半分の500円になれば、ミカンは5個までしか買うことができなくなってしまいます。これは所得効果である。しかしながら、所得が1,000円のままだったとしても、ミカンの価格が200円に上がると、消費者はやはりミカンが5個までしか買うことができなくなる。つまり、額面上は所得に変化がなくても、価格が上昇すると消費者の購買力は低下することになり、実質的には所得が減少したのと同じことになるのである。これが価格効果のなかに含まれる所得効果である。

このように、ある財の価格変化は、各財の相対価格を変化させることによって生じる代替効果と、実質所得(所得の購買力)を変化させることによって生じる所得効果という2つの効果をもたらすのである。価格効果はこれら2つの効果を足し合わせたものであり、上記の議論をまとめると、表1のようになる。つまり、ミカンの価格が上昇した場合、ミカンの消費量は代替効果と所得効果の両方で減少するため、価格効果全体としても確実に減少すると考えられる。これに対してミカンの価格上昇がバナナの消費量に及ぼす効果は、代替効果と所得効果で逆向きに作用するため先見的には不確定であり、代替効果が所得効果よりも大きければバナナの消費量は増加し、逆の場合は減少することになる。

表1 ミカンの価格が上昇した場合

	代替効果	所得効果	価格効果
ミカンの消費量	減少	減少	減少
バナナの消費量	増加	減少	不確定

### 3 異時点間の消費選択モデル

標準的なミクロ経済学の教科書で学ぶ2財モデルには、時間という概念がない。したがって、仮に所持金を使い残しても、それを後から使うことができないため、このモデルでは消費者の貯蓄行動を分析することができない。そこで時間軸を導入し、いま消費するのか、後から消費するのかを選ぶことができるようにしたものが、異時点間の消費選択モデルである。

ここでの主要なトレードオフは、貯蓄を減らせば

今期の消費量は増えるが、来期の消費量は減ってしまう、というものである。この選択に影響を与える主な要素は、消費者の選好、利率、そして各期の所得と価格(物価)である。いま、1,200円というお金を持っている消費者が、今日は600円だけ使い、明日のために600円残しておいたとしよう。この消費者は、なぜそのような選択をしたのだろうか。

もしこの消費者が、明日のことはどうでもいい、あるいはどうしても今日欲しいものがある、という状況だった場合には、1,200円すべてを今日使うこともできたはずである。しかしながら、明日のためにお金を残したということは、明日のことも考えていたものと解釈できる。他方、明日のことを考えていたとしても、明日も1,200円のお小遣いをもらえる立場にあるのであれば、今日、所持金を使い切ってもよい。したがって、所持金を半分も残すということは、明日はほとんど所得がないものと考えられる。

また、非現実的ではあるが、仮に今日友人にお金を預けると、明日、確実に2倍にして返してくれる、という状況であったすれば(利率100%)、600円残すと明日は1,200円になって戻ってくるため、今日は600円使い、明日は1,200円使えることになる。それならば、今日は800円使って残り400円を友人に預ければ、明日も800円を使うことができるようになり、こちらのほうが今日、明日ともに消費量を増やすことができる。他方で、ここでの消費対象が1個100円のミカンだとすると、600円残すと今日は6個、明日は12個で計18個のミカンを買うことができるのに対して、800円使うことにすると今日は8個、明日も8個で計16個のミカンしか買えないことになる。これを損失と感ずるのであれば、むしろ今日の消費を少なめにして明日の消費を増やすほうがよいかもしれない。

これらは利率が消費配分に及ぼす影響であるが、これも価格効果の一種であり、やはり代替効果と所得効果に分けて考えることができる。貯蓄をする消費者にとって、利率の上昇は全体として使えるお金が増えることを意味するので、実質的に所得が増えたのと同じことになる。そこで今期の消費を増やすことにすると、今期の所得自体は増えていないため、貯蓄を減らすことになる(貯蓄=今期の所得-今期の消費)。したがって、利率の上昇が貯蓄に与える所得効果はマイナスとなる。

他方、利率が上昇すれば、今期の消費よりも来期の消費のほうが相対的に割安になる。仮に上の例のように利率が100%という状況であれば、今期100円節約すれば、来期は200円余計に使えるようになるため、来期の200円は今期の100円と同じ価値を持つからである。その場合、代替効果は今期の消費を減らして来期の消費を増やす方向に作用するため、貯蓄は増えることになる。したがって、利率の変化が貯蓄に及ぼす影響は、代替効果と所得効果で向きが異なるため、ミカンの価格がバナナの消費量に及ぼす影響と同様に先見的には確定しないのである(表2)。

表2 利率が上昇した場合

	代替効果	所得効果	価格効果
今期の消費量	減少	増加	不確定
来期の消費量	増加	増加	増加
貯蓄量	増加	減少	不確定

## 4 消費税率引き上げの効果

それでは、今期は3%だった消費税率が来期は5%になるという場合はどうであろう。これは来期の消費者物価が上昇することを意味するが、これは来期の消費を相対的に割高にすることになるため、代替効果としては今期の消費を増やし、来期の消費を減らすことになるだろう。それに対して、今まで税抜き価格で100円のものを買うには103円を支払えばよかったのが、税率引き上げ後は105円を支払わないといけなくなるため、同じ所持金で購入できる財の量は減る。つまり、実質的に所得が減少したのと同じことになるため、所得効果では今期の消費も来期の消費も減ることとなる。つまり、今期の消費は代替効果で増えるが所得効果では減るため、全体の効果は先見的には確定しないのに対して、来期の消費は代替効果でも所得効果でも減少するため、全体としても確実に減少することになる、というのが単純な2期間モデルが示唆する消費税率引き上げの効果となる(表3)。

表3 消費税率が引き上げられた場合

	代替効果	所得効果	価格効果
今期の消費量	増加	減少	不確定
来期の消費量	減少	減少	減少
貯蓄量	減少	増加	不確定

表3は単純な2期間モデルによる説明であるが、これを多期間モデルに拡張し、ある時点で消費税率の引き上げを行った場合、どのようなことが起きるだろうか。これを確認するために、モデルを特定化し、数値計算を試みよう。まず、消費者の効用関数は以下のように与えられるものとする。

$$U = \sum_{t=1}^n \beta^{t-1} u(c_t)$$

効用は消費者の主観的な満足感を表す概念であり、消費者にとっては最適化問題の目的関数となる。ここで $c_t$ は $t$ 期における消費量を表しており、 $u(c_t)$ は $t$ 期において消費者が得る効用である。 $\beta$ は主観的な割引因子であり、これが小さくなるほど将来の効用を割り引いて捉える、つまり現在の効用を重視することになる。更に、数値計算のために各期の効用関数を以下のように特定化する。

$$u(c_t) = \frac{c_t^{1-1/\sigma}}{1-1/\sigma}$$

効用関数をこのように仮定した場合、 $\sigma$ は異時点間の代替弾力性を表すことになる。この値が大きいと利子率の大きさや異時点間の価格差に反応して、異時点間の代替効果が起きやすくなる。他方、所得効果の大きさを左右する所得弾力性は1であり(この関数の場合)、代替効果と所得効果が逆向きに発生する場合には、 $\sigma$ が1より大きいかどうかで価格効果の向きが決まることになる。

次に、消費者の予算制約は以下のように与えられる。

$$\sum_{t=1}^n \frac{(1+\tau_t)c_t}{(1+r)^{t-1}} = \sum_{t=1}^n \frac{y_t}{(1+r)^{t-1}}$$

ここで $r$ は利子率を、 $y_t$ は $t$ 期の所得を、 $\tau_t$ は $t$ 期の消費税率を表す。消費者がこの予算制約のもとで上の効用を最大化するように消費配分を行うと仮定したとき、消費税率の引き上げはどのような影響をもたらすだろうか。

各パラメータに適当な数値を代入し( $\sigma=1.5$ 、 $n=12$ 、 $\beta=1$ 、 $r=0$ 、 $y_t=100$ )、消費者の効用最大化問題を解いた結果が図1である(縦軸は消費水準)。消費税率については全612期間中、第5期までは3%で維持され、第6期以降は5%に引き上げられると想定している。1996年の第1四半期からス

タートし、1997年の第2四半期(4-6月期)に5%になるというイメージである。

税率が3%で維持される場合と比べ、5%に引き上げた場合のほうが税率引き上げ前の消費量はわずかに増加しているのに対して(0.6%増)、引き上げ後の消費量は大幅に減少している(2.3%減)。この現象を理解するために、仮に税率を5%に引き上げながら、実質所得の減少分を補償するような給付金が消費者に支払われる状況を考えよう。この場合、税率引き上げ前の消費量は確実に増加し(1.6%増)、引き下げ後の消費量は減少する(1.3%減)。これが異時点間の代替効果である。

しかしながら、実際にはこのような給付は行われず可処分所得が減少するため、所得効果の分だけ消費量が減少することになる(引き上げ前は1.1%減、引き上げ後は1.0%減)。税率引き上げ前の時点で消費量がわずかに増加しているのは、代替効果による消費量の増加分が所得効果による減少分を上回ったためであり、代替弾力性 $\sigma$ が1より小さい場合には、この関係は逆転する。他方、引き上げ後の時点で消費量が大きく減少しているのは、代替効果と所得効果がともに消費量を減らす方向に作用するからである。

さて、図1のような消費量の変化は、駆け込み需要とその反動減に対応していると言えるだろうか。税率引き上げ前に消費量が増加し、引き上げ後に減少するという点では類似しているが、既に述べたように税率引き上げ前の消費量の増加は代替効果が所得効果をわずかに上回ったために発生したものであり、パラメータ次第では減少することも十分にありうる。また、実際の駆け込み需要は税率引き上げの直前期に集中的に発生するのに対して、図1では引き上げ前の各時点で一様に消費量が増加している。そして、

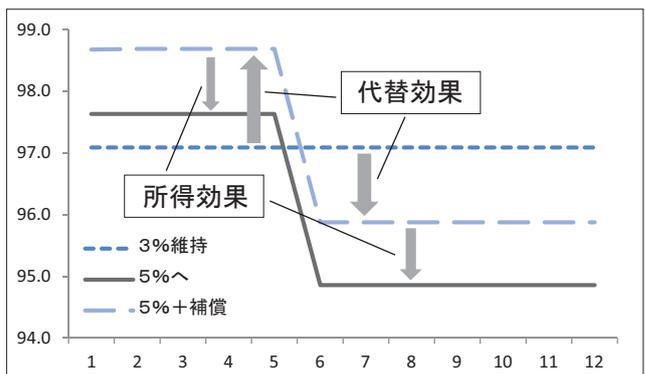


図1 標準的モデルにおける消費税率引き上げの効果

駆け込み需要の反動減はある程度時間が経てば落ち着くことが多いのに対して、図1では落ち込んだ消費量が戻ってくることはない。つまり、標準的なモデルでは実際の駆け込み需要を再現することは困難なのである。

## 5 駆け込み需要のメカニズム

標準的なモデルでは、なぜ駆け込み需要を再現できないのであろうか。Cashin and Unayama (2011) が指摘するように、実際の駆け込み需要は耐久財や貯蔵可能な財において顕著に発生している(表4)。つまり、仮に4月1日に消費税率が上がるとすると、2月や3月に購入しても4月以降も使用できるもの、あるいは4月以降に使用を持ち越せるもの(買い溜めできるもの)において駆け込み需要が発生しやすいのである。そしてこのような財を3月中に購入してしまえば、しばらくの間は購入する必要がなくなるために反動減が生じ、更に時間が経つと再び購入する必要が生じるために消費水準が回復するのである。

このように説明すると、駆け込み需要のメカニズム

表4 1997年の家計支出(トレンド値からの乖離率,%)

	2月	3月	4月	5月
耐久財	8.90	19.35	0.81	-5.75
貯蔵可能な非耐久財	0.14	9.98	-5.30	-2.62
貯蔵不可能な非耐久財	2.42	2.90	0.64	-2.43
全体	3.24	8.85	-0.73	-3.42

は極めて単純なものであるが、それが標準的な異時点間の消費選択モデルで再現できないのはなぜだろうか。それは、標準的なモデルでは支出(購入)と消費(使用)が同じ概念として捉えられているからである。つまり、3月に購入したものは3月に使用して終わり、ということが暗黙の前提となっているため、税込価格が安いから3月に購入する、ということが起きるとしても、それは2月でも1月でも同じことであり、代替効果は税率引き上げ前に一様に発生することになる。

それでは、標準的なモデルをどのように修正すれば、駆け込み需要を再現できるだろうか。1つの方法としては、耐久財と非耐久財を両方含むような複数財モデルに拡張することであるが、よりシンプルな方法としては、財の種類は1つにしたまま支出と消費を区別し、耐久性を導入することであろう。具体的には、

$$c_t = ac_{t-1} + e_t$$

というように、 $t$ 期の消費 $c_t$ は前期の消費 $c_{t-1}$ の影響が部分的に残りつつ( $a < 1$ )、その期の支出 $e_t$ によっても増加させることができるものとする。このとき、効用関数を変更する必要はないが、予算制約は以下のように修正する必要がある。

$$\sum_{t=1}^n \frac{(1+\tau_t)e_t}{(1+r)^{t-1}} = \sum_{t=1}^n \frac{y_t}{(1+r)^{t-1}}$$

このような設定のもとで、再び各パラメータに適当な数値を代入し( $\sigma=1.5$ 、 $n=12$ 、 $\beta=1$ 、 $r=0$ 、 $y_t=100$ 、 $a=0.50$ 、 $c_0=200$ )、消費者の効用最大化問題を解いた結果が図2である(縦軸は支出水準)。ただし、標準的なモデルとは異なり消費 $c_t$ がストック変数となるため、第1期には初期値 $c_0$ と適正な消費水準との乖離を埋める調整が行われ、最後の2期間にはその先がないことにもなう支出水準の急減が見られるため、これらの期間を省いてある。

図2を見ると、実際に観察される駆け込み需要とその反動減、およびその後の支出水準の回復傾向が再現されていることが分かる。支出水準の変化率を計算すると、税率が3%に維持されるケースと比べ、税率引き上げの直前期は6.5%増加しているのに対して、引き上げ直後は8.2%減少し、その後、2.4%減という水準まで回復することになる。これらの数値は代替弾力性 $\sigma$ と耐久性 $a$ を操作することによって変化するので、実際の駆け込み需要の定量的水準を再現することも可能であろう。

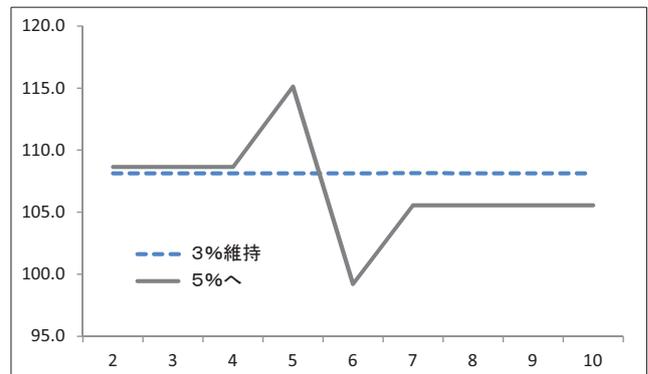


図2 耐久財モデルにおける消費税率引き上げの効果

## 6 まとめ

本稿では、消費税率引き上げにもなう駆け込み需要という現象を、標準的な異時点間の消費選択モデル

では再現することが困難であるという点と、耐久財や貯蔵可能な財において駆け込み需要が発生しやすいという点に着目し、標準的モデルに修正を施してみた。図2 でみたように、消費の耐久性を導入することによって実際に観察される駆け込み需要の様子が再現されており、パラメータの値を調整することによって過去に観察された結果を定量的に再現することも可能であろう。

また、更に工夫すれば、政府が行う駆け込み需要対策の効果を評価する際にも活用することができるかもしれない。極めてシンプルなモデルであるため、あまり手の込んだ分析はできないが、金本他（2006）でも指摘されているように（pp.6-7）、メカニズムが理解可能な程度にモデルがシンプルであることは、関係者への説明を容易にするという点で重要なメリットでもあるので、積極的に活用していくべきであろう。

#### 参考文献

- Cashin, D. and Unayama, T. (2011), "The Intertemporal Substitution and Income Effects of a VAT Rate Increase : Evidence from Japan", RIETI Discussion Paper Series 11-E-045.  
宇南山卓 (2011) 「消費増税、景気に影響軽微」『日本経済新聞』2011年10月18日朝刊(経済教室).  
金本良嗣・蓮池勝人・藤原徹 (2006) 「政策評価マイクロモデル」東洋経済新報社.

# 消費税の軽減税率導入と給付付き税額控除



桃山学院大学経済学部准教授

**田代 昌孝**  
TASHIRO Masayuki

## プロフィール

2006年中央大学大学院経済学研究科にて経済学博士号取得。実践女子大学、中央大学、関東学院大学、埼玉学園大学にて非常勤講師を勤めた後、2010年4月より桃山学院大学准教授に就任。現在、中央大学経済研究所の客員研究員を兼務している。

消費税の逆進性に関する実証分析を行っており、より最近では世代間や世代内にある負担格差に注目している。主な論文としては、「消費税の逆進性に関する実証分析—ライフサイクル仮説に基づいて—」（中央大学大学院経済学研究科博士学位論文）、「給付付き税額控除による消費税負担の緩和効果について—世代内の負担格差を踏まえながら—」（『中央大学経済研究所年報』第43号,21-43頁）等がある。

## 1 はじめに

社会保障財源の確保、あるいは財政健全化が声高に叫ばれる中で、大幅な消費税増税はもはや待ったなしの状況である。消費税率8%への引き上げが行われる一方、低所得者に対する消費税負担の配慮、いわゆる逆進性緩和に対して政府当局側は明確な結論を出さなければならない。具体的には、その緩和を税制だけでなく社会保障制度も含んだ全体の改革で行うべきなのか、あるいはあくまで消費税制度の枠内のみで行うべきなのかの判断が必要となる。

前者の代表例である給付付き税額控除は消費税だけでなく、所得税や社会保障制度の改革を含んだものであり、納税者番号制度の導入という課題を抱えているものの、その効果を低所得者のみに留めるという再分配効果がある。また、後者の代表例である非課税措置

や軽減税率の設定はEU諸国で既に導入されているものであり、その便益が高所得者にも及ぶという課題を抱える一方で、消費税制度の枠内のみで改革が行えるというメリットがある。したがって、今後における消費税の逆進性緩和はこれら2つの政策にあるメリット、デメリットを比較してうえで行わなければならない。

その比較の際に重要となるのは、消費税負担の格差をいかに捉えるかである。消費税の逆進性を計測するためには、短期的ではなく個人のライフサイクルに着目した分析を行う必要がある。すなわち、個人は生涯において稼げる時期とそれ以外の時期を誰しもが経験する以上、稼得期とそうでない時期にある個人の負担格差を議論するのは幾つかの問題が伴ってしまう。したがって、消費税の逆進性を論じる場合、それは世代間だけでなく世代内にある負担格差に注目することが非常に重要である。これまで世代間と世代内の負担格差に注目して消費税の分析を行った代表例として、橋本[1993][2010]や白石[2011]等がある。本稿では郵政研究所が行った『家計における金融資産選択に関する調査(平成16年度)』の個票データを利用して、消費税の軽減税率導入と給付付き税額控除が世代内にある負担格差をいかに緩和するかの比較を行っている<sup>1</sup>。

## 2 消費税の軽減税率導入と給付付き税額控除との比較

消費税の逆進性対策として軽減税率導入を行っている国はEU諸国を中心に数多くある。それに対して、給付付き税額控除を実際に行っている国は知る限りだ

<sup>1</sup> 郵政研究所には個票データを利用させていただき、大変感謝している。この場を借りて謝辞を述べたい。最も当然であるが、文責については全て著者にある。

とカナダやシンガポールのみである。もっとも、逆進性対策ではないが社会保障制度改革の1つとして勤労税額控除EITC (Earned Income Tax Credit) を導入している国は幾つかある。これは低所得者のみに手厚い給付を与えるという意味では日本の生活保護に似ている。ただ、国によっては貧困の罨や低所得者のモラルハザードを避けるため、勤労のインセンティブを制度に含んでいるものもある。日本の場合、低所得者のみに与える選別給付があまり進んでいなかったことから、民主党政権では「社会保障と税の一体改革」という形で幾つか提案されてきた。

しかし、給付を受ける条件となる低所得者を定義することが、現在の所得税制度では極めて難しく、納税者番号制度の導入が必要不可欠となる。したがって、負の人頭税のような形の一律給付も検討されているが、これは低所得者だけでなく高所得者にも便益が及ぶため、給付付き税額控除のメリットである再分配効果があまり期待できなくなる。そのため、政権交代が行われることで注目される消費税の逆進性緩和策は給付付き税額控除から軽減税率導入へと変化したように思える。

逆進性緩和策としての非課税措置や軽減税率の導入は、社会保障制度や所得税制度を変化させずに、消費税制度の枠内で行えるという簡素な側面がある。最も簡素な形で消費税の逆進性を緩和させるなら、生活必需品を非課税品目に加えることである。日本では社会政策的な配慮から医療や教育を既に非課税にしていることから、生活必需品を非課税にすることは容易であるものと思える。

ただ、これだけ消費品目が多様化している今日において、生活必需品の範囲設定が極めて難しい。何を生活必需品にするかで業界団体の陳情合戦が起こることが予測出来よう。それ以外に、非課税品目を新たに設けることの消費税減収効果も当然考えられる。消費税率を大幅に引き上げたとしても減収効果が大きければ、その引き上げ幅を小さくして一律課税を行うことが、課税の中立性から考えても望ましい政策である。そこで次善の政策として考えられるのが、一部の消費品目のみを高税率、あるいは低税率にするという軽減税率の設定である。これを行うことで、たとえば食料品や光熱費を5%の消費税率に据え置き、それ以外の品目について8%の税率を課税するという政策が行える。この場合のメリットは非課税

でないため、消費税減収効果がそれほどでもないということである。

もっとも消費税の軽減税率を設定したとしても、現在の帳簿方式からインボイス方式へ移行しなければならないという実務的な問題が生じる。適切な前段階の税額控除を行うためには相互牽制作用のあるインボイス方式を導入することにより、正確な消費税額の転嫁が可能となる。日本の帳簿方式では転嫁が曖昧であり、予測していた消費税収増加が期待できないかもしれない。また、仮にインボイスを導入して軽減税率の設定を行ったとしても、その便益は高所得者にも及ぶことから、逆進性緩和効果はあまり期待できない可能性がある。

### 3 ライフサイクルで消費税負担を計測するうえでの問題点

平成元年における消費税導入の背景には、勤労者世代だけでなく若年期・壮年期・老年期でバランスの取れた課税を行うことが考えられる。したがって、個人の消費税負担は短期的なものではなく、ライフサイクルという生涯を通じたものから考える必要がある。ただ、生涯における消費税負担を計測するためには継続的に個人の所得や消費を追ったパネルデータを利用しなければならない。

日本では知る限りだと家計経済研究所で幾つかの調査は行っているものの、パネルデータのようなものは存在していない。これに対して、アメリカではPSID (The Panel of Study Income Dynamics) というある特定の個人を継続的に追って生涯の所得や消費行動を調査したデータがある。そのため、PSIDを利用してFullerton and Rogers [1991; pp.279-286.] や Casperson and Metcalf [1994; pp.734-743.] は生涯における消費課税の逆進的な度合いを計測しており、どちらも短期的なものに比べて生涯ではそれが弱くなっているという結論を出している。

日本の場合、様々な仮定を置きながら生涯所得を推計して、消費税の逆進性が議論されてきた。橋本 [1993; 19-26頁] では将来消費を効用関数に基づき推計しており、その上で生涯における消費税負担を分析している。それに対して、大竹・小原 [2005; 50-51頁] は『全国消費実態調査 (1999年)』から年齢階級

別の消費階級別データを作成し、その階級ごとの所得額と消費税負担額の平均値を算出して年齢ごとに合計することで、生涯階級別の消費税負担額を推計していた。これらの研究では生涯で見ると逆進性の程度は弱まるという見解では共通しているものの、橋本[1993;19-26頁]は生涯でも消費税負担は逆進的であると結論付けているのに対して、大竹・小原[2005;50-51頁]は逆進的ではなくむしろ累進的であると結論付けている。したがって、分析手法が異なることによって生涯的な消費税の負担構造は変化してしまう。

このように日本ではパネルデータがないため生涯における消費税の負担構造が曖昧であり、明確な結論が出せていないように思える。その結果、生涯ではなく世代間と世代内にある消費税負担の格差が議論されるようになった。これは消費税の逆進性を議論するうえで、同一世代内にある消費税負担格差に着目したものであり、生涯において稼得期とそうでない時期にある個人との比較を排除している。実際、橋本[1993;19-26頁]は効用関数から世代内にある消費税の負担格差を推計しており、その後も橋本[2010;36-43頁]は同一世代内の個人を企業規模別、あるいは学歴別に分けた将来所得の推計から同じような作業を行っている。また、白石[2011]では『全国消費実態調査(2004年)』の個票データから年齢と所得をクロスさせたデータを作成して世代内で消費税負担の格差を議論していた。

## 4 世代間における所得と消費税負担の変化

ここでは実際、個人の生涯ではないが各世代で所得と消費税負担がいかに変化しているのかを考えてみる。

よう。表1は2人以上の勤労者世帯を対象にして、各世代別の可処分所得や消費税負担率の変化を示したものである。また、ここで非課税品目には家賃地代、教育、医療を考えている。

表1から50歳前半の世代まで1ヶ月当たりの実収入が徐々に増加していくのに対して、50歳後半以降の世代になると、それが逆に減少してしまうことが分かる。とりわけ、60歳前半の世代になると、実収入の減少は大きくなる。したがって、おおよそどの個人においても生涯を通じて稼得期とそうでない時期を経験することが予測出来よう。それと同時に、消費支出も50歳前半の世代で最も大きくなり、それ以降の世代では徐々に小さくなってしまふ。

しかし、生涯を通じて実収入と消費支出の変化を比べてみると、実収入は大きく変化している一方で、消費支出はそれほど変化していないことが表1から分かる。すなわち、個人の生涯における消費支出が世代間であまり異なっていない以上、世代間にある消費税負担の格差は消費支出ではなく、実収入が原因で生じていると考えられよう。

それ以外に、世代間にある消費税負担格差は消費に占める非課税品目の割合(非課税/消費)が異なることによっても生じてしまう。20歳前半や後半の世代では、この値がそれぞれ0.286、0.214と大きく、消費税の課税ベースが小さくなっている。これは20歳前半や後半の世代で家賃地代の消費が多いためである。また、60歳以降の世代では非課税/消費が小さく、消費税の課税ベースが大きい。したがって、これらの世代では実収入が大きく減少してしまうだけでなく、課税ベースが大きいことも消費税額が増えてしまう原因となっている。このことから他のどの世代と比べても、消費税負担率は60歳前半や後半で最も大きくなっている。実際、消費税率8%で60歳前半の負担率は5.149%、60歳後半のそれは5.103%

表1 各世代における可処分所得と消費税負担率の変化

	～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
実収入	308,034	386,696	453,409	496,693	539,882	563,220	614,186	580,745	414,963	386,057	439,031
消費支出	194,172	248,849	270,126	272,736	305,398	334,050	365,775	346,599	312,511	293,530	291,231
非課税/消費	0.286	0.214	0.180	0.161	0.150	0.177	0.144	0.099	0.077	0.094	0.104%
消費税額	10,265	14,487	16,409	16,955	19,222	20,377	23,179	23,126	21,366	19,702	19,319
8%消費税負担率	3.332%	3.746%	3.619%	3.414%	3.560%	3.618%	3.774%	3.982%	5.149%	5.103%	4.400%
10%消費税額	12,597	17,780	20,138	20,808	23,591	25,008	28,447	28,381	26,222	24,179	23,710
10%消費税負担率	4.090%	4.598%	4.442%	4.189%	4.370%	4.440%	4.632%	4.887%	6.319%	6.263%	5.401%

(出典)総務庁統計局編『家計調査年報(平成24年)』より作成。

となっており、税率が10%まで引き上げられると、この値はそれぞれ6.319%、6.263%まで大きくなっている。

また、表1から実収入や消費支出は世代を通じてそれぞれ安定的に推移しているが、消費税負担率は大きく変動しているのが分かる。ここで世代間にある消費税の逆進性を最大と最小における負担率の差額で定義すると、消費税率8%では20歳前半で3.332%、60歳前半で5.419%の負担率であることから、逆進性の度合いは1.817%ポイントであると考えられる。さらに、消費税率が8%から10%まで引き上げられた場合、同じような作業を行うと世代間にある逆進性は2.229%ポイントとなっている。もっとも、ここでの分析はあくまで世代間のみで留められたものであり、実際には世代内にある消費税負担格差も議論しなければならないであろう。

## 5 世代内にある消費税の逆進性とその緩和策に関する分析

ここでは同一世代内にある消費税の逆進性とその緩和策の効果について分析する。具体的な分析手法は林[1992]に習って、対数関数の推計から租税弾性値を求める作業を行う。この値が1ならば消費税は比例的となり、1より小さければ小さいほど逆進的、1より大きければ大きいほど累進的となる。想定する消費税率は10%であり、食料品にのみに8%の税率を設けた場合の軽減税率導入と給付付き税額控除による逆進性緩和効果を比較する。

また、各家計の消費支出に占める非課税品目の割

合は『全国消費実態調査(平成16年度)』にある所得階層別のデータから算出した。それゆえ、各所得階層に属する家計の課税ベースは同一であると仮定して分析を行っており、そのうえで『家計における金融資産選択に関する調査(平成16年度)』の個票データから租税弾性値を求めている<sup>2</sup>。世代内にある消費税の逆進性とその緩和策の効果を分析した結果は表2に示した。

表2から対数関数の係数、いわゆる租税弾性値は20代から50代にかけて徐々に大きくなる一方で、60代になるとそれが急激に小さくなるのが分かる。すなわち、20代から50代にかけては世代内にある逆進性が弱まっていくのに対して、60代以降ではそれが強まっている。これは表1に示したように、個人の生涯を通じて実収入は50代後半まで増加するが、60代になるとそれが急激に減少してしまうことが原因の1つとして考えられる。したがって、60代以降も賃金が伸び続ける産業とそうでない産業に勤める個人の間で世代内にある消費税負担格差が生じてしまうのであろう。それゆえ、今後消費税率が8%から10%へとさらに引き上げられる場合、政治的にも具体的な逆進性緩和策を政府当局は考えなければならない。

ここでは消費税率が10%に引き上げられたとしても、食料品のみ掛かる消費税率は8%の据え置きであるケースを想定して推計を行った。『家計における金融資産選択に関する調査(平成16年度)』の対象となった3477世帯を考えると、消費税率10%の引き上げを行った場合、消費税総額は92206.15万円である。それに対して、食料品にのみに8%の軽減税率を適用した場合の消費税総額は87704.83万円であり、

表2 世代内にある消費税の逆進性とその緩和効果

	世帯数	消費税率10%		消費税率10%と食料8%		消費税率10%と税額控除	
		係数	t 値	係数	t 値	係数	t 値
サンプル全体	3477	0.359***	43.81	0.366***	44.66	0.362***	43.94
20代	277	0.237***	11.02	0.241***	11.18	0.243***	11.12
30代	670	0.370***	14.95	0.377***	15.22	0.374***	15.03
40代	843	0.417***	21.05	0.426***	21.48	0.419***	21.07
50代	946	0.451***	26.29	0.460***	26.81	0.453***	26.31
60代	549	0.268***	13.99	0.275***	14.37	0.270***	14.01
70代以上	192	0.277***	8.031	0.283***	8.187	0.281***	8.051

注) \*\*\*: 1%有意水準を満たす、\*\*: 5%有意水準を満たす、\*: 10%有意水準を満たす。  
推計データの出所: 『全国消費実態調査(平成16年度)』; 家計における金融資産選択に関する調査(平成16年度)の個票データより推計。

<sup>2</sup> 分析手法の詳細は田代 [2014] にある。

消費税減収額は4501.32万円となる。

サンプル全体で考えれば、食料品だけに8%の軽減税率を適用することで、租税弾性値は0.359から0.366へと変化し、消費税の逆進性は弱まっていることが表2から分かる。各世代で軽減税率導入の緩和効果を考えてみると、40代や50代の租税弾性値はそれぞれ0.417から0.426、あるいは0.451から0.460へと大きく上昇している。その一方で、20代の租税弾性値の変化は小さく、軽減税率導入の緩和効果はあまり見られない。このように軽減税率導入による逆進性の緩和効果は各世代内で異なったものとなっている。

さらに、食料品だけに8%の軽減税率を設けた場合の税収減少額である4501.32万円を3477世帯で均等に分割して一律給付を行った場合、世代内にある消費税の逆進性はいかに緩和されるのかを分析してみよう。表2を見ると、軽減税率の導入に比べて税額控除による租税弾性値の変化は、20代を除けばそれほど大きくなっていない。これは消費税の複数税率化による減収金額が少なく、一世帯当たりに還付される金額が年間で約1.295万円と少ないためであると考えられる。したがって、消費税の複数税率化による減収規模が小さい場合は、一律の給付付き税額控除を行うよりも軽減税率の導入を行った方が逆進性緩和効果は大きいものと推測できる。

## 6 おわりに

今後予想される消費税率引き上げの際、政治的に

も何らかの形で政府当局は低所得者に対する消費税負担の配慮を行わなければならない。そこで重要となるのは、個人の生涯に着目して世代間のみならず、世代内にもある消費税負担の格差を議論するということである。どの個人も生涯で稼得期とそうでない時期を経験する以上、世代内にある消費税の逆進性を考慮すべきであろう。したがって、消費税の逆進性緩和策である軽減税率の導入と給付付き税額控除の比較は世代間のみならず、世代内でも行う必要がある。本稿では『家計における金融資産選択に関する調査(平成16年)』の個票データを利用して、2つの政策のどちらが世代内にある逆進性緩和に有効であるのかの推計を行っている。その結果、軽減税率の導入の減収規模が小さい場合、一律の給付付き税額控除よりも軽減税率を導入した方が逆進性緩和に有効であることが分かった。特に、40代や50代の世代内にある逆進性は軽減税率導入を行うことで緩和している。

しかし、ここでの推計結果は幾つかの課題を抱えているのは事実である。とりわけ、平成16年と利用しているデータが古いことは問題が残る。したがって、今後はより最新のデータを利用して再び推計を行わなければならないであろう。また、ここではあくまで軽減税率導入による減収規模が小さい税率で推計を行っているが、実際にはそれ以外の税率も考慮しなければならないかもしれない。それ以外にも、一律に還付される税額控除を想定しているが、低所得者のみに限定して給付を行う制度設計も含める必要があるだろう。これらについては、今後の研究課題としたい。

### 参考文献

- 大竹文雄・小原美紀[2005]「消費税は本当に逆進的か。一負担の「公平性」を考える」『論座』。  
 白石[2011]「消費税の負担水準と逆進性」日本財政学会第68回大会報告資料。  
 田代昌孝[2014]「消費税の複数税率化とその展望に関する一考察」『桃山学院大学経済経営論集』第55巻第4号。  
 橋本恭之[1993]「税制改革と世代間・世代内の公平」『第16回日税研究賞入選論文』。  
 橋本恭之[2010]「消費税の逆進性とその緩和策」『会計検査研究』第41号。  
 林 宜嗣[1992]「消費税の逆進性問題」『総合税制研究』第1号。  
 Caspersen, E. and G. Metcalf [1994], "Is a Value Added Tax Regressive? Annual Versus Lifetime Incidence Measures", *National Tax Journal*, Vol. 47, No. 4, pp. 731-746.  
 Fullerton, D. and D.L. Rogers [1991] "Lifetime versus Annual Perspectives on Tax Incidence", *National Tax Journal*, Vol. 44, No. 3, pp. 277-287.

# 日本の風土と消費税

## —導入から税率引き上げプロセスの再検討—



千葉商科大学商経学部教授

**栗林 隆**  
KURIBAYASHI Takashi

### プロフィール

東洋大学大学院経済学研究科博士後期課程修了、博士(経済学)  
千葉商科大学大学院経済学研究科委員長、学校法人千葉学園評議員  
日本財政学会理事、日本地方財政学会理事、市川市市政戦略会議会長  
専攻は、財政学、租税論、包括的所得税の実行可能性追求がライフ・ワーク  
著書に、「カーター報告の研究—包括的所得税の原理と現実—」五絃舎、  
『租税論研究—課税の公平と税制改革—』五絃舎(共編著)、  
論文に、「税収構造の現状と課題」『統計』第61巻第11号、2010.など多数

## 1 はじめに

平成26年4月より消費税率が8%に引き上げられる。迷走を繰り返したわが国初の大型間接税は、平成元年4月に当初税率3%で導入され、今や四半世紀が経過した消費税は日常生活の一部として定着している。逆に言えば、納税意識がほとんど無い。なぜなら、現行税率が5%と低いことに加えて、商品に転嫁された間接税であるがゆえに、税痛を感じないからである。

国家には、固有の領土、民族のもとで、言語、食、文化をはじめとするさまざまな風土を長い年月をかけて培ってきた歴史がある。税制を考える時に、その特徴は究極的にはその国の風土に根付いているものである。わが国には、江戸時代には租税を年貢米として「米」で徴収していたユニークな租税風土がある。米は日本人にとって生命を維持するための最も大切な

主食として腹を満たすものであるから、「米=貨幣」の上に当時の租税風土は成り立っていたと言えよう。その後、日本の租税が貨幣で納税されるようになるのは明治維新後のことであり、さらに近代税制の夜明けは、第二次世界大戦後のシャープ勧告を待たねばならない。

戦後、シャープ勧告をベースに近代税制をスタートさせたわが国は、所得税、法人税といった直接税を基幹税としてきた。その後、わが国がいかなるプロセスで消費税導入に至ったのか、そして今後、消費税はどこへ向かうのか、見て行きたいと思う。

## 2 導入時の時代背景

大型間接税導入は、昭和48年のオイルショックで法人税等が激減した影響で、歳入欠陥を補填するために昭和50年に赤字国債を発行することを余儀なくされた苦い経験から、わが国の政府、大蔵省(現財務省)にとって長年の悲願だった。

近代国家は無産国家であるから、国民から強制的に租税を徴収して財政活動を行っている。租税国家にとって、安定した税収を毎年確保し続けるのは最重要課題なのである。直間比率が極めて高かったわが国において、政府の経済活動の原資である租税を安定的に維持調達するためには、景気の動向に左右されにくい大型の一般消費税が渴望されたのは当然の帰結であった。税収の安定確保の観点から所得課税と消費課税を対比すると、前者は景気に敏感に反応するのに対し後者は景気変動に対する弾力性が低いので比較的安定的である。近年のリーマンショックで

は、法人税の激減に比べれば、消費税は微減に留まっている。なぜなら、多少景気が悪くなったからと言って、人は一度慣れた消費水準を容易に引き下げない習性があるからである。

大平、中曽根内閣で迷走した大型間接税は、竹下内閣で消費税としてやっと日の目を見た。しかし、それは欠陥だらけの税制であった。

### 3 3%の当初税率と欠陥税制

竹下内閣で消費税が成立するプロセスで、政治的な配慮から、理論的に望ましい税制から大幅に後退することになり、欠陥だらけの税制となってしまった。消費税の理論ベースは、消費型付加価値税である。多段階の各ステージにおいて生じる付加価値にのみ課税する同理論は比較的望ましいもので、EU諸国の基幹税となっている。ところがわが国では、①インボイスを採用せず帳簿方式としたこと。②免税点を3千万円と高額に設定したこと。③安易な簡易課税を導入したこと。④さらなる特例として、限界控除制度を導入したこと、により深刻な不公平を招いた。

これらの措置は、中小事業者への政治的配慮からなされたもので、たしかに新税導入に伴う納税協力費の増加は深刻な問題で無視できないが、それにしても度を越えて優遇したと言わざるを得ない。その結果として、いわゆる益税問題を引き起こした。益税とは、税制上、合法的に事業者が顧客から預かった消費税を国に納付せず、事業者のポケットに残ってしまうことを言う。国家が財政民主主義に基づいて、国民から強制的に徴収する租税が、国庫に納付されずに事業者に帰属してしまうなどあり得ないし、あってはならない。これでは、租税とは言えない。この点は、その後の改革で徐々に緩和されていくが、現在も完全に解消したわけではない。

## 4 主要改正点と今後の課題

### (1) 限界控除制度の廃止

限界控除制度は、平成元年の導入時に3千万円の

事業者免税点を若干超過した事業者に対する課税の影響を緩和するために設けられたものであり、売上高が5千万円未満の事業者に適用されていた。具体的には、3千万円を超えて課税事業者になっても、5千万円までは税額が段階的に軽減される優遇措置である。本制度は主として益税の批判から平成9年に廃止されたが、免税点が高すぎたことともリンクするが、わが国固有の著しく歪んだ欠陥であった。

### (2) みなし仕入率の見直し

平成元年の導入時には、簡易課税は売上高5億円未満の事業者に適用され、みなし仕入率は90%（卸売業）と80%（その他）の僅か2区分であった。多種多様な業種によって仕入率の動向は大きく異なるのに、僅か2区分で導入したため大きな不公平を招いた。その後、平成3年に適用事業者を売上高4億円未満に引き下げ、みなし仕入れ率も4区分に拡大した。平成9年の5%の税率引き上げ時に、適用事業者の売上高を2億円未満に引き下げ、みなし仕入れ率も現在の5区分（90%（卸売業）、80%（小売業）、70%（製造業等）、60%（その他）、50%（サービス業等））となった。そもそも簡易課税は中小企業の納税協力費を抑えるための優遇措置である。平成16年から売上高5千万円未満の極めて小規模な事業者のみに適用され現在に至っているが、いわゆる個人商店や家族的な零細企業を想定すると妥当な措置と言えるかも知れない。

### (3) 5%への税率引き上げ

平成9年4月に消費税率は3%から5%に引き上げられた。改正消費税法は村山富市内閣で成立、橋本龍太郎内閣で施行された。5%の内1%は地方消費税であり、それまでの消費譲与税は廃止された。税率引き上げ時の一番の問題は景気への影響である。住宅などの長期請負契約には一定の経過措置が設けられたが、小売などは駆け込み需要のピークが引き上げ直前の3月に起こった。税金が高くなる前に買っておこうと租税回避行動を考えるのは、ある意味で当然のことである。とりわけ、高額商品に注目が集まり、白物家電、宝石、呉服などが飛ぶように売れた。また、増税に乗じて税率以上の値上げをする、

いわゆる「便乗値上げ」も問題になり、社会問題に発展した。国民の苦情や不満が噴出し、消費税の欠陥を再度浮き彫りにした。その背景には、税制の欠陥がある。わが国は、EU諸国のようにインボイスを導入していないので、商品単価と消費税額の区分が不明確なのである。商店によって、外税、内税といったように、消費税の表示がまちまちであったために消費者に分かりづらく、「便乗値上げ」が横行した遠因となった。その後、表示方法に関しての改正が行われたものの、現場は混乱しており、依然曖昧なままである。

#### (4) 免税点の引き下げ

導入当初の3千万円はあまりにも高すぎた。平成16年に、やっと1千万円に引き下げられたがまだ高い。業種にもよるが、ビジネスの売上高が1千万程度では、利幅の薄い小売業では必要経費を差し引くと食べて行くのがやっとであろうし、原価がほとんどないサービス業でも普通に生活していく程度の収入である。何が言いたいかと言うと、1千万円程度の売り上げが無ければ社会通念上は食べて行けないので、租税負担能力の見地からも、一見すると免税点1千万円は妥当なのかも知れない。しかし、現実社会では節税と言う名の下に、人は租税回避行動を起こす。具体的には、節税目的の別会社を設立して、免税点1千万円未満の外注費を支払えば、その分の消費税は納税されずに益税化してしまう。これらのループ・ホールを塞ぐためには、百万円程度まで免税点を引き下げるのが有効である。最低限、つまり事業とは到底言えないような趣味の延長線上で年間百万円に満たないような雑所得程度の人だけに免税の恩恵を与えれば十分ではなかろうか。

#### (5) 目的税化と政治

政治家にとって増税は鬼門である。近年では、当時、日の出の勢いであった民主党管政権が消費税率引き上げを打ち出した平成22年の参院選で大敗したし、古くは自民党大平政権で大型間接税導入を試みたものの、選挙情勢が劣勢と見るや早々と撤回したのが印象深い。このように、国民は増税が大嫌いなのである。それはもともと、税とは国家に無理や

り奪い取られるものだから好きな人などいるはずもない。そこで、国民のコンセンサスを得るために出てきたのが消費税の福祉目的税化である。福祉という言葉は国民の耳に心地よく響く。国民には、消費税率が引き上げられても、その分は福祉に充てられるのだから止むを得ないだろうとの、消極的ではあろうが、増税を是認するような心理が生じるかもしれない。ところで、伝統的財政学の教え「ノンアフェクタシオン原則」によれば、特定の税収と特定の支出を結び付ける目的税は望ましくないとの教えがある。なぜなら、財政硬直化を招き非効率となるからである。毎年爆発的に膨張する社会保障費を賄う税源として、最終的に消費税率引き上げに頼らざるを得ないのは止むを得ないが、財政学の教えに耳を傾けて政治の場で歪んだ目的税の見直しを計るべきであろう。

#### (6) 逆進性

現行税率は5%と低いために問題は表面化しなかったが、8%に引き上げられ、さらに平成27年10月から10%になれば、逆進性の問題が急激にクローズアップされてくる。課税の公平の観点から税率構造は累進が望ましい。ところが、消費税には所得の低い人が高い人よりも、より多くの税負担割合を強いられるという逆進による不公平が生じてしまう。

この問題をクリアーするためには、直接的には複数税率又は給付付き税額控除の導入が効果的である。前者は税制が複雑になり、税務行政費用及び納税協力費用が増大するし、何よりも複数税率の対象品目の線引きが難しい。各業界は軽減税率の適用を陳情し、政治の場で迷走するのは目に見えている。後者は、低所得者層に一定の税額を払い戻す制度で、既にカナダにおいて導入(refundable credit)され定着しているが、還付対象者を特定するための所得の捕捉及び税務行政がコストリーであることに加えて、どの程度の所得階層にどの程度の払い戻しを行うかが難題である。間接的には、所得税の累進度を高めるなどして税制システム全体で逆進性を緩和することも有用であるが、効果が直接目に見えないのが欠点である。

## (7) 少子高齢化社会

少子高齢化社会における基幹税として、所得税と消費税の選択という税制の在り方が問われている。わが国の社会保障は、北欧型の「大負担・大福祉」と比較すると、「中負担・中福祉」であろう。この中負担を担う基幹税として所得税と消費税のどちらが望ましいのかといった問題が重要である。勤労世代と退職世代に分けて考えれば、所得税は個人の所得を課税ベースとするから、勤労世代のみが負担することになるのに対して、消費税は消費を課税ベースとするから勤労世代も退職世代も消費の機会に対して公正に負担することになる。従って、短絡的には消費課税の方が望ましいと言えるかも知れない。さらに前述したように、国家の安定した税収確保の観点からは、所得弾力性に依存してビルトイン・スタビライザー機能を担う累進税率構造の所得税よりも、景気に左右されにくい消費税の方が望ましいだろうし、また、望ましい税制の要件のひとつである簡素の観点からも、消費税が原則として買った商品の5%というように比較的分かりやすいのに比べると、所得税は異常に複雑であると言わざるを得ない。

## 5 税率引き上げ論議

消費税率を5%から10%に引き上げる法案がなせ成立したかが興味深い。衆参ねじれ国会で迷走を重ねたものの、3党合意を取り付け法案を成立させたのは民主党政権で3人目の首相となった野田佳彦であるが、党首レベルで消費税10%への公約を最初に提言したのは、民主党政権で下野していた谷垣禎一（自民党総裁）である。その後、菅が唐突に10%へ突っ走り参院選で大敗、その後を受けた野田の粘りは泥鰌総理の面目躍如であったろう。野田が打ち出した戦略は「税と社会保障の一体改革」である。背景には、一般歳出の約半分が社会保障費に充てられている中で、高齢化によって毎年1兆円ずつ自然増が生じる現状がある。その財源を消費税の増税で賄おうと考えるのは理に適っているが、問題はその手法である。一体改革は前述した消費税の目的税化と同義であり、伝統的財政学の立場からは強い批判があ

る。従って、財政再建の観点から消費税率引き上げは正当化されようが、租税と政府支出は平行であるべきで、消費税は一般財源とすべきなのである。租税システムと社会保障システムをリンクすることは望ましくなく、あくまでも独立分離した視点で論ずるべきである。しかし、野田の老獪な手法により実現した消費税率引き上げは、まだ一里塚とはいえ大きな一石を投じたと言えよう。

## 6 結語

平成元年4月の消費税導入は、当初欠陥だらけではあったが、わが国の税収構造に一石を投じた点で特筆される。カナダのカーター報告(1966)も、一般消費税に関しては一度導入さえしてしまえば、税率引き上げによって増税が計れるので、国家にとって有用な税制である旨を述べている。付加価値税を基幹税としているEU諸国では、高福祉国家の北欧(ノルウェー・スウェーデン)の25%を最高に、EU諸国は概ね15%程度で推移していたが、ここに来て、イギリス、ドイツ、フランス等の主要国も軒並み20%を超えている。どの国も、財政運営は厳しく、その財源として一般消費税の税率引き上げに頼らざるを得ないのが現状である。

わが国も、財政の持続可能性の観点から、つまり、財政危機を回避し再建を果たすためには、プライマリー・バランスの黒字化の早期実現が必要であり、そのためには、政府の経済活動の財源として所与の税収が継続的かつ安定的に必要である。今後の少子高齢化社会における3基幹税の在り方をまとめてみよう。

増税は短期的にはデフレ脱却を目的とした財政出動の財源として必要であり、中長期的には財政再建のために必要である。わが国は、所得税、法人税、消費税の3基幹税で国税の約8割を賄っている。所得税は公平と効率のバランスのとれた良税であり基幹税として貢献してきた実績は大きいだが、今後は人的控除の廃止や高所得者層の給与所得者控除の制限等によるゆるやかな増税が期待できる程度である。法人税は、企業の国際競争力の観点から減税圧力が働いて

いる。

残る可能性は、消費税の大幅増税のみである。諸外国に比べて、わが国の現行税率は突出して低いと言える。5%の消費税は間接税かつ税率が低いがゆえに低所得者層の負担が大きくなる逆進性の問題もクローズアップされないし、国民は負担感が少なく納税意識は今やほとんどないと言っても過言ではないだろう。

政府は安易に税率を引き上げる前に、歳出の徹底的な削減を行い、課税ベースの拡大を検討すべきである。消費税の税率引き上げは規定路線であり、政治的な福祉目的税の示唆もあって、国民は一定のコンセンサスを示しているが、今後の税率引き上げ時に留意すべき点は、逆進性に加えて、わが国消費税固有の益税問題の解決が至上命題だろう。同時にすべての個別消費税を廃止して消費税に一本化すべきである。そうすれば、租税システムはより簡素にな

り、税務行政コストも少なく済む。いずれにしても、今後の税率引き上げにより、税収第一位の座が消費税になることは確実であるが、経済に与える影響が若干懸念される。

税制は、財政の「政」は政治の「政」と言う言葉が象徴しているように、最終的には政治の場で決まる。財政学における望ましい税制の要件は、公平、効率(中立)であるが、トレード・オフの関係にある両者をバランスよく実現するためには、広く浅く(幅広い課税ベースに低税率)課税することが望ましい。将来的にさらなる消費税率の引き上げを展望する時に、まず課税ベース拡大ありきで、税率の引き上げは最小限に抑えるのが望ましい。なぜなら、税率を引き上げると税率のスクウェアに比例して非効率の度合(welfare cost)が増加するからである。明確な長期的ビジョンをもって抜本的税制改革が強く求められるが、その場合のキーワードは「広く浅く」である。

#### 参考文献

- [1] Browning, E. K. and J. M. Browning, *Public Finance and The Price System*, Fourth Edition, macmillan, 1994.
- [2] Musgrave, R. A. and P. B. Musgrave, *Public Finance in Theory and Practice*, fourth, ed., New York, 1984.
- [3] 栗林隆「わが国の税制」『財政学』(望月正光・篠原正博・栗林隆・半谷俊彦(編著), 第三版二刷、第5章所収) 創成社, 2012.
- [4] 『財政金融統計月報(租税特集)』財務省, 各年度版.
- [5] 『図説日本の税制』財経詳報社, 各年度版.

## 6年目の「サービス創造学部(Faculty of Service Innovation)」



千葉商科大学サービス創造学部長・教授

**吉田 優治**  
YOSHIDA Yuji

### プロフィール

専門：経営管理論・経営教育論・サービス創造論  
1987年青山学院大学大学院経営学研究科博士課程修了。同年、稚内北星学園短期大学経営情報学科専任講師。1989年千葉商科大学商経学部専任講師に就任、助教授、教授を経て、2009年新設の「サービス創造学部」初代学部長・教授に就任、現在に至る。アメリカ経営学会・経営教育会日本担当理事、2013年8月、全国ビジネス系大学教育会議会長に就任。アメリカ経営学会よりアワード(2001～2008年)、韓国経営教育学会より学術賞(2009年)、日本マネジメント学会から国際貢献表彰(2013年)など。2000年ボストン日本人研究者交流会(Boston Japanese Researchers Forum)設立。

2007年4月に就任した島田晴雄学長から、5月の連休前に学長室で学部新設の協力を求められた。それ以降、学部の立ち上げ準備に2年間、そして2009年4月の「サービス創造学部」開設から5年間。準備期間を含めると7年間にわたり「サービス創造学部」づくりに携わってきた。

多くの方々からのご指導・ご支援をいただき、昨年3月には無事に1期生を卒業させることができた。学部には現在800名の学生たちが学んでいる。うれしいことに1期生の就職率は99.3%、2期生の就職内定率も3月6日現在ですでに96%を超えた。この数字は学部の教育力と社会的評価であると考えている。

学部の立ち上げは、起業家と同様に、理念、目的、目標、アイデア、戦略、マーケティング、広告、組織づくり、人材集め、予算管理、工程管理、リーダーシップ、やり遂げる力などが求められる。大学の持つ伝統や社会的評価、さらに人的・財政的支援があるとはいえ、研究や教育の能力とはまったく異なる能力が求め続けられ

ることを実感してきた。

### 序章「学部の創造」

#### 1. 新設学部の決定

2007年5月の連休明けに商経学部の若手教員5名がタスフォースを組んで新学部開設についての検討をスタートさせた。既存の諸資源を最大限に活用しながら、どんな学部を開設できるかについての議論が始まった。われわれは学部開設に関する諸規定や他大学の情勢を検討するとともに、大学教育に対する産業界のニーズを把握するために産業界で活躍する数十名の方々からのヒアリングも実施した。

その結果、われわれは学部開設にあたり少なくとも(1)どのような人材を育成しようとしているのか、(2)どんな教育コンテンツを、(3)どのような教育方法で学生に提供するのか、についての議論を深めることが最も重要であると

の共通認識に至った。そして、われわれは学長からの示唆もあり、国内総生産(GDP)の7割以上を占めるサービス産業の人材育成が日本の産業界にとってばかりでなく、今後の大学にとっての戦略的な教育分野になるであろうとの確信を持つことになった。

サービスについての教育は、特定の職種の資格やスキルを教える専門学校はあるものの、学部レベルでは本格的に行われてはいないのが現状であった。加えて、サービスについての実務家の体験談などの著作については散見されるものの、サービスについての本格的な著作や研究論文はほとんどないといっても過言ではなかった。こうしたサービスについての研究や教育の状況を前にして、われわれはサービスについての本格的な研究の必要性和サービス人材を育成するための学部を開設する意味をより深く理解するようになった。

しかし、現役学生たち500名を対象にしたアンケート調査を行ったところ、サービスに関連する学部は、他の分野の学部比べて関心度・期待感もそれほど高いものではないとの結果が出た。このアンケート結果を学長に伝えたところ、「マーケットの反応やニーズばかり気にしては、マーケットを越える革新的なサービスや商品を開発することはできない。思い切って『サービス』に特化した学部を開設しよう」と主張された。私たちは学長から背中を押されるようにしてサービス関連学部の開設を決めた。学部の名称は、サービスを担う人材ばかりではなく、新しいサービスを生み出す人材の育成をも視野に入れて「サービス創造学部(Faculty of Service Innovation)」とした。

文部科学省への学部設置申請のためにカリキュラムを体系的に設計し、教科科目の教育内容を限られた時間内で具体化することが求められることになり、学部の主要なターゲットを、偏差値の高い低いではなく、将来に対するVision(将来構想)とPassion(熱き心)を持ち、それらを実現することに努力する学生と想定した。かつての高度経済成長、大量生産時代に求められた人材は、どちらかといえば他者と同じことを学び、経験し、他者と同じ発想をして、他者に求められる行動をする人々であったように思う。しかし、いま求められる人材は、他者と異なることを学び、経験し、他者と異なる発想をして、それを考えの異なる人々と協働して実現する人々であると思われ

る。そうした意味からも私たちはVisionとPassionを持った学生こそが「サービス創造学部」で育成する学生であると考えた。

## 2. 「学問から学ぶ」、「企業から学ぶ」、「活動から学ぶ」

次にそうしたサービス創造人材に何をどのように学ばせるかについての議論を繰り返した。われわれは、サービス創造のマインドや能力を習得するためには、これまでの講義方式だけでは困難であると考え、企業で働く方々から直接にサービスについての実践知を学び、サービス創造にかかわるプロジェクトから協働知を学ぶことが必要であると考えた。「学問から学ぶ」、「企業から学ぶ」、「活動から学ぶ」という3つの学びを、サービス創造人材育成の学びの基本に据えた。教育内容とともに、これらの教育方法が学部の差別化された教育を構築する柱となった。

理事会は全学教授会の議を経て「サービス創造学部(Faculty of Service Innovation)」を2009年4月に開設することを決定した。これを契機として本館4階に「学部開設準備室」が設置され、文部科学省との事前相談や学部開設の膨大な申請書類の作成を行うこととなった。この時期、タスクフォース最年長の私が学部長候補者に指名され、学部開設に関する責任を負うことになった。その後、理事会は学部開設の届出を申請し、文部科学省の審査を経て2008年4月に学部開設の許可がなされた。

## 3. 「公式サポーター企業」

「企業から学ぶ」ことを実現する「公式サポーター企業」は現在52社。学部開設前に学長とともにJR東日本、JTB、日本航空などの企業を訪ね、「サービス創造学部」の開設意義を説明させていただくとともに、学部教育にご協力いただくことをお願いした。その後は、学部長として先端的なサービスを提供する企業の経営者を訪問して大学教育の改革の必要性和「公式サポーター企業」になっていただくお願いをした。当初、ここまで多くの企業からご支援いただけるとは考えていなかった。学部にとって「公式サポーター企業」によるご支援は、学部教育を実施するにあたっての基盤といえる。

「公式サポーター企業」には、(1)ゲストスピーカーの派

遣、(2) インターンシップ学生の受け入れ、(3) プロジェクト学習での支援などで学部教育を力強く支援していただいている。おかげで、学部開設以降、年間100名以上のゲストスピーカー、年間50名のインターン学生の受け入れ、多様な企業連携プロジェクトなどを実現させていただき、わが国を代表する産学協同の学部教育として社会的にも評価されるようになったと自負している。

「公式サポーター企業」52社からシャワーのように提供される実践知は、学部学生にとっての大きな刺激となるだけでなく、教員が企業から学ぶ絶好の機会ともなっている。

#### 4. 学生募集と定員確保

次は、「サービス創造学部」を高校関係者に知っていただくための広報活動である。大学では入学センターの広報セクションが高校への営業活動、広報を担当しているものの、商経学部から異動する6名とともに学部パンフレットを作成したり、島田学長とともに高校関係者を大学にお招きして何度も学部説明会を開いた。首都圏に限らず、可能な限り地方の高校も訪問した。元高校校長の上田入試顧問による首都圏高校訪問も新学部を高校関係者に認知してもらうために大きな役割を果たしたと思われる。上田入試顧問から教えていただく高校情報は学部にとって有力な情報源となった。

また、学部長として全国の同窓会支部総会にも可能な限り出席させていただき、「サービス創造学部」の売り込みに努力した。これまでに、北海道、青森、秋田、新潟、長野、群馬、茨城、千葉、東京、神奈川、埼玉、静岡、愛知、鳥取、沖縄の同窓会支部を訪問した。おかげさまで開学前年の2008年11月には1期生の定員200名を確保することができた。その後も学生募集が厳しい状況にありながらも6年連続で学生募集の定員を確保している。

#### 5. 独自の教育プログラム

「サービス創造学部」は、これまで多くの学部が当たり前のこととして受け入れてきた学部プログラムを学生の成長という視点から見直してきた。たとえば「10時40分の授業開始」や「セントラルスポーツでのフィットネス科目実施」。どちらも文部科学省から問題のないことを確認した上で導

入を決めた。

「10時40分授業開始」は、高校関係者から当初「せっかく朝8時30分までに登校することを習慣づけたのに何を考えているんだ」、「会社では毎日9時始業であるのに学生が10時40分から勉強を始めるなんて」とのお叱りを何度受けた。また他学部の体育担当教員からは「体育教育を軽視しているのではないか」とのお叱りも受けた。しかし、私たちは、しっかり朝食を取り、世界からのニュースを読み、メールをチェックして、満員電車を避けて大学に通学する学生像をイメージし、10時40分前の時間をモーニングクラスとして資格取得や語学の学習のためのプログラムを提供する機会にしたいと考えてきました。また私たちは、駅前にあるジムに好きな時間に通い、自分でメニューを選んで体を動かし、ジムで地域の方々と交流することが新しい学生教育に繋がると考え、あえて学外ジムの利用にこだわった。

この他にも、語学を選択科目として「学びたいときに学び始められる」カリキュラムにした。私たちは、語学は学びたくなったときに最も学習効果が高まると考えるとともに、語学学習を自己の責任で選択できるカリキュラムにした。

2007年5月から学部開設するまでの2年間、学部の基本設計、カリキュラム作成、専任教員や客員講師の確保、文部科学省への学部設置申請、そして学生募集のための活動を平日・週末も含めてやりきった。平日の帰宅は12時近く、週末もほとんど同窓会支部総会やオープンキャンパスへの参加に使った。学部開設に関わったすべての教職員がこうした学部開設準備のための2年間を過ごした。

## 第1章 「学部の誕生」

### 1. 2009年4月、学部スタート

2009年4月2日に行われた大学入学式に学部1期生が入学してきた。数日間の学内オリエンテーションの後、公式サポーター企業「リゾートトラスト株式会社」の山中湖ホテルで1期生227名と学部教職員が1泊2日間のオリエンテーション合宿を行い、帰路途中には御殿場アウトレットを視察した。

授業が始まると多くの科目で「公式サポーター企業」を中心にゲストスピーカーによるレクチャーがスタート。スピーカーたちは、周到的な準備をして「仕事とは」、「企業とは?」、「サービス創造とは?」についてレクチャー初年度から100名以上のゲストスピーカーが学生たちに直接にレクチャーした。企業と学部のコーディネートは、「産業企業リエゾン担当教員」として採用した井上教授が担当。2年目から教授陣に加わった今井准教授もリエゾンに加わり、リエゾン2名体制で企業との多岐にわたる調整を行ってきた。学部長も「公式サポーター企業」を訪問して学部長の営業活動は続いている。企業は、支援する価値のない学部との関係を維持するほど甘くはない。企業にとっても大学にとっても、学生の育成のために協力し続けることは大変なエネルギーが必要である。ここまで「公式サポーター企業」を辞退する企業がないこと、「公式サポーター企業」になってくれる企業があることが学部にとっての自慢です。

学部オフィスは、企業関係者の来校が多いこと、これまでと差別化した学部教育を推進するために本館1階に開設された。学部オフィスの責任者は、学部設置準備室メンバーであった鈴木孝課長。鈴木課長は、教務部門の学部オフィスにもかかわらず、教務事務のほかにも学生募集、学部広報、企業との関係維持、学生生活、就職指導も含めて多様な業務を引き受けてくれる頼もしいマネージャーであり、彼と部下の職員なくして「サービス創造学部」のいまはなかったと考える。この学部オフィスは、学部生にとって学内の我が家のような存在であり、学部生が一番頼りにしているオフィスとしての役割を果たしている。オフィスの前には、「公式サポーター企業」52社のロゴのほか、学部長、特命教授、専任教員、客員講師、プロジェクト指導の特命講師、学部教職員の顔写真が氏名入りで掲示されている。これは、学生たちに教職員の名前と顔を知ってもらい、教職員と一緒に学部づくりをしてほしいとの願いがこめられている。また教職員にも責任を持って学部運営に取り組んでほしいとの学部長の願いも込められている。また、オフィス前に置いた大型スクリーンでは各種イベントで撮影された動画を放映し、イベントに参加していない学生たちに学部内の出来事に関心を持ってもらう努力をしている。さらに、学部オフィス前の壁には登壇いただいたゲストスピーカーの顔写真と氏名が掲示されて

おり、原則、受講した学生が卒業するまで掲示することになっている。学生たちには、写真を見ることによって多くのゲストスピーカーの貢献を理解させるとともに、写真を見ながらゲストスピーカーたちのレクチャーを思い起こしてほしいと願っている。

## 2. 4名の特命教授たち

教授・准教授・専任講師からなる専任教員たち、戦略的な役割を担う客員講師たち、「学習から学ぶ」プロジェクトを指導する特命講師たちの他に、ビジネス界で大活躍の方々に特命教授になっていただき学部教育に大きな刺激を提供していただいている。

特命教授の先生たちは、わが国のファッション界、電子部品商社、エンターテインメント業界、外食産業、プロスポーツビジネス業界を牽引しているサービス創造人。大所高所から学部全体に刺激と緊張感を与え続けてくれている。特命教授4名は次の通りである。桂由美特命教授(世界的ブライダルファッションデザイナー、株式会社ユミカツラインターナショナル代表取締役社長)、塚本勲特命教授(加賀電子株式会社代表取締役会長)、木本敬巳特命教授(ぴあ株式会社取締役事業統括本部長)、佐瀬守男特命教授(株式会社ホットランド「築地銀だこ」代表取締役)、荒木重雄特命教授(日本プロ野球組織「NPB」特別参与、株式会社スポーツマーケティングラボラトリー代表取締役)。

## 3. 学部オフィシャルプロジェクト

2009年4月の入学式後に1期生たちが立ち上げた「中国プロジェクト」は、公式サポーター企業の「JTB」と「日本航空」と連携して「学生的上海ツアー」プログラムを企画実行した。これはキャンパス内で毎週昼休みに「ストリートミュージシャンの夢舞台」で歌わせていたストリートミュージシャン2組を海外提携校の上海立信会計学院で歌わせる「日中学生交流音楽ライブ」と「上海ツアー」を合わせて企画実行したもので、ライブには700名の中国学生たちが集まり大成功を取めた。この他にも、これまで「パーティープロジェクト」、「コミュニティーカフェプロジェクト」、「旅行プロジェクト」、「千葉ロッテプロジェクト」、「千葉ジェッツプロジェクト」、「Our Weddingプロジェクト(学生によるウェ

ディング・ファッションショー)」、「エンターテインメントプロジェクト」、「沖縄リゾートウェディングプロジェクト」などが「活動から学ぶ」プロジェクトとして行われてきた。これらのプロジェクトには学部が指導教員、予算などを援助している。なかなかサービスを創造するレベルにまでのプロジェクトには発展しないが、学生たちはアイデア・レベル、協働レベルで大きな学びをしているように思われる。これらの学部オフィシャル・プロジェクトは、毎年開催する活動報告会でプロジェクト活動を報告するとともに、次年度以降の継続を厳しく審査される。このプロジェクトは学生が希望して立ち上げるものと、学部が戦略的目的から設置するプロジェクトの2タイプがある。プロジェクトを経験した学生たちの成長ぶりには目を見張るものがあるように思われる。

課題は、学生たちの限られた経験と知識に基づくプロジェクトには限界もあり、担当する専任教員や特命講師がどのような指導を行うかについて工夫しなければならないように思われる。しかし、プロジェクトのあり方を議論しながら、プロジェクトをスタートさせて活動から学びながら、プロジェクト活動を改善することが重要であるように思う。

#### 4. 「3つの学び」の関係性について

「学問から学ぶ」、「企業から学ぶ」、「活動から学ぶ」という「3つの学び」を通じて学生は、学問から学問知を学び、企業から実践知を学び、活動から協働知を学ぶ。そして活動するなかで学問知や実践知を学び直すのだと思う。こうした3つの学びがスパイラル状に循環すると、サービス創造の学習はより効率的で実践的になるように思われる。

活動から学ぼうとしない学生、さらに経験や勘の範囲内で活動しようとしている学生たちは、学部での学習機会を活かしきれていないと同時に成長を見込むことはできないように思われる。

#### 5. 「公式サポーター企業」との連携の進展

「公式サポーター企業」52社との連携は、学部教育の多くの場面で深まってきている。「オフィシャル・プロジェクト」では、2013年度だけでも千葉ロッテマリーンズ、千葉ジェッツ、JTB、HIS、日本航空、第一寶亭留、タ

リーズコーヒーなど各社と連携。また「サービス創造大賞2013」では、佐川急便、日本航空、ヤマト運輸がそれぞれ企業賞を新設。ゲストスピーカーも年間100名以上が教室で受講学生へ直接に実践知を教授。インターンシップも年間50名を引き受けていただくまでになっている。

3月10日にはかねてより公式サポーター企業各社から希望のあった「公式サポーター企業ビジネスフォーラム」を開催させていただき、企業間のビジネス交流を促進する機会となった。同フォーラムには各社から役員・部長たちが出席し活発な交流の場になった。

## 第2章 「学部の進化」

起業家にとって、起業してもその後の「デスバレー」をどのように乗り越えるのかが大きな試練だと言われている。学部開設後5年間にわたり、学生定員の確保、公式サポーター企業からのご支援、1期生に続き2期生の全国レベルをはるかに超える高い就職内定率を実現させ、新学部の「デスバレー」をわたりきってきたように思われる。しかし、学部への評価をさらに高め、企業との連携を深め、学部教育を充実させ、高い就職率を維持し、学生たちがサービス創造人材として天井を突きぬける勢いで成長し「日本や世界のサービスを創造し続ける」ためには、「サービス創造学部」は休むことなく進化し続けなければならないと思う。

サービス創造の研究を進めて「学問から学ぶ」機会を活かし、公式サポーター企業への貢献をして「企業から学ぶ」機会をたくさんいただけるようにし、多様なプロジェクトに学生たちが主体的にかかわり、プロジェクト活動での成果を個人や会社、社会に提供できるような「活動から学ぶ」状況を創りたいと思う。

2014年4月、新しいカリキュラムでの学部教育が再スタートする。「学問から学ぶ」、「企業から学ぶ」、「活動から学ぶ」学生たちをしっかりと育成し続けたい。2015年4月にオープンするUniversity Dining (学食) や瑞穂会館リノベーションで新たにつくられる多様な施設と絡んだ学部教育を新しい学部の学びのステージにしたい。学部教育そのものが「サービス創造」であり続けなければならない。



サービス創造大賞：あったらいいな、こんなサービス



特命教授塾：「加賀電子株式会社」塚本勲会長の執務室で学ぶ



学生ウェディングファッションショー企画  
「Our Wedding」



上海立信会計学院・経済貿易学部との研究交流会

## 中国経済の現状と展望



千葉商科大学政策情報学部教授

石山 嘉英  
ISHIYAMA Yoshihide

プロフィール

1944年生まれ。  
1967年、慶応大学(経)卒業。大蔵省、日本IBMを経て、  
2000年4月から政策情報学部教授。専門は世界経済論、日本経済論。

### はじめに

中国経済の動向は世界の国々にとって重大な関心事となってきた。中国はいまや米国に次ぐ世界第二の経済大国であり、中国経済のわずかな変化でも他の国々に大きなインパクトを与えるようになっている。本稿は、最近の中国経済の特徴をとらえ、今後数年の経路を予測しようとするものである。

現在の中国経済については、安定化しつつあるという見方と不安定性が増しているという見方がある。これらはまったく正反対な見方であり、論者ごとに注目する点が大きく異なっているように思われる。「安定化か不安定化か」という切り口で現在の中国経済を分析することは、中国の実像に迫るために有効であろう。

「安定化しつつある」と考える論者は、現在の習近平国家主席のリードする政府が、高い経済成長を迫わず、内需主導の穏やかな成長をめざしていることを指摘している。経済を安定化するには、固定資本投資(住宅・不動産への投資を含む)を抑制すること、地方政府の債務の増大を抑制することなどが必要であるが、習近平政権はたしかにこの方向に政策を動かしている。

しかし、「不安定性が高まっている」と考える論者は、2008年のリーマン・ショック以来の経済政策が無理を重ね、国有企業の生産能力が大幅に過剰になっていること、住宅・不動産価格が極端に高くなっていること、地

方政府の債務が膨大になっていること、貧富の格差が大きくなったままであることなどを指摘している。

以下では、このような見方の対立があることを念頭におきつつ、中国経済の現状を分析し、将来を展望することとしたい。

### これまでの経済成長

中国経済の実質成長率が高かったのは2011年までである。この成長率は、2008年に9.6%、2009年に9.2%、2010年に10.4%であった。2011年は9.3%だが、2012年は7.7%に低下した。2013年の実績はまだ判明していないが、7.7%となったものと思われる。

成長率だけを見ると、2011年までは高い成長が続いていたことがわかる。そして、2012年からは何らかの大きな変化がおこったために成長率がかなり低下したという印象がある。

しかし、2008～2010年の高い成長は、中国経済の自然な成長力によっておこったものではなく、政府による強力なテコ入れ政策によって実現したものである。2012年以降の7%台の成長の方が自然な成長力をより正しく表しているように思われる。

思いおこせば、2008年にはリーマン・ショックがおこっており、2009年には世界がマイナスの経済成長を記録した。その中で中国のみが高い成長を実現したのは異例

であるが、その理由は政府がGDP比で世界最大の財政支出の拡大を実行したところにある。リーマン・ショックは2008年9月であるが、この年の11月、中国政府は世界最大の拡大策を決め、それを2009年と2010年の両年にわたって実行した。財政拡大の規模はきわめて大きかったため、政府債務の激増(とくに地方政府)という問題も出てきた。

財政支出の拡大は、中央政府、地方政府、国有企業にまたがり、合計4兆元であった。国有企業へは政府が財政資金を与えて設備投資を行わせた。4兆元のほか、5,500億元の減税も行われた。中国の名目GDPは2009年に34.5兆元であったが、2年間で4.55兆元の財政拡大は年当たりでは2.3兆元であり、GDPの6.7%にもなる。この財政拡大によって中国の固定資本投資は大幅に伸び、輸出の減少によるGDPの低下以上にGDPを押し上げたわけである。

4兆元の財政支出増加の内訳は、中央政府1.2兆元、地方政府0.6兆元、国有企業2.2兆元であった。これをまかなうため、中央政府は2009年に1.6兆元の国債を出し(銀行に買わせた)、その一部を地方政府に分け与えた。地方政府は、もともとインフラ投資に熱心であり、土地所有権の売却を増やし、また銀行からの借入れを増やした。

財政拡大に加えて、金融拡大も行われた。中国人民銀行(中央銀行)は、毎年市中の銀行が行う新規融資額のガイドラインを示すが、2009年をはじめに示された2009年の融資額は7.5兆元とされた。2008年末の融資残高は53.8兆元であったから、残高が13%も伸びることを意味する。しかも、融資額の実績は9.6兆元となり、ガイドラインの7.5兆元をはるかに超えた。融資の増加がとくに多かったのは、不動産業者、個人(住宅ローン)、地方政府である。

別表は、中国の名目GDPが日本を上回った2010年のGDPデータであるが、GDPの中身にゆがみがあることが明らかである。すなわち、固定資本投資がGDPの46%もあるのに対して、家計消費は35%という低さになっている。2000年において、固定資本投資はGDPの40%であり、それでも高すぎるのであるが、ますます高くなったの

表 中国の名目GDPと構成比(2010年)

項目	金額(兆元)	構成比(%)
GDP	40.15	100.0
固定資本投資	18.4	45.8
家計消費	14.1	35.1
純輸出	1.6	4.0
公的消費	5.3	13.2
在庫投資	1.0	2.5

である。固定資本投資の内訳は発表されないが、社会インフラ、企業の設備、住宅・不動産が3分の1ずつになっていると思われる。

中国経済の第1の不均衡(不安定性とも言える)は、この過大な固定資本投資とそのウラハラとしての過小な家計消費である。これを是正することは10年も前から課題となっていたのであるが、「4兆元対策」によって、是正どころかかえって悪化してしまったのである。

過大な固定資本投資によって、いまやほとんどの産業が過剰設備を抱えるようになっている。そのため、多くの企業は十分な利益を稼げていない。住宅・不動産にも過剰が目立っている。国家統計局は70都市の住宅・不動産(中古を含む)の平均価格を毎月発表しているが、2012年には0.8%下落している。2013年には小幅な上昇となったが、膨大な空き家、空き室が存在しており、いつ大幅な下落がおこってもおかしくない状態にある。住宅・不動産バブルがあることは間違いない。バブルはいつかは必ず崩壊するものである。

### 地方政府の過剰債務および金融不安

中国の審計署(会計検査院)は、昨年末に中央政府、地方政府の2013年6月末時点の債務残高を発表した。このような調査は2010年末にも行われており、今回は2回目である。発表によると、債務残高は中央政府が12.4兆元、地方政府が17.9兆元である。債務は政府が実質的に保証しているものを含む。

この中で激増したのが地方政府の債務である。2010年末には10.7兆元であったから、2013年6月までの2

年半で67%も増えたことになる。

中国では、上海のような特別市を除いて、地方政府は原則として地方債を発行できない。また、銀行から直接借りることもできない。そこで、地方政府は「融資平台」という投資会社を設立して、この会社に銀行から借りさせ、インフラ投資の一部をやらせてきた。近年は中央政府がこの投資会社の銀行借入を抑えたので、かわりに「城市投資債」の発行が増えた。銀行借入にしても城市債にしても実質的には地方政府の債務であり、上記の17.9兆元にはこれらも含まれている。

この地方政府の過剰債務は、明らかに現在の中国経済の不安定性のひとつとなっている。近年、地方政府の財政収入は約10兆元であり、また土地所有権の売却から3兆元近い収入がある。したがって、ますます債務不履行がおこるとは考えられないが、その懸念は高まっているだろう。

これは金融システムの不安であるが、もうひとつの金融不安として、投資会社による「理財商品」の販売がある。中国では銀行預金金利がきわめて低いので、個人はつねに利回りの高い金融資産を求めている。上記の融資平台が発行する城市投資債も理財商品のひとつであるが、これ以外にも投資会社が理財商品販売している。その代金のほとんどは不動産業者に貸しつけられている。したがって、住宅・不動産価格が下がり、不動産業者（銀行からも多額の借入がある）の倒産が増えれば、理財商品の価値は大きく損なわれるであろう。理財商品に投資している人々に大きな損失が出ることになろう。この理財商品の発行残高がいくらになっているかは不明であるが、きわめて膨張している。本年1月に国務院は理財商品の規制を打ち出したが、銀行が2013年に販売した額だけで9兆元にもなったことが明らかになった。

いまのところ、銀行には大きな不良資産は発生していない。しかし、銀行は融市平台、不動産業者、国有企業、そして個人（住宅ローン）に大きく貸こんでいる。貸付先の多くは債務の返済に不安を抱えている。経済成長の減速は進んでいるから、これまでのような企業の売り上げの増加、住宅・不動産価格の上昇は期待できなくなっている。したがって、銀行への債務返済に問題がおこる

ことは十分にありえよう。

## 習近平政権の政策

現在、中国政府は以上で述べたような不安定性の存在を承知しており、対応策をとっている。

経済構造のゆがみ（過大な固定資本投資と過小な家計消費）については、高い経済成長を追求しない事自体が対策になる。高い成長は高い固定資産投資の伸びによって実現するものだからである。経済成長率よりも固定資本投資の増加率を低く抑えれば、GDPに占める固定資本投資の割合は下がる。したがって家計消費の割合は高まる。

2012年末、政府は2013年の成長率目標を7.5%に設定したが、これはほとんどそのまま実現した。2014年の目標も7.5%である。このように、過去とくらべれば成長率目標は明らかに低目である。成長率を高くすると経済のゆがみが大きくなることを政府も認めているのである。

理財商品に対しても、規制が始まっている。投資会社、金融会社には免許をもつものもたないものがあるが、もたない会社に対する規制をとくに強くしている。銀行に対しては、通常の預金と理財商品の資金の分別を厳格に行うよう指導している。

経済構造のゆがみの是正、金融の不安定の是正は始まったばかりであり、安定が得られるまでには長い時間がかかると思われている。中長期的には、経済成長率を7%、6%へと下げることが必要であろうが、そうすると労働力人口が十分に雇用されなくなり、失業者が増えてしまうおそれがある。したがって、政権幹部のすべてが低目の成長を支持しているわけではない。経済のゆがみは直したいが、失業者の増加は見たくない。ここにある種のジレンマがある。

地方政府も、中央政府の指示に対してあまり従順ではない。地方政府の共産党幹部や政府幹部にとっては、インフラ投資によってローカルなGDPを増やすことが出世していくための手段である。この構造をこわすことはきわめてむずかしい。

金融システムの改革も必要であるが、これもむずかしい。根本的には銀行の預金金利を自由化し、預金にもつ

と高い金利がつくようにする必要がある。そうなれば、理財商品のようなハイリスク、ハイリターンの商品は大幅に整理されることになろう。銀行の貸出金利は昨年9月に自由化されたが、預金金利の自由化はまだ予定が立っていない。自由化すれば銀行の利益が大幅に減ってしまうという懸念があるためであろう。

### 根本的改革の欠如

短期的には、中国は上で述べたような不安定性に何とか対処していくであろう。

中長期的には、中国経済を安定成長の軌道にのせるためには、より根本的な改革が必要である。その根本的改革とは、国有企業に依存する経済を真の市場経済に転換することである。民営企業が中心となる経済は、国民の欲するものをよりよく提供できるし、過剰な投資をやることもないだろう。ところが、この根本的改革は進んでいない。ここに中国経済の真の不安定性がある。

2013年11月、共産党は「三中全会」を開いた。これは中央委員会の全体会合である。発表されたコミュニケを

見ると、「政府と市場の関係を整理し、市場に決定的な役割を与える」と述べられており、真の市場経済をめざす方針は示されている。ところが、これに続いて、「公有制を主体とし、国有経済に主導的な役割を發揮させる」とも述べられている。これら2つの文章は整合的ではない。国有企業に主導的な役割を認めるのでは、市場経済にはならない。結局、共産党はコントロールのきく国有企業の縮小は考えていないのである。

国有企業はたしかに便利なものである。共産党の支持にしたがうので、経済のコントロールがかなり可能である。しかし、絶対に倒産することがないと思えば、真剣に経営が行われることはないであろう。また、過剰投資の傾向もなかなか直らない。さらに、共産党と政府の幹部とは関係が癒着しており、権益の共同体を形成している。共産党がおそれるのは、真の市場経済となれば、コントロールを失うばかりでなく権益をも失うということであろう。

この点を考えると、中国経済の中長期の展望はあまり明るいものではないということになる。資源の浪費、国民の望む消費財の不足などの問題を解決することはむずかしいであろう。

# 信用金庫の挑戦 ～「原発のない安心できる社会」の実現をめざして～



城南信用金庫理事長

**吉原 毅**  
YOSHIWARA Tsuyoshi

## プロフィール

57才、昭和30年2月8日生。  
東京都大田区出身。昭和48年麻布学園卒、昭和52年慶應義塾大学経済学部卒、同年城南信用金庫入職、平成4年理事・企画部長、平成8年常務理事。懸賞金付定期預金などの新商品の開発などに従事。平成10年常務理事・市場本部長、その後、事務本部長、業務本部長を歴任し、平成18年副理事長、平成22年理事長。著書：「信用金庫の力」(岩波ブックレット)、「城南信用金庫の『脱原発』宣言」(クレヨンハウス・ブックレット)

## 1. 国際協同組合年の意義

一昨年、2012年は、国連が定めた「国際協同組合年」でした。私たち信用金庫も協同組合をルーツとする金融機関ですが、2012年11月1日には、国際協同組合年事業の一環として、東京ドームで、東京都内や東北地方を中心とした63信用金庫の共催による「日本を明るく元気にする“よい仕事おこし”フェア」が盛大に開催されました。「東北を明るく元気に!」「自然エネルギーによる安心できる社会へ」をメインテーマに621の企業、行政機関、金融機関、社会福祉団体等がブースを出展し、約2万人の方々が来場して、新たな出会いが創造されました。また、信用金庫以外にも、生活協同組合や農業協同組合、労働者協同組合など、さまざまな協同組合が、日本で、そして世界で独自の活動を展開しました。では何故、国連が「国際協同組合年」というものを定めたのでしょうか。

2008年にリーマン・ショックが起きた際に、アメリカの国家戦略である金融資本主義を担っていた大手証券会社

が、サブプライムローンの影響を受けて、ことごとく倒産しました。その結果、市場原理主義や資本主義経済のメカニズムが、人間社会に幸福をもたらさないのではないかという疑念が沸き起こったのです。

「お金がすべて」という考えが蔓延した資本主義社会は、「人の幸せとは何か」「国家社会とは、そして人間同士の関係とはどうあるべきか」といった人間社会の本質的な問題から外れていく性格を持っています。人々の間にさまざまな格差を生み、人と人との繋がりを断ち切ってしまう。

しかし、こうした問題は、何も今、初めて分かったことではありません。古くは、プラトンが「国家論」の中で指摘し、またアダム・スミスが「諸国民の富」の中で、「株主の利潤ばかりを追求する株式会社は、国家社会にとって好ましくない」と警告しています。マルクスもケインズも「市場を野放しにすることは危険だ」と警鐘を鳴らしていたのです。人間とは、元来、我が儘で自分勝手な生き物です。だからこそ、お互いに話し合い、道徳や倫理、良識を持ち、健全な社会、健全なコミュニティをつくらなければならない。そうした健全なコミュニティの中でこそ、お金も健全に使われるのです。逆に、人と人がお金だけの関係になり、市場を野放しにすると、お金は人の心をばらばらにし、孤独にし、狂わせ、暴走させます。良識やモラルが崩壊して拝金主義に陥り、バブルや多重債務、犯罪など、悪いことでも止まらなくなります。現代社会におけるさまざまな問題は、要はお金の問題です。そして、お金の本質は、実は個人主義が生んだ最大の妄想であり、一種の麻薬です。そうしたことを人々が再認識しなければならない。そのためには、「利潤のみを目的とする株式会社よりも、人々が話し合って良識ある経営を志向する協同組合の方が望ましい」という考えから、「国際協同組合年」が指定されたのです。そして「人と人とのつながりや助け

合い、コミュニティを大切に、皆の幸せの実現をめざす協同組合こそが、よりよい経済、社会の建設に貢献できる」という風潮が高まっており、今では世界中の人々が、協同組合の精神と活動に大きな期待を寄せているのです。

## 2. 協同組合の歴史

協同組合のルーツは、1844年にイギリスで創立された「公正先駆者組合」です。当時のイギリスでは、産業革命が急速に進展した結果、貧富の差が拡大して、社会の混乱を招いていました。労働者は、安い賃金で長時間の厳しい労働を強いられていました。こうした中で、マンチェスター郊外のロッチデールで、労働者や庶民がお金を出し合って会社をつくり、一人一票の平等な原則で経営を始めました。そして、皆がお互いに話し合い、助け合って、豊かで安定した生活を営める理想社会をつくるという協同組合運動が、世界中に広まっていったのです。

この協同組合運動は、イギリスの経営者であり、労働者の地位向上に尽くした社会改革者であるロバート・オーエンの思想に基づくものでした。オーエンは、義父とともに綿紡績工場を経営していましたが、当事の労働者が悲惨な生活をしていることに心を痛め、工場の中に物資を安く買える購買部や、幼稚園、病院などを設置し、働く人々の生活向上と福祉の充実に努めました。オーエンの思想は、「お金を大切に」だけで企業経営を考えるのは間違いであり、皆が幸せに働けるように「人を大切に」経営を行うべきであるというものでした。そうした社会をつくることによって、国家も社会も健全に発展すると考えたのです。

日本では、明治33年に産業組合法が制定され、現在の生活協同組合や農業協同組合、そして、信用金庫のルーツである産業組合が誕生しました。明治35年には、幕府の重鎮、上総一宮最後の藩主であり、明治維新後は貴族院議員、鹿児島県知事そして帝国農会の初代会長も務め「日本農政の父」と言われた加納久宜子爵が、大田区山王の自宅で入新井信用組合を設立、第一回全国産業組合全国大会を開催し、その議長を務めるなど、

信用組合の普及や啓蒙に尽力しました。加納公は「一にも公益事業、二にも公益事業、ただ公益事業に尽くせ」という言葉を残し、実際に、先祖代々授かってきた財産を全て投げ打ち、最後は借財をしてまで地域の人々の幸せのために尽くしました。

また、昭和20年には、東京の城南地区にある15の信用組合が合併して、当金庫の前身である城南信用組合ができましたが、その実質的な創設者である小原鐵五郎元会長は「信用金庫は公共的な使命を持った金融機関である」「金儲けが目的の銀行に成り下がるな」等の言葉を通して、良識ある金融、節度ある金融の大切さを説きました。

このように、協同組合組織の金融機関である信用金庫とは、地域社会の中で健全なコミュニティを築き、人々の生活を守り、人々の幸せを実現するという公共的な使命を持った、社会貢献のための金融機関なのです。

## 3. 東日本大震災への対応

私が城南信用金庫の理事長を拝命したのは、平成22年11月10日です。私は原理原則主義者なので、その際に、信用金庫の理想を守り、社会貢献のための公益事業という本来の経営の原点に回帰することを宣言しました。そして、それから間もなく、日本中が悲しみで包まれた、あの東日本大震災が起きたのです。

地震と津波により二万人近い多数の犠牲者を出し、しかも、震災に続いて起きた福島第一原発の事故により、それまでの原発の「安全神話」が全くの虚構であることが判明しました。高濃度の放射線汚染により、福島県内には長期的に帰還できない地域ができ、また全国的にも空気や土壌、そして食品等が汚染されてしまったのです。

東京都と神奈川県の一部を営業地域とする当金庫では、大震災と原発事故を受けて、一企業として何をなすべきか、何ができるのかを真剣に考え、話し合いました。私たち信用金庫は、地域を守って、地域の人々を幸せにするという公共的な使命を持った社会貢献企業です。平成7年の阪神・淡路大震災の際にも、神戸市等に一億円

の寄付を行いました。今回の東日本大震災は、そうした過去の規模をはるかに超えていました。そこで思い切った金庫の諸経費を削減し、3億円の寄付金を拠出し、また職員やお客様の協力を得て1億4千万円を超える募金活動を行いました。さらに、いち早くバスを手配して被災地に支援物資を運ぶとともに、東北地方出身の職員の親族の安否確認を行いました。また、現地のお寺のご協力を頂いて、志願した職員をボランティア隊として被災地へ送り出し、泊り込みで避難所を回り、被災者への炊き出し等の支援活動を行いました。

避難所が無くなった現在でも、毎週6名の職員が被災地に寝泊りし、巡回移動図書館「しらうめ号」による被災地支援活動を行っています。宮城県石巻市内の仮設住宅を訪問して本の貸し出しを行うほか、温かいコーヒーやポップコーン、焼き芋等を提供するサービスや、集会所でのカラオケ大会のお手伝い等を実施して、被災地の皆さんに大変喜ばれています。この被災地ボランティア活動には、すでに600名を超える役職員が参加しています。

#### 4. 福島原発事故の衝撃

震災から間もなく、津波で大きな被害にあった岩手県の信用金庫から、4月に入職するはずの採用内定者の内定を取り消さざるを得なくなったという話を聞きました。そして、理事長から「城南信用金庫で、うちの採用内定者を何とか引き取ってもらえないか」との依頼を受けました。そこで私たちは、現地に出向いて採用面接を行い、希望者全員を当金庫で新規採用することにしました。

すると、今度は福島県の信用金庫から、同じように採用内定取消者を引き取って欲しいとの要請がありました。話を聞いてみると、福島第一原発事故により、営業地域の半分が退避区域になり、全店舗のうち半数が閉鎖を余儀なくされたということでした。その話を聞いて、私は大きな衝撃を受けました。信用金庫は、地域を守って、地域に住む人々を幸せにするのが使命です。信用金庫で仕事をする私たちは勿論、何よりも先祖代々その地域で生活してきた人たちにとって、思い出の詰まったかけがえのな

い大切な故郷です。その故郷が一瞬の原発事故で失われてしまった住民の気持ち、自分たちの仕事や使命を果たすことが出来なくなってしまった同じ信用金庫の仲間たちの無念さが痛いほど分かりました。

これまで、原発を推進してきた政治家や経済産業省等の役人、そして電力会社や原子力の専門家たちは、「原発は安全対策が十分になされており、何が起こっても大丈夫だ」と繰り返してきました。私たちも、こうした専門家たちの言葉を信じ、あるいは無意識のうちに原発の危険性に目を向けなくなっていました。ところが、実際に事故が起きて、その「安全神話」がすべて嘘であったことが明らかになったのです。

#### 5. 脱原発のメッセージ

政治家や役人、電力会社、学者、さらにはマスコミに至るまで、口を揃えて「原発事故は想定外だった」「原発を止めるわけにはいかない」という発言を繰り返すばかりでした。どうしてこのような無責任なことが言えるのか。いろいろと調べているうちに、政治家も学者もマスコミも、巨大な利権組織に組み込まれ、電力会社がかつた巨額のお金によって情報が操られていることが分かりました。これでは、福島などで被害を受けた人たちは、とても許せないだろうと怒りを覚えました。

同時に、私たちは信用金庫として何をすべきかを真剣に考えました。信用金庫は、協同組織の金融機関であり、地域を守り、地域の人たちを幸せにすることを使命とする社会貢献企業です。仲間の信用金庫が営業地域の半分を失っている惨状なのに、原発の関係者は謝罪もせず、一切の責任もとらず、「電気が足りなくなるので、原発は止められない」という無神経な言葉を繰り返している。マスコミもそれを一切批判しない。それならば、私たちが地域の仲間へ代わって、正しいと思う意見を述べ、原発を止めるために最大限の努力をすべきではないか。そう考えて、平成23年4月1日、ホームページに「原発に頼らない安心できる社会へ」というメッセージを掲げ、原発を止めるための節電キャンペーンを開始しました。

原発依存度を引き下げるために、まず当金庫の本店と全営業店で徹底して節電に取り組みました。建物内の必要のない電気を全部消し、空調設備の使用も減らしました。お客様がいるロビーについてはどうするか迷いましたが、ご年配のお客様から「こういう時なのだから、もっと電気を消しなさい。戦争中はもっと厳しかったのよ」と逆に叱られて、ロビーの電気も半分を消しました。また、照明をLEDに切り換えれば電力消費が蛍光灯の3分の1になると聞いて、各営業店の蛍光灯を順次LED照明に取替え、本店と事務センターの屋上にソーラーパネルを設置して発電を開始しました。こうして徹底的に省電力に取り組んだ結果、年間の電気消費量が前年対比で約3割削減することができました。こうした節電を続けていけば、原発がなくても問題は全くないことを強く実感しました。

地域の人たちにも「皆で節電をすれば原発は止められる」ということを知ってもらいために、「節電プレミアムローン」「節電プレミアム預金」「節電応援信ちゃんの福袋サービス」という節電を促す金融商品の取扱を開始しました。「節電プレミアムローン」はエコ設備を導入された方向けのローンで、一年間は金利0%で融資するものです。実は「金利ゼロは、金融機関としてあり得ない」という反対の意見もありましたが、最大の環境問題である「原発」をなくすためには、多少の赤字は覚悟してでも、企業として断固たる姿勢を示すべきだということで、商品化を決めました。「節電プレミアム預金」は省電力のために10万円以上の設備投資をした方に、1年ものの定期預金の1%にするもので、さらに前年対比で30%以上の節電をしてくれた方には「節電応援信ちゃんの福袋サービス」として、イメージキャラクターの「信ちゃんの貯金箱つき福袋」をプレゼントしました。

また、新聞や雑誌、テレビ、ラジオ等の取材や、市民団体や生協等の講演要請にも積極的に応じ、脱原発の活動を広く世間に訴えました。さらに、本店および各支店の電力契約を、原発に依存している東京電力から、原発による電力を使わないPPS(特定規模電気事業者)へと切り換え、マスコミにも公表しました。このように脱原発という社会的なメッセージを発信し、またそれに向けた活動を推進していくことは、協同組合である信用金庫がやる

べき大切な公共的な役割だと考えています。

## 6. 原発はバブルと同じ

金融機関として原発問題に向き合っていると、「原発はバブルである」という思いが募ります。実は、原発はコストが高く、リスクも大きく、将来性もない技術です。国家の安全保障という観点から見ても、テロやミサイル攻撃による脆弱性が高いという致命的な問題があります。それなのに、原発を推進しようとする力が働くのは、巨額なお金がからんでいるからです。電力会社や政治家、官僚、学者、そして原発立地地域に原発関連企業等、そこには大きな利権の構図があります。お金は、人の心を狂わせ、暴走させ、良識的な判断を失わせる、いわゆる「麻薬」です。お金の魔力に取りつかれた孤独な人間たちは、社会や仲間のこと、先祖や子孫のことを考えずに、「自分さえよければ」「今さえよければ」という発想に陥ってしまいます。日本の将来に、そして子どもたちの未来に大きなツケを残すことを知りながら、あえて目をつぶり、見て見ぬふりをしているのです。

この構造は、まさにバブルと同じです。不良債権であると知りながら、目先の利益に目が眩み、間違ったことをやり続け、将来に大きなツケを回す。原発もバブルも、お金による弊害、将来に対する無責任さ、という点では同じなのです。

## 7. 信用金庫として出来ること

このように原発問題を見れば、何故、私たち信用金庫が協同組織金融機関として、脱原発に向けて力を注いでいるのかがお分かり頂けると思います。お金の弊害を防ぎ、地域の人々の生活を守るのが信用金庫の使命です。だからこそ、私たちは「脱原発」を推進しているのです。

当金庫では、経営方針として、①人を大切にする経営、思いやりを大切にする経営、②健全経営、堅実経

営の徹底—「間接金融専門金融機関」を貫く、③「お客様本位」にもとづいた取組みの徹底、という三つを掲げています。この経営方針では「信頼の絆」の大切さを強調しています。現在、信用金庫業界では、「絆」「つながる力」をスローガンに掲げて、東日本大震災の被災地支援等、さまざまな社会貢献活動に力を注いでいます。また、お客様をメンバーとする組織づくりや、取引先企業のネットワークづくり等にも取り組んでいます。こうした絆こそ、お金の弊害で閉塞した現代を活性化し、社会を明るくするためのキーワードではないかと思えます。

現代社会に目を向けてみると、企業も、学校も、家庭も、いじめや幼児虐待、高齢者の孤独死、家庭崩壊、自殺者の増加等さまざまな問題を抱えています。豊かな経済力を持つ富裕層、いわゆる「勝ち組」でも、必ずしも幸せとは限りません。お金だけでは「真の豊かさ」は得ら

れない時代なのです。

だから今こそ、「お金の弊害」と戦い、人々の心の絆を回復し、コミュニティを復活させて良識ある社会をつくるという使命を持った協同組合、そして私たち信用金庫が、存在意義を発揮すべき時なのだと思います。困っている人たちのために尽くすこと、皆を仲間にして、日本を明るく元気にすること、そして、すべての人が夢と勇気と笑顔で溢れる社会をつくること。それが出来るのは、グローバル化を主導する大企業やメガバンクではなく、協同組合組織である、私たち信用金庫です。お金を扱っていても、お金の魔力に取り込まれない、目先の利益に心を奪われて、銀行に成り下がらない。そうした強い信念と使命感を持って、これからも、人と人をつなぎ、地域社会を豊かにするために全力で取り組んでいきたいと考えています。

## 家庭用3Dプリンター雑感



千葉商科大学商経学部教授

山本 恭裕

YAMAMOTO Yasuhiro

## プロフィール

東京教育大学大学院理学研究科修士課程(1975年)  
筑波大学大学院化学研究科博士課程(1978年)理学博士  
千葉商科大学商経学部専任講師、助教授、教授(1978年～)  
千葉商科大学大学院商学研究科教授(1987年～)  
千葉商科大学大学院商学研究科委員長(2012年～)  
専攻(専門分野): 商品学  
所属学会・団体等: 日本化学会、日本商品学会

## 1. 3Dプリンターが話題となった

3Dプリンター(3次元造形機、積層造形装置)が、2013年にマスコミ等で大きく取り上げられ話題となった。3Dプリンターに関する日経4紙の記事数を見ても、1994年～1999年では17記事、2000年～2011年では47記事であったものが、2012年には51記事、2013年には348記事と、特にここ1年間で急増している(図1)。2012年に出版されたクリス・アンダーセンの『メーカー

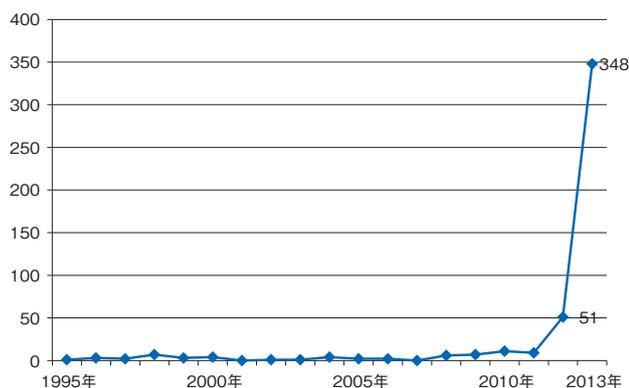


図1 「3Dプリンター・積層造形装置等」に関する日経4紙の記事数

ズ 21世紀の産業革命が始まる』<sup>1</sup>の中で、3Dプリンターによって誰もがメーカー(製造者)になれる「デスクトップ・マニファクチャリング」「パーソナル・マニファクチャリング」の世界が描かれたことも一般の注目を浴びるきっかけとなった。

3Dプリンターの技術自体は、1980年代に登場したものであり、既に20年以上前から産業用に多くの分野で利用されてきている。ここに来て話題となっているのは、アメリカのメーカーなどが取得していた3Dプリンターに関する特許が20年経って順次切れることから、この分野で出遅れていた日本企業の参入が活発化しているためである。政府も2014年度予算で、次世代高性能3Dプリンターの開発に対する積極的な支援を行っている。

3Dプリンターは、基本的には個別対応の製品作りに向けた技術であり、各種商品開発・デザインにおける試作、建築分野での建物模型、医療分野での医療用補助器具や臓器模型など産業用に幅広く使われてきている。さらに、自動車や航空機分野などでは産業用3Dプリンターは部品の試作や単品製造だけでなく、効率的な金型製作に利用されている。3Dプリンターは量産品の製造においても極めて重要な技術となってきている。

## 2. 家庭用の3Dプリンターとは

さて、産業用に使われる数百万円から1億円程度する高性能3Dプリンターとともに、個人でも購入できる低価格の家庭用3Dプリンターの登場もマスコミに大きく取り上げられた。2013年夏には、大手家電量販店などでも10万円台の家庭用3Dプリ

1 関美和訳、クリス・アンダーソン『メーカーズ 21世紀の産業革命が始まる』NHK出版、2012年

表1 10万円台の家庭用3Dプリンター例

製品名	価格 (万円)	本体サイズ 幅×奥行×高さ (cm)	重量 (kg)	造形物の サイズ (cm)	造形可能 素材
Cube	16.8	26×26×34	4.3	14×14	ABS, PLA
SCOOVO C170	18.9	37.6×33.3×40.4	15	15×15×17.5	PLA
CellP 組立キット	14.2	40×40×41.8	-	20×18×18	ABS, PLA
DS.100	17.5	27×28×25.5	5	10.5×10.5×10.5	ABS, PLA ナイロン

ABS：アクリル・ブタジエン・スチレン樹脂、PLA：ポリ乳酸

ンターが発売され、一般の個人でも簡単に購入できるようになった。

昨年、大学・企業の研究者、デザイナー、消費コンサルタントなどのメンバーとの研究会で、「家庭用3Dプリンター」を体験し、その普及と社会的なインパクトについて話し合う機会があった。産業用(ビジネスユース)ではなく、家庭用(パーソナルユース)として3Dプリンターは今後普及していくのだろうか。その時に感じたことを少し述べたいと思う。

現在実用化されている3Dプリンターの積層造形方式には主に次のような方法がある。液体の光硬化性樹脂にレーザー光を当てて固めていく①光造形方式、樹脂や金属等の粉体にレーザー光を当てて焼結させる②粉末焼結方式、微細な光硬化樹脂の粒を噴射して光を当てて立体化する③インクジェット方式、そして熱で溶解した樹脂を微細な穴から絞り出して造形する④熱溶解積層方式である。

現在、家庭用として10万円台の低価格で売り出されている3Dプリンターは全て熱溶解積層方式のものである。家庭用3Dプリンターは、普通のプリンター(2Dプリンター)で印刷するのと同様に、パソコンからの操作で立体を造形していくための道具である。2Dプリンターのインクの代わりに熱で溶かした樹脂をプリンターヘッドから糸として絞り出して層状に積み重ねて造形物を創り出す。CADやCGで作成した3Dデータを平面で輪切りにしたデータに変換加工することが必要であるが、何もない空間をプリンターヘッドが3次元に動きながら複雑な立体を造形してい

く過程は誰でも新鮮な驚きと「ワクワク感」を感じる。

### 3. 家庭用3Dプリンターを体験してみると

ただ、現在の家庭用3Dプリンターは、まだ実用的な水準にはない。本体はかなりの大きさと重量があり、造れる物のサイズも最大で20cm程度である。複雑なデザインの造形は得意だが、質量のあるものの造形には時間がかかる。構造的に簡単な厚手のコーヒーカップを作るのに10時間程度を要する。出来上がったプラスチック造形物の表面は、ザラザラで粗く一般的使用に耐えるものではない。「100円ショップの商品にも遠く及ばない」という批判と失望の声も聞こえる。また、元になる3Dデータの作成も素人にはまだハードルが高い。

しかし、インクジェットプリンターがでる前のドットプリンターや初期のデジタルカメラを思い起こせば分かるように、これまでの多くの革新的商品でも登場してきた当初は、皆実用性の疑われるような品質レベルであった。技術的課題は利用価値が明確化されれば必ず解決されるものである。家庭用3Dプリンターで扱える造形素材の多様化や得られる造形物の精度向上は可能である。また、ワープロソフトの機能



図2 家庭用3Dプリンターでの造形物(著者作成)  
左：コーヒーカップ、右：バングル(腕輪)、手前：iPhone5のケース

向上が2Dプリンターの価値を高めたように、3Dデータを簡単に作成できるソフト開発がさらに進めば3Dプリンターは誰でも利用しやすくなるだろう。

#### 4. 家庭用3Dプリンターは普及するのか

普及を決めるのは家庭で何に使えるか、何を作るのかである。家庭用3Dプリンターを実際に使ってみると、個人が3次元の造形物を創り出すニーズがあるのだろうかと考えさせられる。思い浮かぶのは、趣味の装飾小物、玩具、フィギュアの製作などである。自分の身体にぴったり合ったメガネ、マスク、サンダルなどや家庭用品の壊れた部品などが自分ですぐに作れば便利である。部品として作成して組み立てることによりかなり大きな家具なども作ることができるだろう。さらに、遠くに離れていてもお互いに3Dプリンターを持っていれば、物流手段を使わずに瞬時に相手に自分の手元にあるものと同じものを届けることができる等々。勝手に使われていくうちに今は予想できないような一般家庭での用途が生まれてくることは期待できる。

2Dプリンターは、年賀状や案内状などの印刷、家での写真プリントなどのニーズがあったので、家庭用として急速に普及した。日常において「どうしても家庭用3Dプリンターで作りたい」と考えられる使い途が見つかれば、一般家庭へ広く普及するだろう。

#### 5. 物づくりの制約を解き放す道具となる

頭の中で考えたものを3Dデータ化できさえすれ

ば、誰でも簡単に形あるものを作れる3Dプリンターの可能性は大きい。小学生でも誰でも、自分のアイデアを3Dデータ化すれば思い通りの造形物が作れる。想像力がそのまま創造力となり、物づくりの技術的な制約を解き放つ道具となりうるのである。家庭用3Dプリンターが広く普及することで、私たちは物づくりの労力のほとんどを「物をデザインすること」に費やすことができる。子供の頃、工作で自分の描いた図面通りにマガジンラックを作れなかった苦い経験をもつ不器用な著者には、家庭用3Dプリンターが魔法の箱に見えたりもする。

約25年前に筆者らは消費者の個別対応性と自己参画性を高める商品の出現によってソフト化社会への変革が起こることを提起した<sup>2</sup>。家庭用3Dプリンターはまさに個別対応と自己参画を同時に高める商品の出現と言えるだろう。

#### 6. 家庭用3Dプリンターの生み出す未来とは

産業技術の革新はさらに進み、その技術の成果としての商品が社会に広く普及することで私たちの生活は変革していく。手で物を作る制約から解放された子供たちのつくる未来はどんなだろうか。個人として物を作り出す能力をさらに高めていくことができるのか、それとも物を作り出す能力を退化させることになるのか。家庭用3Dプリンター普及による私たちの日常生活への影響は、少し長期的な視野で考えていく必要があるようである。

2 昭和63年度科学研究費補助金研究成果報告書「ソフト化社会の進展と技術革新による商品開発戦略」1989年3月、片岡寛編著「市場力学を変える商品多様化戦略」中央経済社、1990年

# 教育の現場を知る

## 伝統校の復活を目指して ～初任校長として～



千葉県立上総高等学校長

**松本 吉充**

MATSUMOTO Yoshimitsu

### プロフィール

千葉県市原市出身。千葉県在住。  
千葉商科大学商経学部経営学科を昭和55年3月卒業後、千葉県内の高校教員として着任。  
平成15年4月より10年間教頭として勤務の後、平成25年4月より千葉県立上総高等学校長となる。  
千葉商科大学教育研究会副会長  
日本商業教育学会千葉支部役員

### … 1 はじめに …

平成25年3月末、伝統ある上総高校を訪れた。4月から校長として赴任する学校である。上総高校の第一印象は、四方を緑に囲まれ自然に恵まれた環境の中にあり、校内も花でいっぱい飾られた静かで教育環境としては素晴らしい学校であった。創立100年以上の伝統と歴史を持つ上総学校に赴任できたことに責任の重さと喜びを感じた。私は、教員としての出発がこの地域にある。過去には、天羽高校、君津商業高校そして木更津東高校と長い間勤務を経験している。しかし、本校には特に関わることもなく取り立てての感慨をもつこともなかった。しかし、今回改めて本校に関わる立場になり校門付近に立ち敷地や建物などを見ますと、見方がまるで異なり、本校の長い歴史と伝統がずしりと肩に感じられ責任の重さを感じずにはいられなかった。

私は千葉県内の商業高校から千葉商科大学を卒業し、今まで勤務した高校は教諭、教頭時代を含めすべて商業関係高校で過ごしている。今回校長として初めて農業関係の責任者として着任することとなった。教育課題は多いが、夢のある学校づくりのため「何ができるか。」

「何を教え伝えることができるか。」等を考えた。当初は、商業と農業と分野は異り同じ産業系高校という意味では同じであるが「任重くして道遠し」という言葉が頭に浮かんだ。

しかし、いよいよ新しい世界が始まるという思いを決意し気持ちを新たにした。

### … 2 本校の概況について …

本校は、昭和46年に誕生した人口約8.9万人の君津市にあり周囲は、農業地、商業地そして工業地である。本校は、明治43年に設立され、本年創立103年を向かえる伝統校であり、園芸科(1クラス)、普通科(3クラス)の小規模の併置する高校である。現在、「上総高ブランド」をテーマに校訓「誠実」「進取」「希望」を抱き農業や社会規律を通し地域社会に貢献できる人材を育成し、地域からの期待と信頼に答えられる教育を展開している。特色として、マナー指導や各種検定など資格取得や特別教育活動として部活動の活発化を推進している。

本校はかつては君津地区の中心に位置し地元の期待を背負い農業学校として創設された伝統校であり、産業界や行政機関などで活躍している卒業生も多い。しかし、



千葉県立上総高等学校

近年では産業構造の変化や中心地の異動そして何より若者の意識の変化により創設当時の本校の機能をなかなか発揮できない現状にある。

#### (1) 指導重点校として

現在、千葉県には指導重点校制度がある。平成25年度には「進学重点校」10校、「自己啓発指導重点校」4校、「中高一貫教育重点校」1校の計15校が指定を受けている。そのような中で本校は「自己啓発指導重点校」として平成18年度より指定されており現在に至っている。「自己啓発指導重点校」とは、生徒指導を中心とした学校づくりに努める学校であり、現在本校では、職員の意識改革や地域と連携した教育活動を推進すること、また公募制による教職員の動員も含め、伝統校としての復活を目指している。

そこでまず教育目標として掲げたことは、「生徒には通って良かった」「保護者には通わせて良かった」「地域と連携しながら貢献する」学校を共通のテーマとし、さらに具体的な目標として

- ア 自己啓発指導重点校としての取り組みを一層充実させる。
- イ 個々の能力・興味に応じたわかりやすい授業を展開し、生徒の学力の向上を図る。
- ウ 生徒の進路実現に向け、キャリア教育の充実を目指す。
- エ 地域に開かれ、地域から信頼される学校づくりを推進する。
- オ 信頼される教職員として、明るい職場環境の構築に努める、を揚げた。

現在、目標達成のために工夫・取組として、学校運営上及び学習指導では、1学年では1クラス40名を全クラス2分割し、20人以下の少人数編成とし、さらに今年度

から全クラス担任を2名制とし、学級経営を完全に2名で行い学校生活や生活指導等を生徒一人ひとりにきめ細かな指導を徹底すること、「かゆい所に手の届く指導」を展開を実施している。

また学習指導では中学生時代基礎科目の理解が不十分な生徒が多いため、学校設定科目として「学び直し」を設定し国語・数学・英語の学習で基礎基本の見直しと確認を行うことし、さらに可能な限り複数教員による学習指導等を実施することとした。

また、生徒進路実現のための取り組みとしてキャリア教育の推進を行い2年次生徒全員によるインターンシップ実施や卒業生による進路座談会、資格取得の奨励、高等学校就職支援事業のジョブカフェ（面接指導等）の実施など入学時から3年後を見通した一貫した進路指導の徹底にも努めている。

さらに、地域に開かれ地域から信頼される学校づくりの取り組みとして、生徒や職員の地域の文化祭等の行事参加や団体等へのボランティア活動参加、言葉遣い・あいさつ・乗車マナー・登下校の状況等のマナー教育など生活指導面でもきめ細かであきらめない生徒指導を行い実績として地域の中学校からも高い評価を得ている。

#### (2) 専門高校（農業高校）として

本校は、明治43年に農学校として開校して以来、本年で103年を数える伝統校である。千葉県内には、「農業」「工業」「商業」「水産」「家庭」「看護」「情報」「福祉」などの専門高校があり産業経済等の多くの人材を育成してきた。しかし、近年は「普通科」志向に押され専門高校への進学率や生徒数は全国平均が普通科約7割、専門高校・その他が約3割に対して千葉県では、普通科約9割、専門高校・その他は約1割と全国的にも最も低くなっている。

本校のある君津市内には、農業に関する学科を有する高校(君津青葉高校・上総高校)の2校がある。農業関係高校は、農業やそれに関連する産業さらには公務員と多くの人材を輩出してきている。しかしながら現在は将来農業関係の職業や学校に進学するために学校選択をした生徒は限られており他の理由から在学している生徒が多いことも事実である。こうした中で本校園芸科では、平成8年から取り組んでいる「花いっぱい運動」が認められ、平成15年度に文部科学大臣奨励賞、平成16年度に内閣総理大臣賞、平成17年度に農林水産大臣賞と3年連続で栄誉ある賞を受賞している。また、平成18年度には緑の都市賞で都市緑化基金会長賞、平成19年度いきいき活動奨励賞文部科学大臣表彰、平成20年度には緑の愛護効力者国土交通大臣表彰など多くの輝かしい賞を受賞している。さらに、地域貢献事業の一環としてアクアラインや地域に飾れている季節の花々や朝市、苗の販売、イベント等を実施しており地元の人々に喜ばれている。千葉県は全国有数の農業県であり、本校はその優れている知識や技術などをさらに活かし地域の特産物や環境等を考え地域社会や地域農業の再生を目指し地元行政機関とも連携を取りながら卒業生が地域産業の担い手となるようさらに努めたい。

### 【… 3 将来に向けて …】

本校のような専門高校は、全国に数多くあるが近年の普通科志向の増加や高校の統合などの影響により高校数は減少しており、高校への進学率も全国的に低くなっている。特に千葉県においては、全国では下位にあることが現状である。しかしながら、専門高校出身者の就職率(就職希望者に対する就職者の割合)は普通科よりも高く、就



本校生徒による朝市風景(千葉ポートプラザにて)

職後の離職率も低い等地域に根ざした教育活動を展開していることも事実である。専門高校の長所は机上だけの知識だけではなく体験的な学習ができることであり、社会へ出る前に多くの場面でコミュニケーションを取る機会を持つことができることであり、経験の中から将来に向けた準備ができることである。今後はさらに少子高齢化、産業構造の変化等激変する社会環境を捕え実社会に対応できる教育活動を行わなければならないと考えている。

また、企業の持つ教育力の活用やインターンシップの実施による専門性の進化等地域産業との連携やコミュニケーション能力の育成等のため地域や行政機関等との連携をさらに強めたい。さらにそれを指導する教員に専門的な知識・技能を持たせるため研修等を積極的に進め、特色ある夢のある学校づくりに努め、地域から愛され親しまれ、将来地域産業を担える人材を育てる学校として自己研鑽し専門高校の存立の意義を考え指導を行っていきたい。

# 教育の現場を知る

## 「謝道」

～感謝しながら生きる～



静岡県立遠江総合高等学校教諭

澤田 新太郎  
SAWADA Shintaro

### プロフィール

平成 10年3月 静岡県立伊東商業高等学校 卒業  
平成 14年3月 千葉商科大学商経学部経済学科 卒業  
平成 14年4月 静岡県立伊東城ヶ崎高等学校 非常勤講師  
平成 15年4月 静岡県立浜松商業高等学校校定時制 教諭  
平成 18年4月 静岡県立周智高等学校 教諭  
平成 21年4月 静岡県立遠江総合高等学校 教諭 現在に至る  
(周智高等学校と近隣の森高等学校が合併)

### 〔… 1 はじめに …〕

まず自論ではあるが「叶わない夢はない」のだ。そして、その夢を必ず応援してくれる人たちが周囲にいることを忘れてはいけない。もちろん私にも多くの応援者はいる。例えば両親。非常勤講師としての勤務校は地元であったため、当然のことながら実家から通勤した。実家から通勤している友人は食費代等、給料の一部を実家の家計に入れていた。私もそのつもりだったが、非常勤講師の給料ではどうにもこうにもそれだけの金額を捻出することができなかった。私は両親に対して「次の試験で絶対に合格するから1年間、面倒を見てほしい」と頭を下げた。その時、父から「お前の夢に対する投資だ」と言われたことを覚えている。そんな両親に日々、感謝の気持ちを忘れずに、また次の試験で合格できるように勉強に励んだ。もちろん両親だけではない。私を応援してくれている全ての方々にも感謝している。

また、今の私がこうしてあるのは二人の恩師と出会えたからでもある。

### 〔… 2 高校時代の恩師～遠藤幸子先生～ …〕

中学校までは普通高校への進学を考え、将来は数学科の教員になりたかった。しかし、商業高校への進学、卒業後は一般企業への就職を決めた。もちろん両親とよく相談した上での結論であり、私自身も商業高校で資格取得に励み、地元企業へ就職しようと考えた。

高校入学後、担任との二者面談があった。この後、3年間担任としてお世話になる遠藤幸子先生との出会いである。面談内容は「高校生活には慣れたか?」等、新生活の様子についてだった。しかし、最後の質問で私の運命が大きく変わった。遠藤先生は「何か言いたいことや気になることはあるか?」と私に聞いた。私は商業高校に進学することであきらめた教員になるという夢を話した。中学時代、面談で担任に「先生になりたい」と話したら笑われた経験があった。それは「商業高校に進学したら先生にはなれない。一般企業への就職を考えた方が良い」というものだ。今もこの手のことはよく耳にする。中学校の先生は「商業高校のことを知らな過ぎる」ということだ。「商業高校=就職」というのは、もう過去の産物でしかない。その経験もあり、話すことをためらった(遠藤先生は国語科)が、やはり教員になるという夢をあきらめきれずにいた私は「笑うかもしれないがずっと先生になりたかった」とあえて過去形で話した。すると、遠藤先生は真剣な眼差しで私に「あきらめていいの?」、さらには「商業科の先生はほとんど商業高校を卒業している」と話してくれた。そこで私は商業科の教員になることを決めた。また、母校卒業生で教職に就く方が少なく、職員室で私が教員になりたいという話が噂になり、教科を問わず多くの先生方から「先生になりたいんだって? 頑張れよ!」と声をかけてもらった。中には私の気持ちを察してか「普通科卒業生と商業科卒業生が数学科の先生になるために勝負して勝てるか考えたことがあるか? 商業科なら商業科目で勝負したらどうだ?」

と言われ、数学科の教員の未練を断ち切ることができた。

### 【… 3 大学時代の恩師～中澤興起先生～ …】

千葉商大に入学してから1年が経つ頃、ゼミを決める時期になった。中澤興起先生との出会いだ。母校に立ち寄った際、ある先生から「何か困ったら中澤先生を頼るといい」と言われた。中澤先生のゼミが「商業科教員の育成」で、将来、商業科教員を目指す学生が希望していることはシラバスで知っていたので、思い切って、中澤先生の研究室を訪ねた。私は「母校の先生から中澤先生を紹介され、ゼミも私の将来に結びつのでぜひ先生のゼミで勉強したい」と話した。中澤先生は笑顔で「よし、頑張ろう」と言い、私は中澤ゼミの一員となった。私の中澤先生に対する第一印象は、その先生から聞かされていた印象とかげ離れており、「釣りや野球好きの人の良いおじさん」というものだった。中澤先生、申し訳ない。卒業してから初めて中澤先生の偉大さを知った。灯台元暗しとはよく言ったものだ。

2年生からは教職課程の講座が始まった。特別講義では現職の先輩方の話を聞き、貴重な経験等を共有できた。中澤先生は授業の大切さはもちろんのこと、それよりも学校行事の大切さを教えられたような気がした。瑞穂祭ではうどん屋を出店し、学内の球技大会にも参加した。もちろん高校でも同じように文化祭や体育祭、球技大会など行事はたくさんある。自分自身が経験したことがなければ生徒には伝えられないし、生徒を動かすことができない。また学校生活自体を楽しむことができないのだ。学校外においても、ゼミの仲間と釣りに行ったり、中澤先生の「今日、行くぞ」の一声で集まった志を同じにした先輩・後輩と夜遅くまで鍋を囲みながら教育について熱く語ったこともあり、大学生活を充実して過ごすことができた。その経験が現在、確実に役に立っていることが実感でき、ま

た多くの仲間、というよりは生涯の同志を得ることができたと思っている。今でも中澤先生を中心に地元静岡県はもちろんのこと、他県の先輩や後輩と幅広い人脈を作ることができ、同志が多いことを心強くと感じている。そして、その同志に負けないように日々、頑張っていこうと思う。

### 【… 4 合言葉は「三言語」…】

「商業高校=就職」という構図はもう過去の産物ではない。例え、就職を希望したとしても、商業科目で学んできたことが必ずしも即職場で使えるかという点、それはごくわずかな職業に限られてしまう。また進学に関しても、商業高校で学んだことをさらに深化させたいと考える生徒もいれば、商業高校とは全く無縁な学校に進学する生徒もいる。そのことから生徒の進路に対する意識が多様化している。

本校は単位制総合学科であり、商業科はビジネス系列として7つある系列のうちの1つに過ぎない。上記で述べたことを本校の実情に合わせれば、地域柄、工業地帯にあることで工場への就職が主となる。もちろんビジネス系列に所属し、商業科目を学んでいる生徒も例外なく就職先は工場となる。また、進学を希望する生徒も、商業系大学への進学というよりは理美容等の専門学校への進学を希望が多い。

そのような中で、商業科として何が大切かを自問自答してみると、商業科は「人づくり」が基本である。そのことから活動の場が「対人」ということで、以下に掲げる5つを軸に私は指導し、まず生徒に身につけてほしいと考えている。「明るい挨拶」「礼儀正しい態度」「清潔できれいな身だしなみ」「丁寧な言葉遣い」「進路実現のための資格取得」である。資格取得が最後なのは、挨拶や身だしなみなど基本的なことができていないと社会では信用されないと感じているからである。

また、上記が身につけていれば大丈夫かといえば、もちろん「NO」である。これは千葉商大在学中によく耳にした言葉だが、実学としての商業=Businessの学問を身につけさせることが重要であり、その具体的内容は以下の「三言語」である。「会計言語」「自然言語」「人工言語」は、これらの知識・技術はどのように未来が変わっても基本的に必要とされ、これからの社会で活躍する生徒が欠かすことができず、身につけておかなければならない力である。その力を商業を学ぶ生徒一人一人に身につけさせ、社会で即戦力として活躍できる人材の育成に取り組みたい。

「今後、商業科はどのような魅力を出し、検定取得に頼らず生き残っていくか」という自身のテーマを掲げ、その

答えを模索して日々を送っている。しかし、考えれば考えるほど深みにはまり答えが出ない。考えるだけではなく、まず、間違っても自分なりの「答え」を導き出し、実践し、反省することを繰り返し、その時々最良の「答え」を導き出すことを心掛けている。検定取得に重きを置く授業から脱却するべく、自己の研鑽に励んでいきたい。

### 【… 5 おわりに …】

私がここまで教員として現在あるのは家族や友人、恩師、職場の先生方、生徒等、多くの方々の支えや応援があってこそである。今後も感謝の気持ちを忘れず、「謝道」を突き進んでいきたい。



澄心…本校校訓 「澄心」と書いて「心を澄ます」と読む。「心を澄ます」姿勢を身に付けることが、自己の能力を最大限に伸ばすために大切であり、それが本校の教育目標である。「人材の育成」にもつながるからである。



本校HP…<http://www.edu.pref.shizuoka.jp/totomisogo-h/>

# 教育の現場を知る

## 英語と私



千葉県立浦安南高等学校教諭

**細 喜朗**  
HOSO Yoshio

### プロフィール

2003年 3月 千葉商科大学商経学部経済学科 卒業  
2005年 3月 上越教育大学大学院教科・領域教育専攻 言語系コース(英語) 修了  
2005年12月 Pacific Gateway International College TESLコース修了  
2006年11月 株式会社イーオン非常勤講師  
2008年 4月 千葉県立浦安南高等学校教諭  
2013年 7月 デラウェア大学(文部科学省日本人若手英語教員米国派遣事業)

### 【… 1 はじめに …】

はじめまして、細 喜朗と申します。現在千葉県の公立高校で英語教師をしております。千葉商科大学に入学時、自分が将来教師になるとは考えもしていませんでした。学生時代は、自転車で日本縦断をして旅行中に知り合った人と話すことが好きな学生でした。将来の夢は郵便局員になること。様々な人との出会いがありそうだったからです。はじめての英語との出会いは中学生の時です。英語の授業で分からない点があり、先生に尋ねました。そうすると「可笑しい質問ですね」と回答してもらえなかった経験があり、それ以来英語が嫌いな科目になっていました。ただ心のどこかで英語をもう一度やり直したいという気持ちはあったのです。しかし、大学3年生で自分の人生を大きく変える出会いがありました。その方は千葉商科大学の先生で、私に中学1年の英語の教科書から丁寧に指導してくださいました。このやりとりがとても幸せな時間でした。また千葉商科大学の教職課程を担当する多くの先生方からきめ細やかな指導をいただいたことにより英語に対する思いが変化し、英語の楽しさを中高生に教えたいと思いはじめます。これが教師を目指す一番の理由となりました。

### 【… 2 教師になる決意から、教員採用試験合格まで …】

英語教師を本気で目指し始めた大学3年生、毎日大学の図書館で中学の教科書から英語を学んでいました。分からない箇所はすぐ先生の所へ質問しに行きます。この日々がとても充実していたのです。そして、大学4年生の夏が終わる頃、英語の面白さを教えてくださった酒井志延先生から「他大学間単位互換協定」についてのお話をいただきました。そして神田外語大学に1学期間通うことになったのです。秋学期から「英語学」、「音声学」、「非言語コミュニケーション」の3つの科目を履修し、朝から晩まで勉強していました。毎晩、図書館から帰る家路で幸福感を味わっていたことは今でも鮮明に覚えています。大学卒業後は本格的に英語教育を勉強するため、新潟県にある上越教育大学大学院に進学しました。この大学院では現職教員の専修免許取得や研修のための場としての役割に重点を置いており、現場の実情を学ぶことができました。修士論文を書き上げるため、朝から夜中まで研究する日々でした。そして大学院修了後、カナダの西海岸にあるビクトリアでTESL(第二言語としての英語教授法)プログラムを受講します。帰国後、英会話学校で非常勤講師として英語を指導する第一歩を踏み出しました。そして、2007年秋に教員採用試験に合格し、自分の目指す入り口に辿り着いたのです。この教員採用試験は通算4回目の受験でした。

### 【… 3 教師としての取り組み …】

2008年、千葉県立浦安南高校に着任しました。当時、私は英会話学校で培った指導法で授業を活気付けようと意気込んでいました。しかし、授業をする度に自分が間違った方向に進んでいる気がしたのです。ある日、一人の生徒から「先生の授業、つまらないね」と授業中に言われ、非常に落ち込みました。この時、ふと自分自身も



卒業式での集合写真

昔、英語が嫌いだったため授業に関心無かったことを思い出しました。そして千葉商科大学で英語と仲直りできたことは紛れもない事実です。「目の前の生徒にどんなことを言われようと、この状況を好転させたい」、「英語が必要になる機会はどのような生徒にも来る」とこの時期から考えるようになりました。同時期、酒井志延先生に相談に乗っていただきました。その後、空き時間があれば同僚の先生に許可をいただき、あらゆる科目の授業を見学させていただきました。また教育に関する勉強会に参加したり、自身の授業を批評していただく機会を増やしたり、生徒との信頼関係を考えなおすためカウンセリングの講座に参加したりと、様々なことに挑戦しておりました。そして2013年、アメリカ研修のため勤務先を離れる際、生徒から「先生の授業、本当に楽しかったよ」、「早く帰ってきて、また授業してね」などと、かけがえのない言葉をもらい、日本を発ったのです。

#### 【… 4 アメリカ研修概要 …】

文部科学省「日本人若手英語教員米国派遣事業」の派遣機会をいただき、2013年夏より6ヶ月間のアメリカ生活がスタートしました。このプログラムには「英語教授法」「英語力強化」「文化交流を通じた米国理解」「現地校での教育実習」などが含まれます。派遣先は東海岸に位置す

るデラウェア州立デラウェア大学です。

大学院で様々な教授法学びました。クラスメートにはアメリカ人、中国人、そして日本人がおります。教授法に関する文献を読んだり、授業案を作ったり模擬授業をしたりと、非常に実りあるプログラムです。また、プログラムの一環で教育実習を数回行いました。対象は語学学校(ESL)に通う留学生です。今まで学んできた教授法を取り入れ、実際に授業をします。様々な国籍の人たちに英語を教える貴重な体験となりました。またESLの先生によるワークショップが毎週行われ、「語彙指導」、「動機付け」、「発音指導」など、毎回具体的な指導法を学びました。特に教師になって以来興味があった「動機付け」に関して知見を深められたことが幸せでした。

次にESLでの英語学習です。クラスメートにはサウジアラビア人、中国人、ブラジル人、韓国人、そして日本人がおります。1学期は6週間の単位で構成され、約3学期間受講しました。特に興味深かったクラスは、ドラマ



デラウェア大学のキャンパスにて



ESLでの教育実習の様子

を使用したクラスです。自分の感情やジェスチャーで聴衆にしっかりと言葉や気持ちを伝える訓練を行います。英語で感情を伝える活動を通じて、自身の指導の幅を広げられました。ESLでは小テストや学期末試験が度々あり、あらためて勉強できる喜びを実感しました。

そして、文化交流です。地域の中学校などで日本の文化紹介を行い、マンガ、ファッション、武道、書道、折り紙など、様々なコーナーを設け、現地の生徒と交流します。この文化紹介は日本文化を見直す良い機会につながりました。

最後に中学校での教育実習です。2週間お世話になった学校では、6年生～8年生(日本の小学6年～中学2年生)の生徒が在籍しています。私は7年生の英語のクラスを毎日見学できました。昼休みには毎日食堂へ行き、生徒と一緒に昼食を取り、一緒に会話したことがかけがえない思い出となりました。ここでも、日本文化紹介を数回行いました。日本に興味のある生徒が多く、「日本食」、「日本の学校」、「日本人の生活スタイル」などについての多くの質問を受けました。また、日本の自動販売機、交通など私たちが日常的に利用しているものに非常に驚きを示し、異なる視点から日本を再確認できた気がします。

今回の米国研修を通し、英語教育はもちろんのこと、自分の人生を見つめ直す期間にもなりました。文化が異なることで、不便さを感じるものが度々ありました。その際、色々な壁にぶつかり、自分なりに考えます。この過程の繰り返しは自身の成長に大きな貢献がありました。「なぜ?」と一度立ち止まって考える大切さを経験できたのです。フランスの哲学者、ブレイズ・パスカルは「人間は考える葦である」と述べました。人間は考える事によって、無限の力を持つと解釈できます。思考活動は誰もが平等に与えられています。考える作業によって自分の可能性を高めることができるのです。また米国研修で様々な人に支えられ、助け



現地の中学校での教育実習

られながら自分は生かされていると実感しました。帰国後は無限の可能性を秘める生徒たちに、これまで学んだ体験を存分に活かし、次世代を育てる一助となれたらと決意しております。

### 〔… 5 おわりに …〕

いつ、どこで、学んだことが人生で生きてくるかは誰にも分かりません。しかし、これが人生の醍醐味だと私は思っています。どのような生徒の将来も教師の言動1つで大きく左右されます。したがって、生徒の未来への種まきは「平等に、タイミング良く、そして陽の当たる場所に、正しく蒔くこと」が大切だと思います。これこそ教師の力量が試される点ではないでしょうか。生徒に対し「通訳者になりなさい」、「世界で活躍できる人物になりなさい」などと言うつもりはありません。どの生徒の人生も一人ひとり異なります。生徒が英語を通じて、少しでも人生にプラス影響を感じてもらえれば嬉しいです。最後になりましたが、この場をお借りして、千葉商科大学で大変お世話になりました先生方に御礼申し上げます。そして、このような貴重な機会を与えて下さった酒井志延先生、千葉商科大学経済研究所の吉川貴江様、本当にありがとうございます。

# 会計監査も洞察不可能な建物大規模修繕工事の不正会計



税理士 博士(政策研究)

**土屋 清人**  
TSUCHIYA Kiyoto

プロフィール

1991年 駒澤大学大学院商学研究科修了。2012年 千葉商科大学大学院政策研究科博士課程修了。

現在、土屋税理士事務所所長。

著書に『地震リスク対策：建物の耐震改修・除却法』（共著）中央経済社、「減損と除却損失・臨時償却」など企業会計、税務弘報、税理に論文多数。

〔授賞著作〕

・(財)日本ファシリティマネジメント協会、功績賞『建築士・会計士・税理士の災害FAQ』（共著）中央経済社  
・(社)日本経営管理協会、協会賞「建物の架空資産と工事内訳書との関連性」（単著）

建物はRC造であれば100年間使用できる。そのためには約20年ごとに大規模修繕工事を必要とする。この際に適正な会計処理として、撤去した床・壁・天井の未償却残高は建物勘定からマイナス（一部除却）しなければならない。一部除却は、資本的支出と表裏一体の問題である。資本的支出の基準として耐用年数の延長・価値の増加があるが、一部除却が可能となれば、資本的支出のこれらの恣意的基準は必要なくなる。

しかし、現在の会計学ではこの一部除却が実行不可能な環境下であり、多くの企業は有価証券報告書に架空資産を計上し、莫大な不必要な税金を支払い、株主に多大な損害を与えている。循環型社会形成が叫ばれる現在、建物の大規模修繕工事は益々重要となってくるが、この工事を適正に会計処理できないのである。これは内部統制の由々しき問題である。

大規模修繕工事を会計処理する際に本来使用されるべき資料は、国土交通省が指針として提示している改修工事内訳書である。しかし、一般的に工種別工事内訳書が使用されている。工種別工事内訳書は、土工、鉄筋、防水、タイル、金属、電気、空調等の科目で計上されているため、建物のどこを撤去し改修したかを把握できない。

大規模修繕工事を会計処理する際に工種別工事内訳書を使用することは、省略された資料を用いていることになる。岩田巖教授は、『利潤計算原理』の中で誤謬や省略された資料を基に会計処理したならば、それはもはや

会計ではないと論じている。大規模修繕工事において一部除却が行われてこなかった原因は、信憑資料としての工事内訳書が、国土交通省方針の改修工事内訳書ではなく、工種別内訳書であったからにほかならない。また、会計人（公認会計士・税理士等）の工事内訳書の知識不足に起因するものと考えられる。

会計人が工事内訳書の仕組みを知れば、建物の工事金額が物量計算によって成立していることを認識できるため、撤去された物量を把握でき、除去された建物の未償却残高も計算することが可能となる。会計学の除却の項目に、一部除却の必要性和方法を加筆すべきと考えるものである。



### ■『国府台経済研究』第23巻※

- 第1号「民族差別・対立環境下の相互理解・認知の試みとそのゆくえ特集号」、2013年3月  
執筆担当者：趙軍・朱全安・河村昌子

### ■『CUC View & Vision』※

- 第34号「特集 — 中小企業」  
2012/Sept.,全92ページ。
- 第35号「特集 — コストマネジメントの課題」  
2013/Mar.,全96ページ。
- 第36号「特集 — 地域経済の衰退と活性化」  
2013/Sept.,全76ページ。

### ■『Research Paper Series』

- No.62「An Empirical Study of Bankruptcy and Turnaround after the Great Earthquake in Northeastern Japan: Corporate Risk Management for Natural Disasters」  
Saburo Ota May, 2012, 45ページ
- No.63「地方自治制度と地方税制度に関する研究」  
臼木智昭, March, 2013, 18ページ
- No.64「コーポレートガバナンスと企業経営—3つの事例から考える—」  
小堀朋子, March, 2013, 15ページ
- No.65「沖縄(琉球)における家族構造・産育・死生観」  
中井順一, March, 2013, 12ページ
- No.66「原子力事故の経済的影響：製造業を事例として」  
塩澤守弘, March, 2013, 13ページ
- No.67「金融オペレーショナル・リスク管理における内部統制上の牽制と対応」  
伊藤真弘, March, 2013, 12ページ
- No.68「ソフトな生涯学習」  
村田三七男, March, 2013, 17ページ

---

※『国府台経済研究』定価1,000円(税込)、『CUC View & Vision』  
定価800円(税込)の購読申込は、千葉商科大学経済研究所  
TEL：047-372-4863まで。

## 編集後記

アイデアは、「三上」つまり「鞍上」、「厠上」、「枕上」で浮かぶといわれていた。「鞍上」は限られた人のものになってしまったので、今ではさしずめ「車上」といったところだろうか。しかし、「自動車上」では気をとられていると危ない。「電車上」ならば危険は少ない。現在では、このほかに「入浴中」、「シャワー中」、「散歩中」あたりをアイデアが浮かぶところに加えてもよいだろう。

さて、その厠つまりトイレでよく使われる温水洗浄便座が日本で開発されたとばかり思っていた。そのようなことが書かれた本を読んだことがあったからである。裏取りが必要であったことはここではさておき、温水洗浄便座は米国で発明され、それをTOTO株式会社が輸入販売していたのである。TOTO株式会社はその輸入製品を参考にして国産の温水洗浄便座を開発・販売し、改良しながら現在に至っている。

ちなみに、我が国における温水洗浄便座の普及率(所有している世帯数の割合)は平成24年度で74%(平成25年3月内閣府「消費動向調査」)となっている。これだけの高水準の国は珍しいのではないだろうか。

模倣ということには、嫌悪感を覚える人が多いが、「模倣」がビジネスにとって重要であるという仮説もある。たしかに、単なる模倣ではなく、TOTO株式会社の温水洗浄便座のように洗練化・高機能化したり、あるいは複数の製品やサービスを組み合わせることで新製品や新サービスを開発すること、さらにはまったく違う分野や業界の製品やサービスを「模倣」して改良したり、組み合わせることは重要だろう。学術の分野でも、異なる領域の方法論を適用したり、先行研究を参考に行っている研究が多いではないか。芸術の分野を見ても「模倣」に気がつくはずである。日本に伝わる「守破離」を参考にして、日本人特有の「模倣」を思い出し、新製品や新サービスを創出していくことが求められているのではないだろうか。

千葉商科大学商経学部教授 経済研究所長

上山 俊幸



### 【表紙のことば】

木木が茂る森に光が差し込み、木の葉の間から漏れた光が四方に広がっています。緩やかな流れの川に3枚の石碑が並んでおり、手前から順に、消費税、法人税、所得税の税収を表しています。(財務省「一般会計の推移」より、1989年度～2011年度)平成元年に3%の税率で創設された消費税は、平成9年に税率が5%に上がりました。景気に左右されにくい様子が伺えますが、これからのちの段階的引き上げは果たしてどのような勾配を形作るのでしょうか。

千葉商科大学サービス創造学部准教授  
鎌田光宣

**CUC**  
Chiba University of Commerce

## 千葉商科大学経済研究所

〒272-8512 千葉県市川市国府台1丁目3番1号

[TEL] 047 (372) 4863 [FAX] 047 (373) 0019

[URL] <http://www.cuc.ac.jp/keiken/>

